

# 令和3年第2回与論町議会定例会会議録

## 目 次

会期日程	(3)
<b>第1日（6月14日）</b>	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	5
南 有隆君	6
沖野一雄君	21
林 敏治君	36
喜山康三君	47
林 隆壽君	60
原 栄徳君	68
大田英勝君	78
議案第29号 与論町新型コロナウイルス感染症対策基金条例	85
議案第30号 与論町税条例等の一部を改正する条例	86
議案第31号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	88
議案第32号 令和3年度与論町一般会計補正予算（第3号）	89
議案第33号 令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	96
議案第34号 令和3年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）	97
散 会	98
<b>第2日（6月18日）</b>	
議案第35号 塵芥収集車（4 t車）購入に係る物品売買契約の締結について	103
陳情第 2号 真正地区東部道（仮称）の整備について（環境経済建設常任委員長報告）	105
陳情第 3号 南増木名地区農道（仮称）の舗装整備について	105
陳情第 5号 古里地区中水溜農道（仮称）の舗装整備について	105

陳情第 4号	義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務厚生文教常任委員会）	107
発議第 1号	与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件について（林隆壽議員ほか3人提出）	109
発議第 2号	義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人提出）	110
議員派遣の件		111
閉会中の継続審査・調査について		112
閉 会		112

令和3年第2回(6月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
6月14日	月	全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議)
6月15日	火	常任委員会
6月16日	水	常任委員会
6月17日	木	予備日(議事整理日)
6月18日	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

# 令和3年第2回与論町議会定例会

第 1 日

令和3年6月14日

**令和3年第2回与論町議会定例会会議録**  
令和3年6月14日（月曜日）午前8時59分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 一般質問

第5 議案第29号 与論町新型コロナウイルス感染症対策基金条例

第6 議案第30号 与論町税条例等の一部を改正する条例

第7 議案第31号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第8 議案第32号 令和3年度与論町一般会計補正予算（第3号）

第9 議案第33号 令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第10 議案第34号 令和3年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）

2 出席議員（10人）

1番 南 有 隆 君	2番 原 栄 徳 君
3番 林 敏 治 君	4番 林 隆 壽 君
5番 喜 山 康 三 君	6番 福 地 元一郎 君
7番 大 田 英 勝 君	8番 野 口 靖 夫 君
9番 沖 野 一 雄 君	10番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長 山 元 宗 君	副 町 長 久 留 満 博 君
教 育 長 町 岡 光 弘 君	総務企画課長 沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君	税 務 課 長 武 東 真 奈 美 君
町民福祉課長 田 畑 文 成 君	環 境 課 長 朝 岡 芳 正 君
農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君	産 業 振 興 課 長 山 下 秀 光 君
商工観光課長 松 村 靖 志 君	建 設 課 長 町 本 和 義 君
教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 川 上 嘉 久 君

水道課長 仁禮和男君 与論こども園長 富士川 智恵美 君  
茶花こども園長 富 千加代 君 児童発達支援センター長 龍野 勝志 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 町 健司郎 君 書記 池田 レミ 君

開会 午前8時59分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） ただいまから、令和3年第2回与論町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、4番林隆壽君、7番大田英勝君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月18日までの5日間に決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（高田豊繁君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（町 健司郎君） 諸般の報告をいたします。

町長から与論辺地総合整備計画の変更に係る専決処分報告について提出されています。その写しを配付してありますので、御一読ください。

以上で報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 一般質問

○議長（高田豊繁君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） おはようございます。まず初めに、昨今コロナ禍でいろいろ規制されたり行動が制限される中ですが、本町におきましても、コロナウイルスのワクチンのおかげでどうにか発生を抑えられています。最近また観光客の方々が多く来ているのが見られます。今こそ減っているからということではなく、また気を引き締めてコロナ対策をしっかりとしまいたいと思いますので、お互い協力しながらコロナ対策に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

1 教育現場の現状と連携について

- (1) 与論町は、中高一貫教育となっているが、各学校との連携・情報交換はどのようになっているか。
- (2) 近年、教育にデジタルの導入が進み、今後の勉強方法や教育環境の変化についてどのように考えているのか。
- (3) 生徒だけでなく教職員も募集する事態になっているが確保できるのか。

2 コロナ禍における観光客の誘致について

- (1) 去年はコロナの影響により観光が多大なダメージを受けたが、今年はどうのようにして観光を回復させようと考えているのか。

よろしく願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、教育現場の現状と連携についてお答えいたします。

この制度は、平成10年度から県や文部科学省の中高一貫教育推進研究の指定を受け研究を続け、平成18年度から県指定の連携型中高一貫教育校として歩んできています。

中高の連携であります。両校の校長同士の情報共有のもと、通常年2回の中高合同職員会議や各係・教科等の連携を行っており、両校のカリキュラム、その年度の新たな取り組み、学校行事、部活動など合同で行う活動についての理解や行事等の諸調整、学力向上や生徒指導面等学校の教育活動について協議しています。

合同職員会議の事前調整において、前年度の活動の反省、次年度へ向けて、課題への対応や新たな活動への提案・理解を行い、相互乗り入れ授業についての教科や担当者、乗り入れの配慮事項等を協議します。

また、教育委員会では、幼児教育から高校教育まで一貫した、こども園、小・中学校、高等学校の「縦の連携」を重視しています。学力向上や生徒指導、特別支援教育等の各担当者が情報交換できる場を年間約70回設けたり、全ての校種の教職



員が参加する夏季研修会の開催のほか、校種を越えて学びを共有する機会として、「音楽発表会」や「子ども議会」、今年度で3年目となる地域連携型海洋教育の成果発表の場である「ヨロン海洋教育フェア」などを推進しています。

教育現場の現状と連携についてです。

与論町の教育行政方針に「変化の激しい社会で困難を乗り越えて積極果敢にたくましく生きる人間の育成」を掲げています。これからの時代を生き抜いていくために、児童生徒に身につけるべく求められていることが「自ら学び、考え、主体的に判断し行動する力」であります。そのために主体的・対話的で深い学びの充実の視点での学習を推進します。なかでも、自ら学びに向かう意欲の醸成に力を入れてまいります。

また重点施策「社会の変化に対応し、自立する力を育む教育を推進」では、具体的なこととして、情報教育、教育機器の活用、1人1台のタブレット整備と活用を推進していきます。

I C Tの「学び」への活用では、検索サイトを活用した調べ学習や文書作成ソフト、プレゼンテーションソフトの利用、一斉学習の場面での活用、一人一人の学習状況に応じた個別学習の充実を図ってまいります。

また、今年度1人1台端末をオンラインで利用できるようにするため、各小中学校のW i - F i 環境整備を行います。通信環境が整うまでは、オフラインで端末利用ができるよう端末の設定作業を行っています。導入を目指した学校における準備も並行して行い、2学期からの活用を目指して作業を進めています。

次の質問、教育現場の現状と連携についてです。

特別支援教育を一層きめ細やかなものにしたたり、学校図書館司書の兼務を解消したりするために、今年度は特別支援教育支援員や司書補助員の増員を計画し、今年度4月の段階では予定の人数に達しておりませんでした。ホームページや週報等を活用した募集広報により、町が任用する学校職員については、5月1日付けで必要な人員を揃えることができたところです。

一方、県教育委員会によって任用される臨時的任用教員については、応募者数の不足から、与論町の教員として任用できたのは、7人の必要数に対して5人のみでありました。このことにより、那間小学校の理科専科の教員と、与論小学校の特別支援学級の担任が不在となりましたが、その後、県だけでなく、与論町教育委員会でも応募を働き掛け、那間小学校については5月7日付けで任用できたところであります。

しかし、与論小については、担任不在の状況が続いており、今後も、県教育委員会と連携を図り、町民の協力を得ながら人材確保に努めていきます。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） コロナ禍における観光客の誘致についてという御質問ですので、お答えを申し上げます。

昨年度、本町の観光業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、入込客数が前年の約50%となる3万4358人まで減少するなど、大きな打撃を受けました。そのような中、町としましては、地方創生臨時交付金等を活用しながら、関係事業者に対して町独自の給付金や感染症対策への助成など事業者の経営継続のための支援を行うとともに、ポストコロナ、withコロナを見据えた新しい観光スタイルへの転換のための支援として、星空やエコツアーなどの新しい観光コンテンツ造成やワーケーション等の長期滞在を見据えた通信環境設備や施設の整備、緊急雇用による遊歩道等の観光施設や景観の整備を行ってまいりました。また、今年度は新たに長期滞在やインバウンド等に対応するための宿泊施設の改修による受入態勢の整備・充実を図るとともに、新しい観光コンテンツを活用したツアー商品等の造成や、ワーケーション等長期滞在の誘致などの宣伝・誘客対策を実施してまいります。

現在、町内においては高齢者を中心に新型コロナウイルスのワクチン接種が進んでおり明るい兆しが見える一方で、全国的には変異株等による感染増加やそれに伴い緊急事態宣言が延長されるなど、当面は観光産業にとっては厳しい状況が続くことが想定されます。情勢を注視しつつ、観光協会と連携した宣伝誘客・受入態勢の整備に努め、観光回復に取り組んでまいります。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは順を追って質問させていただきます。

初めに、中高一貫教育というのを聞きまして、これは本当に中学校、高校を通して学力向上、そして同じところで6年間学べるということですからいいのではないかと考えています。生徒数も減ったりしてきていますので、こういったことで与論の生徒を増やすというのはいいのではないかと思うのですが、平成10年から県や文部科学省の指導を受け、平成18年から県指定の中高一貫教育校となっていますが、今まで中高一貫教育となって出たメリット、デメリットがあるようでしたら教えてください。お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 特に今整理している資料はございませんが、まず中高一貫教育のメリットというのは、与論町の最高学府として、与論町を飛び出すまでに与論町の子供を一貫した教育のもとで、育てられるということです。例えば、一緒になって学力を高めていこうということについては、連携型中高一貫教育の職員会議というのがありますが、その中でいくつも試みをしています。20年程前は、過去

の高校の模試をもう1回使って、どのくらい学力がついているかというのを5年間ぐらい前のところから続けながらやっていたのですが、今は、同日の県立高校入試の問題を使って、学力を確認するというシステムに変わりました。要するに、一つのメリットは中・高卒業時の学力を高めようとする一貫した姿勢が取れること。2つ目に基本的には県立と町立は連携することが容易ではない。また、生徒指導面でも中高のいわゆる合同職員会の分科会みたいなものを開いています。そういった両校の交流が行われています。3つ目に乗り入れ授業というのがあります。県が指定校に認めるまでは、いろいろな実験段階で推進校として、加配という加えて配置する職員が与論中学校にも与論高校にもいました。そういうことでいろいろな取り組みができたのですが、今はほとんどないためにちょっとやりにくいです。現在、乗り入れという高校の先生が中学校に来て教える、中学校の先生も高校に出向く、これによって中高ギャップを防ぐ意味があります。

いわゆる見知った先生が高校にいて、与論中学校から行った先生が子供たちを見守り、擁護交換をしていくという面の乗り入れ授業に対するメリットもあります。それから、もうちょっと簡単に言いますと、部活動では、吹奏楽部の合同で金賞、銀賞を受賞しました。また、中高合同マーチングでも、大きな成果を残しています。今も、高校生に力を借りて、練習試合で、先輩の胸を借りるといようなこともやっています。合同練習で、先輩から学ぶことができます。

次に、進路ですが、大学に合格したり、会社に合格したりした人たちが、中学校3年生、高校1、2年生に向けて合格の秘訣というのですかね、それを発表する会が年に1回あります。このような取り組みで合格した、私はこうして成し遂げたという、採用試験の状況を模擬で体験します。それから、合同教育講演会というのを行います。一旦途切れていたのですが、今も続いてきています。講師の話聞いて発奮する、そういう夢を与える教育講演会を与論で行おうということで、現日置市長が市長になる前に来られて、子供たちにやればできるという話を自分の経験から話した例もあります。

デメリットですが、1つ、これは私の発想、感じ方ですが、建物が離れていて、なかなか時間がうまく取れずに両方の交流とか乗り入れ授業というのが十分効果が得られない、相当の時間の余力数がある人ではないと中学校から高校へ行けない、高校から中学校にも行けないというので、非常にこの乗り入れ、いわゆる連携型のギャップを埋めたり、安心感を与えて高校に迎えらるという乗り入れ授業を十分活用されていないということがあります。それで、これからの問題ですが、できれば将来設計としては、人数も減る中で全く同じ敷地にある併設型中高一貫教育も模索していかなければならないときに来たというふうに考えています。職員室も隣

あって、中と高があれば、時間割も調整して担当しない時間のところは、連携相手の免許を持った先生が教えるなどということの対応ができていくのではないかと。そういうところがやはり距離が離れていて連携型であるというのが故に、思うように十分な効果が達成できないもどかしさもあるところがあります。

ということで、ちょっと長くなりましたがデメリットとして考えています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。今聞いたところ、本当にやはり義務教育とそうじゃないところの違いの隔たりというのはあると思いますが、やはり中高一貫教育をするということを決めたからには、やはりその壁を取り払って、お互いが生徒のためにひいては与論町の学力向上のためにやっていただきたいと思えます。

それと、やはり今聞いたところ校長先生とトップ同士の話は通じているのではないかとと思うのですが、現場の教師同士、できれば同じ教科の先生の話し合いだとか、そういったものの縦の連携ではなくて横の連携もちょっと力を入れてほしいと思うのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがたい御提案だと思っています。教科ごと、どのような教科運営をしていくかということについては、今後新しい学習指導要領を見据えた教科指導のあり方も、中学校、高校においても教科の先生同士もなかなか難しいところがあります。一方は全部教え込んで一生懸命する先生、一方は考えさせる場を設けようとしている先生、さまざまにありますので、そこについてはこれからの新しい時代を生き抜く子供たちが、先ほど申し上げましたように主体的で協働的な学びで、深い学びになるような形をとっていけるような教科の横の連携をしっかりと取ってほしいということは、両方に伝えてまいりたいと思えます。また努力したいと思います。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） では、（1）の最後になりますが、今ありましたように、やはり学校は勉強するところでもありますが、先ほど教育長からもありましたように部活動ですね、スポーツで行くという方もいらっしゃいます。与論町においても中学生で、やはりスポーツに長けている方は島外の学校に行って、能力を伸ばそうとしています。とくにことしは東京オリンピックが多分開催されるとは思っていますが、やはりオリンピックに出るといことは人生が一変するという大会ですので、それを目指すというのも個人の大事な目標です。それを伸ばすことも大切と思うのですが、やはり中高一貫教育になったからには生徒数の確保ということを考えますと、

中高一貫教育の中に勉強だけではなくて、スポーツに対しても中高一貫教育でやっていけないかということを思っています。しかしながら、やはり勉強とスポーツを両方やれと先生に言っても、さすがにこのご時世時間が無いと思っています。そうなると、勉強を重視する先生もいると思います。逆に部活動を重視する先生もいると思います。そこら辺もできれば中高一貫教育になったからには、話し合っただけ進めてほしいと思います。

私のところに、ある父兄から相談がございまして、特に高校の話になるのですが、体育祭があります。この体育祭の前後に、結構県体の予選が島外で多くあるみたいです。3年生は最後の部活動になるのでどうしても出たいと言って頑張ります。しかしながら、体育祭の準備もしないといけない。3年生はトップですので、3年生が2年生、1年生を引っ張っていかねばいけないという気持ちが強いです。そうすると、疲れて勉強もできずに寝るしかないという方はまだいいです。そこからまた新聞配達をする生徒もいるらしいです。そういうところも日程調整とかをできれば保護者を交えて、こういうふうになっているんだけど、間隔は空けられないとか「ちょっとこの日程を変えられないかという、そういった団体ではないですけど、こういったこともできれば取り入れてほしいと思いますけど、教育長いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 本当にこういう調整の大変さ、難しさというのは、どこもいつも、その時代その時代の状況で大変だと思います。おっしゃられるように、個から見るか、全体から見るか、グループから見るかとかいうことで、今聞くところによると、新聞配達がなかなかお願いできなくて、高校生がいないと。しないという意味でしょうかわかりませんが、心境の変化なのかということ、我が家に一般の方が配達するようになりまして、そういう状況も聞いています。新聞配達をする子供たちも大事にしたいし、それからその体育大会全体と大会の日程調整、本当に難しいところだと思いますが、きちんとやれるところ、最大限何を活かすかということと共に相談しながらいくという時間的な配慮とか、そういったものも必要ではないかと思うので、そういうことがあるということもお伝えはしてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。それでは要旨1の質問を終わらせていただきます。

次に、要旨2について質問させていただきます。近年コロナ禍が始まりましてから、デジタル化というのがものすごいスピードで進んでいます。初めは仕事で

リモートワークという言葉が出て、パソコン1台で画面を通して仕事をするというのがありました。コロナ禍で感染者が増えると同時に徐々にデジタル化の進行も進み、ついに教育の現場まで来ています。実際国はデジタル化に進み、教科書もデジタル化に前向きになっています。2021年度には、概算要求関連経費として50億円を盛り込んでいます。これは、徐々に紙の教科書をなくそうとしているのではないかというのが、私の考えなのですが思っています。それと、デジタル化でリモートワークにすれば、学校を休む必要がないのではないかという考えもあるのではないかということを思っています。それだと本当にデジタル化で済むのであれば、別に学校に行く必要があるのかということを思ってしまいます。実際に今までは、学校に行くと友達と一緒に話し合ったりいろいろ勉強したりして、学校が終われば塾に行くという子供たちもいたと思います。しかしながら、現在デジタル化が進むと学校のリモートワークだけではなく、塾の方も変貌しています。それはなぜかというとユーチューブですね。ユーチューブを見て勉強する子供たちが増えてきています。これは子供たちが1台1台携帯電話を持っているからです。携帯電話さえあればほとんど授業を受けられます。テレビとかでもよく見ます。全国チェーン展開している塾ですね、そこも無料で2週間とか100コマぐらいユーチューブで見ることができます。私の知っている高校生に聞いたところ、実際に見ている子供も数名いました。学校の授業じゃわからないからこれを見ているんだと言って見せていただきました。そうすると、本当に全部デジタル化、リモート化したら、学校に何をしに行くのか。本当に運動会とか部活動、スポーツするだけの施設になってしまうのかというそういう心配をしています。別にデジタルが悪いということを行っているわけではないですけど、デジタルと紙の併用ですね、そういうのも今後考えていかなければいけないなと思っています。

それで、今回こんなにデジタル化が進むにつれて、将来へのちょっとした不安があるのですが、本当に学校というのがどういう意味を持つてくるのか。デジタル化が進み過ぎると、学校もデジタルになるのではないかという心配をしているのですが、それについては、教育長はどうお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 本当に大事なところであります。まず与論町のGIGAスクールの構想を急いでほしいという要望も受けておりまして、今回新型コロナウイルス感染症の関係で、おかげさまで与論町も着実にこれは準備できそうです。今のお答えを簡潔に申し上げますと、私はいつも思っていることは、本物の教育を推進したいと思っています。それは何かというと、子供たちの学ぶGIGAスクールのタブレット1人1台は、個別の学習ツールであります。学習ツールを子供たちが一

生懸命活用すれば伸びていきますという手本はたくさんあります。よって、それを大いに活用できる基礎的、基本的なリテラシーを学校ではつける。そのことによってあとは自分の力でどんどん伸びていくこともあります。一方で、それを使わない、あまり使えない、使おうとしないまま伸びが止まってしまうという二極化も恐れています。それで、先ほど申し上げました中に、私は「自ら学びに向かう意欲の醸成」というのに本町の教育は重点を置きながら、教科指導、デジタル化の指導も行っていきたいというのは、リテラシーそのものを中心に進めるのではなくて、君はこれを使って何が学びたいのかしたいのか、これをしようと思うのがこれをを使うのに困るのかといったような個別化と言います。個別化への助言ができるようなこと。もう一つは、これからの2030年の社会に子供たちに生きて働く力は何かということ、かなり課題が多くて地球規模でやらなくてはならないものが多くなる。そのとき一人でいいかというときに協同的、隣の友だちや地域とつながって、学び合ったりしながら助け合う、これが協同的な学びと言います。これを次のSociety 5.0には必要な力だと考えていますので、本物というのはそういう友だち同士で大きな課題を設定して、どう解決していくかというのを考えていく時間も、これまで以上の教育の中に追加していかなければいけないと思っています。そういう意味で、このGIGAスクールの中の1人1台タブレットを個々人が大いに活かせるような基本的なことを身に付けさせるのと同時に、学ぶ意欲を学校の中で家庭でも子供たちに学び続けようとする知恵と友達と協力する地域の中でやるのだということとで頑張っていけるようなことを推進するのが海洋教育という、一本の筋を通して地域の課題に地域の人と結び付けながら、海や川そういった自然の大地を大事にするためにどういう問題が残されているかというので、次の段階のそこを大事にGIGAスクールのタブレットを活用してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。今ございましたように、やはり学習能力というのを上げて、ICTを生徒一人一人にあったものを使っていくという考えはよくわかりました。それでは、実際今コロナ禍で、ソーシャルディスタンスだとか離れてやる、あまり密になるなとなると、なかなか子供同士で話をするときにはどういう話をしているのかと思っています。以前テレビで、学校の部活動の中でクラスターが起きたときに、どういう状況だったのかと聞いたら、5人ぐらいかたまっていて、1メートル離れてマスクを着けていて、外で会話をしていたそうです。その5人がコロナに感染したそうです。そうすると外でマスクして1メートルも離れて、それ以上に2メートル離れなければいけないのかと。じゃあ2メートル離れて会話ができるかということ、それは無理だと思っているのです。そうするとやはり

この携帯で話すのかと、今はやりのラインだとかツイッターで話すのかと、たった2メートルだけ離れているだけでそれを使うのかということ、ちょっとおかしな話になってきます。そうすると、やはりICTばかりではなくて、相手とコミュニケーションをとる、そこで自分を人間として人間性を上げていくということも大事だと思っています。

ですから、お聞きしたいのは、学校においてもこのコミュニケーション能力ということについての指導というのは、どういった指導をしているのか教えてください。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） また、本当にありがとうございます。先ほどの提案の学校の意味は何かということに南議員の思いがあると思います。まさにそのとおりで、こういうコロナ社会で1人タブレットが出ても、必ずしもリモート授業ではなくて、どうしたら学校という場所で勉強ができるかというのも与論は考えていこうと。それから12歳までのワクチンも進んでまいります。そういう意味で学校というのはやはり友がいて、先輩がいて、後輩がいて、この人としてどう生きるかというのを学ぶすばらしい環境の場所なのですね。そこを失うなら、個人だけの能力を高めるなら、本当にチューブのいいところを全部選んで、学校であれば文科省が決めて何を何単位取れば、はい、中学3年生は卒業というようなことができるでしょう。やはり人と人が人として地域をつくり、社会をつくり、地球を大事にしていくという考え方をしないといけないということでは、学校にいかに出て来られるのか、来るような最大限の努力をして、危ない場合は避けながらやっていくという発想で考えています。先ほどの協同的な学びを大事にするというので、茶花小学校は「ムヌガッタイム」というのをつくっています。これはわざわざ意識的に学校で、友だち同士この問題に対してどのような解決を結べばいいかというときに、「はい、ムヌガッタイムに入りましょう」と言えば、この解き方をあと二つ別の方法を考えてみよう、自分の考え方と友だちの考え方を比べて、それをまとめて発表するとか。そういう形での関係性、人と話をする時間をつくっていこうという例を出しましたが、そういう意味でのコミュニケーション能力の育成を行うという考えでいます。それに通じるかどうかわかりませんが、必ず年間に各学年最低2時間から3時間はゆんぬふとらばのタイムをつくっています。これは与論の方言を話す人が英語を話す人と優劣の差はないという文化意識の対等意識も学ばせている。気おくれしない人間として与論の言葉を大事にするということを考えていけば、どこの国の言葉も大事であるというふうに考えられるのではないかという基本を踏まえてのことです。

ありがとうございました。



○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 今教育長がおっしゃったとおりですね、本当ゆんぬふとぅば、方言というのは与論の大事な文化ですので、これは無くすわけにはいかないので、このゆんぬふとぅばタイムですね、これはできれば小学校だけではなく、中学校、高校もできればこういうのをに入れていただいて、島の文化というのを若い方にも継承していくためには必要ではないかと思っています。

そして、このデジタル化についてですが、以前新聞でちょっと気になる記事がありましたので、ちょっとお聞きしたいのですけれど、現在スマホ1人1台、中には2台持っている方もいますが、スマホ依存ですね、あとデジタル依存というのがあります。中には、スマホを片時も離せないという方も本当重症の方だけですが、トイレに行くときもお風呂に入るときも持っていく、寝るときもそばに置いておくと。中にはひどい人は、携帯を自分から取られて別の場所に置いておくと、5分経ったら徐々にイライラしてくるそうです。最悪30分ももたないそうです。これはスマホ依存の1つとなっています。それとデジタルが脳に与える悪影響というのもあります。これがデジタル脳という言葉で出ています。全てがネット社会ですので、ネットのここで言っていることが当たり前、ネットのことが正しいと、そういう考えになってしまい、脳に悪影響が出るということも出ています。こういったデジタルに対する負の部分、そういったものに対する対策とか対応というのは考えておられるのか、よろしくをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。大変大事なことで、3年前ですが、鹿児島市の増田クリニックの増田先生をお呼びして、この人は、デジタル脳とか依存症を治療している方で、与論の学校保健会の講師としてお招きしました。事前に与論町の子供たちの依存度について、簡単なアンケートを採りました。するとそのときの5年生が最も高い数値を占めて、いわゆるスマホやらを使っているという状況でした。スマホを使うことはどんなに校則や規則で縛っても、社会の変化の中でみんなが使う時代が来ます。そうすると正しい使い方、光と影をしっかりと教えていくということ。フィッシングという手法の、ゲームを使っていればお金の課金を誘導し、知らないうちに何十万円と料金を請求されるということもあります。今後も講師を迎えての研修会、学校からの呼び掛け、そういったものを続けていながら、子供たちがこれに麻痺しないように、デジタル脳化しないような啓発を続けていくことが大切です。親業というのはその子には初めてになりますから、早め早めにそういう暗い影の部分、光の部分もしっかり教えて、正しく光の部分を使えるようなデジタルの活用を指導してまいりたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。ありがとうございます。

では（2）の最後に、以前出ていた新聞の情報によりますと、そのデジタル教科書を国が負担するということは言っていますが、この文書の中身は、紙の教科書は無償で配布されます。デジタル教科書は、昨年から紙の教科書と併用できるようになっているが、無償の対象外と言っています。教科によってはもしかしたら親の負担が増えるのではないかと考えていると思いますが、これはどうでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） デジタル教科書は与論でも取り入れています。数年前から学校からの要望で取り入れていたのですが、今年は一先中断をしています。費用がかかるということと、使用する先生のデジタル活用への対応の違いや、教科での活用の差がある、教育委員会の方針をしっかりと立てて予算を効率的に使うには、をある程度一貫しないといけない。今回は1学期の予算折衝の中ではそういう意味では一旦とめていますが、御質問のデジタル教科書活用での費用の徴収は今のところしないで、与論町が負担をしてデジタル教科書を取り寄せているという形です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。ありがとうございます。

デジタル教科書を先生も使い方が上手な方は上手なんだと思いますが、生徒とか子供たちの方が、i P h o n eとかスマホ、i P a dとかの使い方は本当に上手です。私が知らないところまでぱっぱとやります。やはりそこに親もついていけるように、ある程度は親としても勉強をしなければいけないのかなと思っています。

以上を持ちまして（2）についての質問を終わらせていただきます。

次に移ります。（3）について質問させていただきます。学校に生徒が少ないというのは以前から思っておりまして、どうか与論町の学校にも魅力があれば、生徒数が増えるのではないかと考えておりましたが、以前、いろいろホームページを見ていたところ、あるところを見て大島地区の先生を探していますというところがネット上に出ていまして、しかも奄美大島の小学校、中学校、徳之島の中学校、沖永良部の小学校、中学校、与論の小学校ですね。これを見たとき、生徒だけでなく学校の先生も足りないのかというふうに、本当に落胆してしまいました。これは本当に、ただ単に学校の先生、教師になりたい方がいないのか、それともただ単に離島には来たくないというだけなのか。この辺はどのように思っていますか。教育長お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） これも数年来の大きな課題になっています。鹿児島県教育委

員会が特別支援課を設置しまして、特別に配慮を要する子供たちへの支援を強化してきたおかげで、1人であっても学級を開設できるように今どんどんできています。そのために、1人担任がオッケーですので、その学級を増やした結果が一番大きな形では教員が足りないということで、昨年は、小学校の教員の募集を例年より90人枠を広げました。新聞にありましたように、来年は今年より30人多く採用していくということです。この教師が今足りない一つの原因を申し上げましたが、さらに、小学校が1、2年生まで35人学級でしたが、年度ごとに3年、4年、5年、6年へと1年ずつ上げて、35人学級を整備していくとなりました。そうなる鹿児島県も大きな学校の45人ぐらいいるところは2学級、71人になると今までは2学級だったのが3学級になるわけですね。だからそういった学校の職員数の対応もしないといけないということが1点。それで去年も今年もですけど、全部免許状を休眠状態になっている人、一旦辞めた人、採用試験を大学で受けて落ちた人たちにも臨時的任用教職員の応募をかけて、一生懸命集めているんですけど、今は大島地区の場合は、1人足りない状況で運営せざるを得ないということになっています。おかげさまで何人も頼んで、校長先生方の奥さんやらそういうところにもお願いして、御存じのとおりだと思いますが、与論町の雇用する特別支援とかそういったところには、みんな埋まりましたが、免許を持って担任になる臨時的鹿児島県任用の方が、今1人不足だという状況だということです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは、ここに元教師でありました山町長に、この教師不足ということについてどうお考えなのか、一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今教育長からありましたように、学級の中の児童数が減ったりいろいろなことで、あるいはまた今まで複式だったところが単式になるということで、絶対数が足りないということで、大島でも非常に困っていますけど、話を聞きますと鹿児島市はもっと困っているということのようです。なかなか増やせないというようなことですね。本当に1年間も我慢しなければならないということで、鹿児島の事務局、事務所あたりの学校教育課、教員を配置するところなどはもう必死で探し回っているけど、なかなかいないというふうなことのようです。私は与論町には、転勤して来られる先生方の奥さんがいらっしゃったり、いろいろなことで何とかカバーをしてもらっているところですが、こういうようなことで教員だけではなくて、ほかの職業も足りないところがたくさん出てきているわけです。その一番の原因は住宅の不足だとよく結び付けられますが、そういうところも考えながら、できるだけ子供たちの幸せのために、人を確保してまいりたいと思います。これは

みんなで協力し合っていないと、そしてまた島内の以前、教員担任をしていた人たちが、何とか復活してもらえとか、そういうふうなこともみんなで呼び掛け合っていかなければならないのではないかと思いますので、今後またそういうところも皆で頑張っていければと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。そうですね、どの業種も人手不足というのはわかっています。ですが、数さえ確保すればいいということではないと思います。やはり先生となると、それなりの資質ですね、あと人間性ですね。本当に教師として確立できるのかという人格というのも大事になってきます。それを考えるとなかなか来てくれというのは、また難しいと思っています。そして今山町長が言いましたように、学校を取り巻く環境ですね、住むところだとか、家族で来られるのかということもあります。1学級につき大体先生は3人が必要です。1学級だと3人ですが2学級だと6人になります。そうするとその6人が与論に来ていただければ、それだけの経済効果は変わってきます。さらにその6人の中に家族がいらっしゃったら、その中でまた一家族が使う経済効果というのは、さらに倍以上になってくると思います。そういうところも考えながら、教育だけではなくて、その周りですね。教育を取り巻く環境というのも、しっかり考えて進めてまいりたいと思います。

それでは、質問事項2に移らせていただきます。

去年、一昨年はもう1年半ぐらい経ちますが、観光はものすごいダメージを受けて、経済もすごい影響を受けています。特に飲食店、宿泊業、観光に関する方がものすごいダメージを受けています。今はコロナ禍においてワクチン接種が進んでいます。もう少しですね、与論町の場合は若い方にも多分7月、8月ぐらいには1回目接種ができるのではないかなと思っています。それにつきまして、そのコロナ禍がある程度落ち着いたら、若者が来るのではないかなと思っておりましたところ、最近飛行場とかでも、沖縄便とかは満席で飛行機が下りてきています。昨日も十何名ほど自転車に乗って回るところを見ました。多分、ニュースで見ると限りののですが、まだあの年代にはワクチンは打っていないというのが正直な気持ちなのですが、本来、空港で検疫とか検査・検温はしていると思うのですが、これを今JALとか全日空が、1,980円か何かでPCR検査をできるように進めています。それに対して与論町も協力して、できれば与論に来る方には抗原検査でもいいです、できればPCR検査の方がいいのですが、そういう検査をしましたよという何かしらの証明書とか、そういうのを取って来島してもらったほうがいいのではないかなと思っているのですが、松村商工観光課長どう思われますか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御意見にお答えいたします。

確かに検査を受けたという証明ができればいいなとは思っています。ただ、その証明をするというのは、まだちょっとはっきりはしていないのかなというふうに、今考えているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） やはりそういうことをしてまで来るかとなると、それも考えるのですが、できればそういうことは航空会社とかと連携してやっていただきたいと思います。

その中において、去年からキックボードが結構与論町で走っているのを見ますが、このキックボードの利用率とか使用状況がわかるようでしたら教えてください。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） こちらの方は、観光協会が今休業者の方々に貸し出しをしています。また、そちらの統計はまだとっていないということで、それもまたまとめてまいりたいと考えているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それと、ちょっと気になったのですが、以前クルーという自分の車を使って配送業をするという事業所が来ていたと思うのですが、最近全く耳にしなくなったのですが、このクルーに対しての事業というのはどうなっているのですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） こちらの方は、コロナの影響で東京の方でも利用者が少なくなったということで、それでまた会社の方も縮小しているということでお聞きはしましたが、その後与論町の方へは連絡は来ていないというふうに聞いています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。私、またうわさで聞いたのですが、クルーではないのですが、また別のところで似たような仕事をしている会社が与論に来るみたいという話があるといううわさを聞いたのですが、それについて事実はどうでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 私どもの方では、そういうお話はちょっと聞いておりません。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番(南 有隆君) わかりました。現在、与論町においても結構ホテル業が新しく新築しているところが多いです。茶花の方にも、今1棟コテージタイプのホテルをつくっているといううわさを聞いています。それと、また結構大きなホテルを解体することの話も聞いています。そうするとそこにホテルを建てろということは今言いませんが、宿泊施設を増やすという手もあります。そうすると、やはりまたたくさん観光客を呼べるということもできますが、建物さえつくればいいというわけではなくて、やはりそこで働く人ですね。先ほどから言っているように人手不足というのがありますが、建物をつくる前に人をつくって、ある程度人員確保した後に、また建物をつくるというのも大事だと思っています。今、与論においても別のところから、観光関係のリゾート地を運営している会社が来ているという話も聞いています。また、今年いろいろ観光に対して、特にホテル関係だとか宿泊関係に関して、新しい会社が2、3件入ってくるのではないかなと私は思っています。その人たちを上手に巻き込んで、与論の活性化につなげられればなと思っていますが、松村課長、もし新しい会社とかリゾート地がホテルを与論で1軒つくりたいと来たら、どういったコンセプトで与論にはつくってくださいというと思いますか。

○議長(高田豊繁君) 松村商工観光課長。

○商工観光課長(松村靖志君) そういうお話がありましたら、是非与論町ですし、観光協会とかいろいろな団体と協議しながら、そのホテルの方々とも協議をしながら進めていければなと考えています。

○議長(高田豊繁君) 1番、南有隆君。

○1番(南 有隆君) わかりました。ありがとうございます。

与論は本当に今畜産がすごく伸びてきていますが、昔から観光で成り立った島だと思っています。私自体また観光に携わってきた人間として、やはり観光はおろそかにできません。ですから、今後も観光を基準として、与論の経済のためにできる限り協力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上を持ちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(高田豊繁君) 1番、南有隆君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩を入れます。10時15分から始めたいと思いますので、よろしく願います。

-----○-----

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、沖野一雄君の発言を許します。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） それでは、まず初めに先ほどトップバッターの南有隆議員からも触れましたが、新型コロナウイルス感染症について少し申し上げます。新型コロナウイルス感染症が我が国で発生してから、約1年半近くなりました。本町につきましてはワクチンの接種で、高齢者の65歳以上の方々の大方を終えて、いよいよ一般町民に接種対象を広げる予定ということで、順調に対策は進んでいるようです。まずは関係者の皆様の昼夜をわかたぬ御労苦と努力に敬意を表したいと思います。

それでは先に通告した一般質問に入りたいと思います。

1 町立3小学校の統廃合計画について

(1) 本年3月の定例議会において、町立3小学校の統廃合について検討する「建設検討委員会」を設置するとの施政方針が示されたが、同委員会の構成メンバーや検討内容について伺いたい。また、年度内に策定する新総合振興計画（10年）の中で、この統廃合に係る重要課題について年次的にどう進めていくのか伺いたい。

2 学校給食のあり方について

(1) 本町における学校給食については、児童生徒の健全な心身の発達や食育の推進を目的として、全ての児童が等しくその享受を受けていると承知しているが、本年度当初において特別食を必要とする病を持つ小学校児童に対して、従来継続して行ってきた減塩食の提供を中止した事実が確認されている。この一連の対応と今後の考え方等について、詳細を伺いたい。

3 沖縄～与論～沖永良部を結ぶ小型高速旅客船について

(1) 沖縄北部と与論、知名を小型高速旅客線で結ぶ日東商船（株）による新航路については、数度の延期を経て、来年3月に開設する見込みと聞いている。1日2往復する新たな航路が実現すれば、町民の利便性の向上や交流人口の拡大が期待される所であり、積極果敢な行政支援が必要と考えるが、町長の御見解と具体的支援策について伺いたい。

以上です。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答えいたします。

まず最初に、3小学校の統廃合計画についてです。

茶花小学校・那間小学校の校舎は、建設から一部の校舎で60年以上が経過し、施設の老朽化が進行しており、安心・安全な校舎の早急な整備とICTなど時代の

ニーズに則した教育環境整備を進めていくことが必要であると認識しています。学校校舎整備計画については、特に将来の児童数の推移などを見据えながら与論町全体の基本計画を策定し、検討を進めてまいりたいと存じます。建設検討委員会の構成メンバーや検討内容については、教育長より答弁させていただきます。また、本事業計画については、次期総合振興計画の重要な課題事項として位置付け、財政措置を含め、年次的実施計画を策定し、着実に進めてまいりたいと存じます。

次に、沖縄～与論～沖永良部を結ぶ小型高速旅客船についてです。

日東商船が運航予定の小型高速船は、知名漁港から本町を経由して沖縄北部の塩屋漁港までを2時間半程度で結び、朝と夕方の2往復で運航する予定であると伺っています。

就航が実現すれば、沖縄北部には日帰りも可能になるなど、町民生活においては大きな利便性を享受することになると思われまます。また、観光面においては、世界自然遺産登録を見据え、沖縄県北部地域と連携した広域観光ルートの構築を目指しており、その中でも特につながり深い国頭村とは、来年4月の沖縄復帰50周年記念イベント、民間同士の商品開発やイベント交流などの活性化も目指していることから、高速船の就航が大きな役割を果たすことが予想されています。

また、昨年度、今帰仁村と友好都市として締結した和泊・知名両町を含めた広域観光ルートの構築も検討されていることから、当該航路を活用したツアー商品の造成や宣伝・誘客等を行うことにより、利用率の向上に向けて支援を行ってまいりたいと思います。

さらには、現在、奄美群島と沖縄を結ぶ航空・航路に適用されている、奄振交付金による交流促進事業の活用の可能性についても検討を進め、利用促進を支援してまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、町立3小学校の統廃合計画についてです。

町立3小学校の統廃合について検討する「建設検討委員会」についてですが、校舎の建て替え若しくは統廃合のみにとらわれず、町立小中学校の今後のあり方を総合的に検討する組織として「与論町立小中学校のあり方検討委員会」を今年度上期に立ち上げることをとしています。構成メンバーとしましては、副町長、教育長をはじめ、町立学校長や各自治公民館長、PTA代表、教育委員、こども園等の保護者代表といったメンバー構成としています。

令和元年度に作成した学校施設長寿命化計画をもとに、検討委員会の意見も参考にしながら、町財政部局と連携し、次期総合振興計画において計画的に建設に向けた検討を進めてまいります。



学校給食のあり方についてです。

給食センターでは、令和2年度3月末で3人の調理員が退職したことで人員不足となっていたところ、令和3年度から順次新たに2人雇用できましたが、依然として必要人員は不足しており、通常の給食調理が十分できるという状態ではなく、衛生管理面において不安を抱え、また配食の時間にも支障が生じるという状況から、減塩対応食の提供が難しい状況となっておりました。そのため、通常の給食提供に支障がないよう、保護者の理解を得ながら、一時的（一学期）に減塩対応食を中止することにし、人員確保と調理態勢の確立を行う方向で進めておりました。

また、学校や保護者の理解を得るため、説明会を実施しましたが、これまで同様に減塩対応食の提供を継続してほしいと保護者からの強い要望がありました。

町長部局とも連携し、調理員の人材確保や減塩対応食の提供方法、センターでの今後の対応等について検討しましたが、人員補充もすぐには難しく、他の職場からの応援派遣も難しい状況でありました。

最終的には、5月10日から減塩対応食を再開できるよう、給食センターの計画に応じた人員を教育委員会学務課から派遣することにより、給食提供態勢を整えることといたしました。5月1日付けで1人を追加採用することができましたが、新規雇用の3人が給食センター調理員として、減塩対応食も含めた職務を遂行できるようになるには時間も要することから、5月末までは教育委員会学務課からの給食センターへの応援態勢を継続しました。

6月からは応援態勢なしで運営がなされていますが、今後とも継続的に減塩対応食を提供するため職員の職務分担、勤務ローテーションや休暇取得等を踏まえた適正な人員を確保し、安全で安心な学校給食が提供できるよう努めてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） ただいま御答弁いただきました。まず1番目の統廃合計画について、今日、私は3つ質問を用意させていただきましたが、一番町民の関心が高くなっています学校給食についてをメインにして、1番と3番目の質問はおおむね質疑5分程度で終わればなと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

1番目の3小学校の統廃合計画について、私がなぜこれを提起したかと申しますと、結論から申しますと、まだその時期ではないと、統廃合について議論するような時間的なタイミングではないと私は理解しています。それについては、ちょっと理由を申し上げます。統廃合については、御案内のとおり法的な基準、文部科学省が示しているような「2015年公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」というので、42年ぶりに統廃合についての言及がなされています。そ

れは教育長御存じだと思います。そのほかに県の基準あるいは町独自の一定基準と  
いうのを考えておられるかどうか、簡潔に一言でお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 財政的なことも踏まえて、まず基本的にそこを伺ってからで  
ないと今の次の2校の整備がいけないから、町民の意向も踏まえておこうというこ  
とから入りました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 文部科学省が示した基準というのが一応明示はされていますが、  
例えば適正規模・適正配置ということで、例えば小学校の学級数というのは、12  
から18以下を標準、標準というのは目安という意味ですが、しかしながら、今申  
し上げた学校教育法施行規則第41条というのがありますけど、小学校の学級数と  
いうのは12から18以下を標準とする。ただし、地域の実態や特別事情ありを考  
慮するという事になっています。それから通学距離、小学校は大体4キロメート  
ル以内というのが適当だという理解になっているようです。そして文部科学省が  
言っていることには、統廃合についての留意点として、こういうことにしっかり気  
をつけて地域でしっかり検討してくださいというのがあります。留意点、単にその  
12学級を下回るか否かだけではなくて、具体的な教育上の課題、切磋琢磨する場  
という価値観を考慮すべし。そして、児童生徒の教育条件の改善を中心に据えなが  
ら、地域における主体的検討が重要。ちょっと抽象的な言い方ですけど、行政主導  
でなく、児童生徒の発達段階や保護者のニーズ、通学条件、学校・家庭・地域・行  
政の役割分担のあり方等々を総合的に検討を行った上で、検討に入るようにして  
くださいというような指導がなされています。先ほど南議員の答弁の中で、教育長が  
35人学級ということで、学級の人数も少ない方が効率が出るということで、そう  
いうことも検討されているのがまた見直しの方向にあるということもあります。

それから、私がちょっと調べてみましたら、学校基本統計というのがあります。  
例えば南3島、徳之島、沖永良部、与論島の南3島に限って調査をしますと、学校  
基本統計調査によりますと、最新の数値です。小学校1校当たりの児童数というの  
は、与論は114.3人になります。南3島の平均は50人から90人台です。与  
論は114.3人で南3島の中で一番多いのですね。そして1学級当たりの子供の  
数、与論は13.7人います。南3島の小学校の平均は11人から12人に留まっ  
ています。それから先ほどの南議員の答弁の中にもありましたけど、教員一人当  
たりの例えば生徒数とかも、基本統計からちょっと割り算をして出しますと、与論は  
教員一人当たりで8.2人の子供たちを持っています。南3島の平均は、教員一人  
当たり5人から大体7人台ですね。与論が一番子供たちを持っているわけですね。

これについては私はちょっと場所を変えて次の機会でもた議論したいと思いますが、要するに与論の姿というのは子供たちの数もそれなりに確保されています。立派なものです。そして私が主張したいことは、この3つの与論の小学校がそれぞれの校区にあって、この3つが三者鼎立（ていりつ）の形、鼎立というのは、「鼎（かなえ）」という字ですね、お互いにライバルとしてあるいは助け合いながら三立する形で、切磋琢磨と成長を続ける今の体制ができていますね。これは非常にすばらしいベストな体制だと思うのです。それには誰も異論はないと思いますが、ですから私は当分の間は今のこの形を維持しながら、もちろん将来を見据えなくては行けません、決して拙速な議論を町民をあおったり、そういうことはしていただきたくないということでもあります。

先ほど財政状況を見ながらという答弁もありましたが、そもそもその学校施設等長寿命化計画というのが行政改革路線の1つなのですね。要するに、財源がだんだんなくなりますので、行革を進めましょうという路線の中で考えつく1つの財政支出を抑えようという動きの中で、それにまた背景としては児童数が減少している、人口が減少しているという背景があるわけですね。その中で当然議論はしなくては行けません、与論町はまだまだそういう時が熟していない時期だと私は思っていますので、拙速にどこを無くしてどこにくっつけようとか、そういう議論は全くしていただきたくないし、十分時間をかけて一応考えなくては行けないことですが、まだ私はほかの市町村と比べても立派なものです。そういうことで、あまり時間をかけたくありませんので、教育長から一言、その拙速な議論をしていただきたくないということで、ちゃんと慎重にお願いしますということで、教育長の考えと町長の方からも一言いただきたいと思います。簡潔にお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） まさにそのつもりでいます。ただ、町民の今後の考え方も踏まえて、早めに2小学校の建設ができないかという前提の中に討議をする。そして前もって、前回の文科省からの打診には、統廃合しないと回答をしているということつけ加えさせていただきたいと思います。慎重に検討いたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがたい御意見だと思います。私は今度差し迫っているのは、結局那間小学校、茶花小学校の校舎を建設するという事になったときに、あと今までありますように60年校舎がもつわけですよ、50年、60年ともつ。そのときを考えたときに、じゃあどうなのかなということをもう一つ町民の皆さんと話し合いをする必要があるなと思ったものですから、そういうふうなことを考えたわけです。おっしゃられることは、本当に昔は校舎の建設順番でさえも、校区意識が

出て時の為政者が缶詰めになったというふうな話を聞いて、それほど本当に校区から学校が消えるということは大変なことだということは、重々認識していますし、そのとおりだと思います。ただ、60年後を見据えたときに50年間使う人たちの気持ちはどうなのかなと、学校の適正規模はどうなのかなということを、改めて町民でまたみんなで話し合いをする場があってもいいかなということでしているわけでありまして。決して合併ありき、統合ありきでやっているわけではございませんので、その点は御了解願いたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） ありがとうございます。今町長から、もちろん町民の議論の上で成り立つ話ですが、私が申し上げたいことは、私は役場に財政担当として長い間勉強させていただきました。校舎の老朽化の建て替えの問題と統廃合の問題は全く別物です。ですから、私が今町長の答弁を聞いていてちょっと心配なのは、校舎の老朽化と統廃合の問題というのは、ごっちゃにしたら駄目です。ちゃんと分けて考えて、まずは先ほどからおっしゃるように町民の意見をしっかりと吸い上げながら、学校を1つ無くすということは校区と集落の自治というものにもものすごく影響しますので、基本的な問題ですので、非常に重要な課題です。100年の体系で考えなくてははいけません。ですから、校舎の老朽化が進んでいるのであれば、それはそれでしっかり別の場所で議論して進めるべきであるし、統廃合というのは与論全体にかかってくる話ですので、コミュニティを含めて。ですから慎重にお願いします。

次の2番目に移ります。私はこれが今日のメインだというふうに考えていますので、どうぞよろしくお願いします。

学校給食のあり方について、令和3年4月5日付けで教育長名と給食センター長名で、その小学生の病を持つ児童の保護者に対して公文書が送られています。これを要は病を持っているということで申し上げてもよろしいかと思うのですが、腎臓に病を持っているということで、やはり減塩をしなくてははいけないわけですよね。今減塩の問題というのは、結構栄養的にもいろいろ食育の問題の1つとなっていますが、この減塩対応と先ほど教育長が言い直されましたが、減塩対応の給食の提供というのを今まではやってきていたのですね、ずっとこども園から小学校1年、2年、3年、4年というように続けてきました。ところがこれを突然、突然という言い方が正しいかわかりませんが、4月の人事異動によって人手不足でできませんという公文書を出しています。ちょっと私いろいろ疑問があるのですが、まずステップとして教育長にお伺いします。この給食センターにいろいろ運営委員会というのがあるようですね、給食センター運営委員会。給食センター設置条例施行規則の第9条の3項にあります。この公文書を出すときに、給食センターの運営委員

会で審議がなされたのかどうかですね。公文書で教育長名、給食センター名で保護者に出すということは大変なことですよ。今までやってきたことを、何年も続けてきたことを突然中止するわけですから、非常に重要な案件だと思うのですが、これは給食センターの運営委員会にかけなくてもよかったのか、かける必要はなかったのか、そのあたりちょっと一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） その給食センターの運営委員会にはかけてございません。給食センターと学務課の方、私たちの方で検討してこのような対応になったということになります。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） まず、その運営委員会にかけていないということが、私はちょっと問題視したいと思うのですが、ここではあまり細かいところは申し上げません。こういうステップを経ずにされるということも、ちょっとどうかなと思います。そして今回人事異動によって人手不足になったということで、先ほどからずっと南議員のときから人手不足という言葉が飛び回って、どこでも今人手不足なのですよ。その役場だけではなくて、民間はもっと人手不足ですよ、建設業界、全て人手不足です。日本全国人手不足ですよ、人口減少、過疎化。そういう中で、一番民間にとっても模範となるべく行政の役場が、その簡単に申し上げれば給食センター関係の職員というのは、栄養職員まで入れて10人おられます。10人いらっしゃる中で結果的には3人が欠けて、2人が補充されて、1人が欠けたということで、10分の1ですよ、数字で申し上げれば。それをなぜ9人の残りでカバーできないのか、8人でカバーできないのかという点です。本来先ほどの答弁をお聞きしますと、もっぱら人手不足、説明会は保護者に対してしました、あと役場の内部で応援体制を一生懸命やりました、でもやむなく無理だということで一時期中止をしました、そういうお答えでしたが、大事なことは、どのような策を講ずれば従来これまで問題なく、保護者にもPTAの皆さんにも喜ばれて実施してきた学校給食というのが、その弱い立場にある病気の児童への減塩給食がどうすればできたのかという答弁がないわけですよ。本当はどういう具体的な取り組み、努力をしたというのが本当は聞きたかったのですが、それは答弁はないわけです。大事なことは今、現にある資源、例えばそれは人材であったり、ヒト、モノ、カネ、申すまでもなくこういう足元にある資源をちゃんと有効に使って、創意工夫してそれを乗り越えていくというのが、私は行政のあり方だと思うのです。そこの努力が足りなかったのではないかなと思うわけです。公務員については、本当にいろいろな法律で保護されている部分と努力をなささいという部分がたくさんあるわけですよ。例えば、学

校給食法、今さら法律でどうのこうのと申し上げるもあれもないのですが、学校給食法というのは、そもそも憲法の26条で義務教育を受ける権利というのが国民は等しくあるわけですよ。その義務教育を受ける権利目的を実現するために、学校給食法というのが定められて、第1条に目的、食育うんぬんという言葉があるわけですよ。そして第2条に、どうしなさいという目標がちゃんと決められているわけです。そして第4条に、設置者、教育委員会のことです。第4条は、設置者は学校給食実施に努力をしなさいと、努力義務だからしなくてもいいということではありません。そして第5条に、自治体の長は町長です、自治体は、学校給食の普及と健全な発達を図る努力をしなさいと書いてあります。

改めて伺います。教育長、最大限努力をされましたか、万策を尽くされましたか。いかがですか、簡単をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 簡単に言うと一生懸命努力をしました。経緯を少し申し上げないと、多分御理解もできないだろうし、この難しさはわからないと思うので、長かったら途中でお止めください。

給食を担当する職員3人が、3月末に減るという話が出てきました。3人という人間が減ると、普通の通常給食をするにしても、食材ごとの消毒を終わって手洗いをしてというようなことを、その作業工程に沿って行うわけですね。すると今異物混入とかいろいろなのがあるので、丁寧にやはりやらないといけないので、どうもこの3人も欠けている中では大変難しいということで、一生懸命町の広報を通じて採用を呼び掛けました。もちろん遅かったかもしれませんが、後で申し上げますが、本当に早めに退職を申し出ただいて、早めの応募体制を取るというのも、今後の危機管理の中でしていかなければいけないというのが1つ考えています。その作業工程ずつの危険を顧みての給食提供をしてしまうと、温度管理から作業工程の区分まで。

○9番（沖野一雄君） 教育長わかりました、結論をお願いします。

○教育長（町岡光弘君） 私たちとしては、保護者に暫く待っていただけませんかというところで御理解をいただこうとしたのですが、子供のことを考えたり家庭のことを考えれば、なるべく早くしてほしい、行政の責任だということだったので、これは私たちの十分な理解を得る時間的なお話もできなかった。

結論、それで、一生懸命それから町長部局も入ってもらいながら、個人的に声を掛けたりということをしてしながら、次にじゃあどうするかという対策を順次講じていった結果、5月10日というのを迎えたということで、それを基準に何とかやれる方法をと、議員さんがおっしゃるようにどうしたらできるかという見える化の図

示をして、誰がどう応援するかという体制を整えて取り組んだという意味で一言述べました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 教育長の答弁された内容はおおむね理解できました。要するにその減塩対応食をつくるというのは大変だと。手間ひまもかかるし、調理の人数も足りない上に技量も不足していると、衛生管理も困難だと。配食にまでも時間のやりくりが難しいというふうな答弁の中にもちょっとありました。それはまさにできないことの理由なのですが、町民に対する学校給食、町民というよりも学校給食ですね、義務教育の中で行われている、大事な食育を実施するその給食というのは、一部の弱者にそういった今までできていたことができなくなったというところが、そういった判断をこういった簡単に拙速にと言いますか、決定されていいものかというのが非常に疑問があるわけですね。これは誰が見ても聞いても、そう思うと思いますよ。今までできたことが何でできないのと。では、教育長に伺いますが、今後もまたこの人事異動がありますよ、あるいは今の給食センターおもしろくないから私辞めますと言って調理員がまた辞める。1人辞める、2人辞める。そうなったらまた中止するのですか。あるいは、今学校ではあらびき対応食というのをやっていると思うのですが、そういったのもまた難しいと言ってやめるのですか。それは今からでも人事異動はありますよね。また人手不足になりますよ。またやめるのですか。簡潔にお答えをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） またやめるのですかという、そういう短絡的なことではなくて、状況に応じてこのことの問題をどう打開するかということで話し合いをしていかなければいけませんので、単なる想定は見ていきますが、なるべくならないように先ほど申し上げましたように、早めの対応、そんなことを言っていないかわかりませんが、辞める人には何カ月前に申し出てということも大事でしょう。それからできれば長く続くような体制も、その職場環境の整えも今おっしゃるように、この5年間で交代が十何名ぐらい辞めていますので、そういうことについてももう少し職場環境のことも私は整えないといけないと思っています。また、さっきおっしゃったアレルギーの13品そして16人のアレルギー対応食についても、この減塩対応食よりはまだやりやすい部分があるので、そこも何とかやりながらということで、またほかのことも踏まえながら、全体の学校給食をとめない選択で何とかできないかということでの御理解に対する、私たちの説明不足と時間の関係がありましたので。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） わかりました。今教育長は、アレルギー対応食の方が減塩対応食よりもつくりやすいという言い方をされました。では、お尋ねしますが、今年の4月1日から文科省の学校給食実施基準というのが改正されました。御存じだと思います。2月に改正されて4月1日から施行されました。中身について申し上げますと、塩分調整をなさいというのが、塩分だけではないのですが、要するに例えば、塩分のナトリウムの量を10歳から11歳児であれば、学校給食の中では従来2.5グラム未満でしたが、これを2グラム未満に引き下げたというのがあります。これはなぜかといったら、今塩分の多い食事というのがいろいろ病のもとになるものですから、文科省でもここに着目して塩分を下げているわけですね。これはほかに鉄分とかビタミンとか食物繊維とかも改正されていますが、改正されなかったものもありますカルシウムとかありますが、この塩分量というのは引き下げなさいというふうに指導があります。ちなみにこの児童については、当該児童については、給食1グラム未満にしてくださいというふうな指導になっているはずですよ。では、その文科省から示された基準、これはすでに守っているところもありますし自治体に任されているのですが、そんな難しいことであれば、なぜ文科省がこういうふうに簡単に基準を改正したりするのですかね。私はむしろアレルギー食よりもつくりやすいと思いますよ。しかも、その減塩対応食というのは、例えば学校給食が休止された間、お母さんは、家族の皆さんは弁当をつくって持たせています。減塩対応食を365日、学校給食がない日は1日3食減塩対応食をつくっていますよ。その学校給食センターの調理員の方はそういうのをつukれないのですか。そのつukれる方は、1人とか2人しかいないのですか。私はこれは工夫すれば、先ほど申し上げているように、スタッフは全部足すと10人いっしょやるわけですから、しっかりチームワークを取って連携してやればできないはずはないですよ。先ほど教育長はもう二度言われましたけど、早めにその人事異動を、例えば辞めるよということをお早く言ってもらえればいいんだけどというお話しをされていますけど、ちゃんとその職員間のコミュニケーション、上下関係、そういったしっかりコミュニケーションがとれていて連携がとれていれば、ちゃんと前もって言うはずですよ。何かあったのではないですか。だからそういうことにならないように、しっかり上下のコミュニケーション、連携を取る、チームワークをしっかりする、そういったことをやっていないからこういうことになるのではないですか。私は、またその答弁を聞いているともう時間がないので、そろそろ結論的な部分に、ちょっと核の部分に入りたいと思うのです。

先ほど教育長がいろいろ手間ひまかかって大変ですよということで、やむなくこういうことになりましたという説明がありましたけど、その背景には、どうも私が



調査したヒアリングとか、いろいろな資料の中で大体見えてきたことがあります。栄養教諭の点です。学校給食法第10条で決めていますよね、栄養教諭の仕事、内容、そういったことがちゃんとあるのですが、この学校給食における栄養教諭の存在というのはものすごく大きいですね。栄養教諭というのは、もちろん献立をつくったり、減塩対応のメニューをつくったり、そういったことがあるわけですね。教育長、町長しかわかりませんが、保護者に対する面談の中で栄養教諭が一生懸命減塩対応の大前提というのを示して、大変ですよと先ほど教育長が言われたようなことと全く同じように保護者に説明されたようなのですが、文部科学省が学校給食実施基準の中でちゃんと改正基準を示して、塩分を抑えなさいという今度改正がありました。ということは、そんなに難しいことではないと私は思うのです。アレルギー食の方がもっと大変ですよ。アナフィラキシーショックを起こすかもしれませんし、下手すれば学校の責任が問われますからね。塩分については、ただそれを量的にコントロールするだけですので、まさに文科省の改正基準にあるとおり、そんな難しいことでしたら、文科省も改正するはずはないのですよ。そこはどうですか、教育長簡単に。ちょっとそこは矛盾しませんか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 減塩食をするということは、そのちょちょいということではないので、給食センターでその減塩食に対応するには、アレルギー対応に基づいて丁寧かつ管理をして、1人の人で他人を入れずに工程を行いなさいというのがあるのですね。例えば、通常の給食と同じ衛生管理にしっかり基づくこと。同じように中心温度をとってやります。ほかのに変える場合にもしっかり工程表を別個に全部つくっていきます。食事ごと一緒に。そして一人ずつの分をカロリーから何から1枚に全部出します。その工程表に順番に沿って、丁寧に1人が全部対応いたします。ということもあって、やはり危ない橋を渡らせてはいけないので、その子の安全も残りの全体の安全も守らないといけませんが、幸い親が御理解をいただいている方だから、暫く弁当対応をお願いできないかというつもりでした。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 親の理解をいただいとというような言い方をされましたけど、私は全く理解していないと思いますよ、関係者は。だって今まで続けてきたことですよ。これからもまたあるかもしれないことですよ、人事異動を理由にされるのであれば。困ったものですよ、それは。先ほど申し上げましたが、憲法の第14条で国民は法の下に平等で、差別されない平等権が謳われていますよね。そして、公務員のあり方というのが第15条で謳っています。公務員というのは全体の奉仕者ですよ。憲法第15条の2項にあります。不公平があってはならないのです。実態

としてこの中止をした結果というのは、その家族に対して本当に弱者ですよ、ものがあまり言えない、行政の言うとおりにしかできないような立場の弱い立場です。そういった方にしわ寄せがいつてしまう、人事異動を理由に、人手不足を理由にです。今まで続けてきたこと。だって、その特別な食、特別な食と言えば特別食なのですが、私はアレルギー食対応よりは簡単だと思っているのですが、文部科学省の基準改正したところを見てもですね。今の栄養教諭の前の栄養教諭、それから前任者の指導主事ですね、それと今の現町岡教育長、御案内のとおり相談されて減塩対応食を実施されてきたと私は聞いています。立派な行為ですよ、すばらしいじゃないですか。なぜそれを途中でやめたのですか、手のひらをかえすように。なぜってそれは人手が足りないから。関係職員が10人もいて人数的には1人足りないからといってこういったことをするというのは、私は許されない行為だと思いますよ。公務員というのは先ほどから申し上げますように、全力で職務に専念してはいけません。地方公務員法の30条でしたか、地方公務員法にありますよね。公務員というのは、全力を尽くして自分に与えられた仕事を最大限努力して万策を尽くして、全体の奉仕者として不公平がないように頑張らないといけないのです。それに反していますよ。はっきり申し上げますけど、こういう行政処分に対して、弱い者の立場に立つ者としては、あとの方法というのは、御案内のとおり行政不服審査法という法律があります。町民を守るためにですね。不服申し立てに移行する可能性もありますよ、またこういうことが出てくると。今回はどうかわかりませんが。そうすると、マスコミもまた飛びついてきますよ。非常に与論町は損を受ける、非常にまずいことになってきます。そういうことをしないように、ちゃんと客観的にしっかり最大限の努力をして、最大限の創意工夫をしてやるべきだと私は思うのです。申し上げたいことはたくさんありますが、教育長どうですか。私ちょっと結論的に時間がちょっと押し迫ってきて、2時間ぐらいあればもっと申し上げたいことはたくさん申し上げられるのですが、3点にちょっと集約してお尋ねしたいと思います。町長にも最後に一言お願いしたいのですが、3点に集約します。

1点目、この当該児童に係る減塩食対応について、これからまたこういう子供たちも出てくるでしょう。いろいろな病を持つ子供たちが出てきますよ。それで学校給食できませんと言ったら、そんなかわいそうなことないですよ。子供は島の宝、まちの宝と言いながら、言葉だけになってしまいます。一人残らずやらずにちゃいけません。ですから、こういう減塩対応食もそうですけどアレルギー食も含めて、全ての児童が等しく享受を受けられるように、義務教育就学中は、二度とこういう中断がないようにお約束をしていただきたい。それがまず1点目。約束ができるか

どうか、少なくとも今教育長が現役でいる間だけでもいいです、教育長の覚悟をちょっと聞かせてください。それが1つ目。

2つ目、教育委員会の直属の組織、今回のこういう課題が出てきた、問題が出てきたのは、給食センター内部に問題があるからです。給食センター内部の問題、全くさっきの答弁の中にありませんでしたが、これは誰が考えても、私が独自にヒアリングをしたり、いろいろな調査をしている間に見えてきたことは、どうも連携が良くない、チームワークが悪い、職員のモチベーションが低い。こういうのを指導するのはまさに局長であり教育長ではないですか。しっかり指導してください。それはちゃんと人事評価につなげるように努力していただきたい。私が2点目として申し上げたのは、その給食センターを取り巻く環境の改善ですね。先ほど教育長からありました突然辞めるなんて出てこないように、しっかり情報を取ってコミュニケーションもしっかり図ってください。それが2つ目の要請です。

3つ目、栄養教諭に関してです。これはなかなか誰も触れたがりませんが、教育長も触れたがらない、誰も触れたくない問題でしょうが、栄養教諭というのは県の職員ですからね、なかなか聖域的な感じがして非常に権限も強いし、なかなかものを言えない立場にあるのかもしれない。しかし、もの言う立場の人は誰かといったら教育長しかいないのですよ。教育長が必要であれば、県の教育委員会にちゃんと働き掛けをしたり相談をしたり、そういうことをされてください。前任の栄養教諭は、前任の指導主事、以前の町岡教育長としっかり連携をとって非常に理解が深くて、前任の栄養教諭の話です。家族の希望とか意見とかまめに聞き取ったり、会話をしている場とかがあったらちゃんと挨拶して、「どうですか、最近お子さんは。」というような、「給食に対して感想はどういうことを言っていますか。」とかものすごく細かくて、本当にかゆいところに手が届くようなそういう方でしたというようなお話です。残念じゃないですか、全く違いますよ、申しわけないのですけど。そういうことをしっかりですね、今までできていたことをなぜ手のひらをひっくり返したようにやるのかという、これは全く行政側の内部の問題です。内部は内部で解決すればいいのですよ。町長部局と相談をしながら、あるいは教育委員会内部でも連携しながら、あるいはこども園もあるじゃないですか。そういったところと連携をしながら、できないことはないはずなのです。努力が足りないのですよ、工夫が足りないのです。

今私が3つ申し上げたこの栄養教諭の点、給食センター内部との連携、チームワーク、それから減塩対応食の継続実施についての約束、その3点いかがですか。教育長それぞれ明快にお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。申しあげましたとおり、第一に減塩食対応の継続については、今後も万全を尽くします。プラスしてやはり保護者との日頃の連携それから関係する子供の成長や発達の段階を踏まえて、マニュアルの中にもありますが、医療機関との連携も果たしていかなければならないというように、私もこの過程の中で感じましたので、そこを全力挙げてまいりたいと思います。

2つ目、内部の研修それから職場という環境ですが、これにつきましてはさまざまな形で教育委員会朝礼とか夕方の打ち合わせ会で、今のようにホウ・レン・ソウの問題とか取り上げながら、みんなでチーム〇〇としての努力ということを訴えてきましたが、更なる研修を積んだり、内部の語り合いの時間も計画し、実のある協議になるようにさらに高まるような努力をしてみたいと思います。

最後に、人事には基本的なルールがありますので、先ほどのことを踏まえながら丁寧にやはりルールに則っていくということが大事ですので、そのあたりはまた研修、指導、相談そういったものの中で、よりよい一人一人の職員が学校給食に対する深い知識と理解をもって、みんながチームとして対応できるように、足りない部分の沖野議員が指摘したことも考慮にしながら考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 町長、ちょっと通告はしていませんけど、町長からも教育端のOBとして、あるいは為政者のトップとして、ただいま教育長と議論してきたことの問題点について、やはり当然教育方と町長部局との人事のトレードもありますので、そのあたり今後の取り組みについて覚悟のほどをお聞かせいただければと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） この問題につきましては、町岡教育長から微に入り細に入り、いろいろと相談を受け、一緒になって解決しようと取り組んでまいりましたが、本当に至らなかった点を大変反省をしています。今後のことをまた1つの目安にして反省を材料にしながら、今後の人事の面、対応の面、いろいろな面に努力をしてみたいと思っています。一人一人の町民が幸せに暮らせるように頑張ってみようと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 是非、町長と教育長と連携を取っていただいて、これからはちょっと紆余曲折が予想されるこの難しい、難しくもないと思うのですが、学校給食が全ての児童に平等に公平に行きわたるように、そういった学校給食をしっかりしていただいて、また今日本でも注目されていますので、食育の問題、学校給

食というのはまだまだ重要な課題です。そういうような中の一番革新に当たる部分、私が先ほど申し上げました、この問題の核心というのがどこにあるかというのは見えているはずなのです。教育長も本当はおわかりのほうです、町長もおわかりのほうです。どこをどうすればいいかというのはおわかりのほうなのです。あとは行動だけなのです、足りないのは。行動と工夫ですよ。この2つしっかりと老婆心と言いますか、釈迦に説法ですけど、しっかりお願いします。

では、最後に、3つ目の沖縄～与論の小型高速船の話にちょっとだけ触れたいと思います。これはちょうど2年前の6月に私が質問して、そのときに町長は今後の推移を見極めて支援策を検討するとおっしゃいました。また協議会も設置しますというのをおっしゃいました。だけど協議会は設置されていないようですね。答弁の中身を見てみますと、大体観光サイド、恐らく観光課長がつくられたのかなと思いますが、観光サイドの視点からの答弁がちょっと載っていますけど、申すまでもなくこれが実現すれば、本当にインパクトの大きい経済効果が期待される施策です。日東商船の西田社長は、与論の出身です。私は電話で話をさせていただきました。マルエーフェリーの東京事務所の事業責任者として、長い間ずっとそういった航路の開設に関わって、そういった経験を踏まえてふるさと与論のために長年練り上げてきた構想ですということで、是非実現をさせて、この新航路を可能な限り長く維持したいという話でした。非常に熱い気持ちをお持ちで、あまりお若くもないのに本当にすごいなと思いました。こういうやはりリーダーが、与論のためにということで、新しいことにチャレンジしていく姿というのは本当に立派で頭が下がります。

そこで、私は山町長に提案をしたいと思います。この船につきましては、実際沖縄北部の大宜味村の塩屋漁港ですね、そこを起点にして知名町と与論の港をつなぐということで、これに直接関係する町村と言えば、知名町と和泊町と与論町、そして大宜味村ですよ。それにその恩恵を受けるであろう国頭村、東村、名護市、この合計7市町村が航路の維持コスト、当然維持コスト大変ですよ、恐らく最初はいいかもしれませんが、アフターコロナの期待のお話しですが、それなりに最初は需要が見込まれるでしょうし、いろいろなお客さんが乗っていいと思います。だけどそれがずっと長い間続くのかというところが、やはり疑問符がつきますので、しっかり維持コストというのを支援していかないといけないと思うのです。ですからこの航路維持のコストを一部例えば陸上の塩屋漁港から那覇市までとか、そういったことでもいいでしょうし、一部の折半負担を行う場というのを是非設けていただきたい。そのリーダーシップを山町長に是非提案したいのです。要するに、その7市町村を中心に、早めにこの新しい航路維持のための協議会というのをまず設置していただいてやっていただきたい。今追い風として、周辺市町村の世界自然遺産

の指定があります。今度来月認定の見込みですが、こういったこともあって、あるいはうまくいけば山町長のリーダーシップによっては、北部地域のヤンバルの広域組合の12市町村まで枠を広げて、連携対象を広げる可能性もあるというふうに見えるところですが。あるいは、我々大島郡、奄美としては、奄美群島市町村までも負担枠の拡大の可能性もあるのではないかと見ています。と言いますのは、今与論には航路がない鹿児島～喜界～知名航路にも与論は負担金を出していますよね。そういったこともありますので、じゃあ知名町、和泊町、与論町も鹿児島～喜界～知名航路の例に準じて、ここにも負担金を出してくださいよというふうに話を持ち掛けてみるのも手だと思います。そういう意味で非常に話が広がっていけば、参画市町村が広がっていけば負担は少なくて済みますので、そこをしっかりと私は山町長にリーダーシップを取っていただきたい。知名町の今井町長は非常に熱い熱意で西田社長ともたびたび面談されているようですし、是非知名町長以上に、山町長に期待をしているのですけど、山町長いかがですか。そのあたりしっかりとリーダーシップを取っていただきたいと考えているのですけど、簡潔にお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 平成31年から令和にかけて西田社長が見えられまして、その客船を運航したいというふうなお話がありました。その後、なかなかお話がないものですから、今度具体的にどういうふうな運航をされるのかそういうふうなことをまた詰めていかないと、私たちがどうこう言えるものでもないなと思ったりもしているところですので、今後また、そういうような向こうの事業内容等も詳しくお尋ねをしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 是非先ほどから申し上げますように、与論の本当に生き残りをかけたこれから数年間が続くと思います。是非与論の未来のために教育行政のトップにある教育長、そして行政のトップである山町長を中心に我が与論町の行政がうまく回転するように願って、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

次は、3番、林敏治君の発言を許します。

3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それでは、令和3年第2回定例会一般質問をいたします。

1 不法投棄の対策について

(1) 最近、町内において家庭ごみや瓶、缶、家電等の不法投棄が頻繁に起きている。不法投棄は重大な犯罪で5年以下の懲役、若しくは1000

万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金が処せられる。観光立島として、自然環境や景観に与える影響が懸念され、誠の島のイメージダウンになると思われる。今後、各集落の関係者に協力要請を行い、周知徹底するほか、計画的に調査をして、対策を講じる考えはないか。

## 2 自衛隊の訓練、保養地の誘致について

(1) 政府は、中国への抑止力強化のため、南西諸島地域に自衛隊配備を進めて訓練を計画している。本町においても、自衛隊訓練や、保養地の誘致を図り、緊急時の災害対応や地域防衛対策を推進する考えはないか。以上お伺いします。

## 3 役場庁舎内のATM利便性向上対策について

(1) 庁舎内にATMが設置されてから、多くの町民が利用されているが、運用時間帯の延長、土日祝日の運用や入口ドアの付け替え等を、以前から求める声があるが、今後町民の利便性の向上を図る上で、早急に対策を講じる考えはないか。

以上お伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えを申し上げます。

不法投棄の対策につきまして、御質問にあるとおり不法投棄は重大な犯罪です。不法投棄によって町民の生活環境や公衆衛生に悪影響を及ぼすだけでなく、観光立島である与論町にとっても大きなイメージダウンになります。

現在、各集落内のごみステーションについては、集落の公民館長が中心となって地域住民と話し合いにより対応していただいておりますが、林の中や人目につかないところへの不法投棄については、監視が行き届いていないのが現状です。週報等広報への掲載を増やし、不法投棄場所に看板を立てる等の対応をしていますが、なかなか効果が出ておりません。

今後は、地域住民や警察との連携も図りながら、より効果の高い対策を考えてまいりたいと考えています。

次に、自衛隊の訓練、保養地の誘致についてです。

防衛省においては、南西諸島地域の防衛体制強化のため、平成28年以降、航空・陸上自衛隊の部隊編成や新たな警備部隊の配置を進めているところであります。防衛白書によれば、島嶼部に対する攻撃への対応方針が示され、今後、南西諸島における訓練活動が活発化するものと考えます。このような状況の中、有事や大規模災害に備えて、自衛隊との連携強化や本町で実施可能な訓練活動は、町民の生命・財産を守る上で大変重要であると考えます。特に陸上自衛隊第8師団や沖縄の第1

5旅団との連携・協力体制は重要であると考えますので、引き続き自衛隊の訓練活動の積極的な受け入れや本町の防災訓練の支援について要望してまいりたいと存じます。

また、保養地の誘致については、全国的に縮小傾向にあるとの状況であります。関係機関から効果的な方策など調査を行い、検討してまいりたいと存じます。

次に、ATMの利便性向上対策についてです。

御質問の内容につきましては、これまでJAと奄美大島信用金庫に運用時間の延長、土日祝日の運用について要望を行ってまいりましたが、奄美大島信用金庫から、現在のところ時間外運用については、セキュリティ対策に係る費用負担から大変難しいとの回答をいただいています。

JAと奄美大島信用金庫のATMは同一のスペースで設置されていることから、両事業所の運用時間が異なる場合、現状の同一スペースでの運用はセキュリティ対策の面から困難な状況となっております。

ATMの運用時間帯の延長、土日祝日の時間外運用については、設置スペースの分離や庁舎外の整備など改善方策について、事業者を交えて今後も検討を進めてまいりたいと存じます。

また、御質問の入り口ドアの付け替えについては、来庁者やATM利用者の双方からの安全面を考慮しながら検討してまいりたいと存じます。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それでは、不法投棄のことについて2、3点追加質問させていただきます。不法投棄とは、ごみを適正に処理せず、山林、原野、海岸、空き地、道路、公園等に捨てる行為をさします。もし投棄した者が見つからなければ、所有者（管理者）の自らの責任によって、原則自らが処理することになります。町内において、夜間、人の目につきにくい場所や林の中、道路沿い、荒廃地などに不法投棄、ポイ捨てが発生しています。啓発看板の提供や警察と連携をしてパトロールなどを行うなど、不法投棄の防止に努めていかなければなりません。また、不法投棄を目撃したときは、危険を伴う恐れがありますので、直接注意することはせず、直ちに関係機関に連絡しなければなりません。鹿児島県では、産業廃棄物の根絶を図るために、毎月11月を不法投棄防止強化月間と定めています。また、6月は、環境月間となっております。

これを踏まえ、町長にお尋ねいたします。町長は、令和3年度施政方針の中で、環境保全について適切なおみの分別意識の向上や不法投棄防止の啓発について謳っていますが、これまでにどのような意識の向上や不法投棄防止の啓発に取り組んできたかをお伺いいたします。



○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 那ごみの分別につきては、環境課から分別の方法とかあるいはごみを出す日にちの設定とかというチラシを配って、徹底を図っているところだ。不法投棄につきては、まだまだ私たちの広報が足りないなというところがあると思っています。今後も、やはり不法投棄の現場を週報で流すことも大事だですが、どういふうな現状にあるのかということ、私たちとあるいは警察とも協力しながら巡視して、そしてその様子を週報に載せてまいりたい。そうすれば、少しは町民の意識も変わるかなといういふうなところを今考えているところだ。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私は、町民の認識不足だと思ふうのです。今の週報の文書だけでは、これはなかなか直っていかないと思ふう。それで、町の無線の放送をしたり、そういったことも是非お願いをしたいと思ふう。環境課長にお聞きしますが、例えば今まで不法投棄が発生した場合、どのような処分をされていますか、お伺いします。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） お答えします。

今までは通報があった場合、すぐ行きまして写真を撮り、そこに看板を立てたりとかいふう対応をしておりましたが、今年5月には直接ごみを全部広げまして、特定ができた方がいらっしゃいましたので、そこまで職員と一緒にいき、二度としないよふうといふうことで、今度ありましたらまた警察の方に通報させていただきますといふうことで対応させていただきました。

今後また不法投棄がありましたら、一応中身を全部確認しながら、また周りの住民にも確認を取りながら対応してまいりたいと思ふう。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 不法投棄されている方がもし見つけた場合は、これは警察に報告するのがあるいは皆さんでまた注意をして終わるのか、どのような処理をされていますか。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） 今回は1件だけ特定ができましたので、私が直接自宅まで行きまして、写真を確認していただいて本人ということがわかりましたので、またもう1回ありましたら、また悪質な状況になりましたら、すぐ警察の方に届け出ますからといふうことで対応をして、今この方が捨てた場所を何度かそれ以降回りましたが、それ以降はないみたいですので、今のところはそれで対応はとめています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番(林 敏治君) それからそのごみステーションの管理については、確かに集落の班長の方々が管理をされていると思います。今4Rというのがありますよね。要するに、リデュース、リサイクル、リフューズ、リユースというようなその4R、つまり再生する、リサイクル、そういったのがあるようですが、そういったのに対しては町民には少しは指導されていますか。いかがですか。

○議長(高田豊繁君) 朝岡環境課長。

○環境課長(朝岡芳正君) 先ほどからありましたように、週報にはときどき載せたりはしているのですが、これからその週報の載せ方も考えながら指導してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(高田豊繁君) 3番、林敏治君。

○3番(林 敏治君) ちょっと私の提案なのですが、集落に地域見守り隊というのがありますね。それから毎月の第3日曜日の一斉清掃というのがあります。そしてその一斉清掃にあわせて環境美化運動などを展開して、地域パトロールに協力要請をして、不法投棄の防止対策を講じていかないといけないと思いますが、どうですか。集落の方々に指導しながら一緒にパトロールするという、そういった新しい形のパトロールはできますか、できませんか。いかがですか。

○議長(高田豊繁君) 朝岡環境課長。

○環境課長(朝岡芳正君) それも1つのすばらしい方法だと思いますが、そこまではいってなくて、今不法投棄のあった周りの近くの住宅の住民の方を回って、今度またありましたらということで注意をしていただく形を考えています。と言いますのも、今までの不法投棄をした場所を調べた結果、大体傾向が似ておりまして、島ですと特に多いのが東側のあたりが多いのですが、藪とか人があまり行かない、見えづらいところが多い環境にありますので、その近くの方々にまず注意をしていただいてという方法を進めていこうかなというふうには考えています。以上です。

○議長(高田豊繁君) 3番、林敏治君。

○3番(林 敏治君) 今後、創意工夫をして努力をしていただきたいと思います。私たち一人一人が、やはりマナーと協力で不法投棄を無くして、私たちの大切な地球環境を守っていかなければならないと思っています。ひとつよろしくお願いいたします。

それでは2点目に移ります。自衛隊の訓練、保養地の誘致についてですが、近年南西諸島の島々に陸上自衛隊のミサイル部隊の配備が奄美大島、沖縄県の宮古島、それから石垣島3島に配備されています。また、2016年に日本最西端の与那国島に、増援部隊や離島奪還を主な任務とする水陸機動隊や沿岸監視隊などの約160人が配備されています。奄美大島には、奄美駐屯地(奄美市)と瀬戸内分屯地

(瀬戸内町) が開設され、約560人が駐留し、奄美駐屯地には警備隊と航空機や巡航ミサイルを迎撃する地対空ミサイルが配備され、瀬戸内分屯地には警備隊と艦船を撃退する地対艦ミサイルの弾薬庫などが配備されています。また、宮古島には宮古島駐屯地に警備隊約380人を配置し、地対空・地対艦ミサイルは2019年度以降に配備して、部隊は最終的に計700人から800人の規模となっているようです。また、石垣には、島の中央部にミサイル部隊などを配備する計画で、部隊員は約500人から600人規模が予定だということです。

そこでこれを踏まえて、本町の自衛隊訓練や保養地の誘致について町長にお伺いいたします。町長は、令和3年度施政方針の中で、自衛隊訓練の誘致と謳っていますが、具体的にどういった内容の訓練であるかお伺いします。

○議長(高田豊繁君) 町長。

○町長(山元宗君) 自衛隊の訓練を私たちの島にあったものということで考えますと、物資の輸送とかそういうことになるだろうと思います。また、これまで私たちの島でもいろいろな通信のこととかそんなことで、自衛隊の方々に協力をいただきまして、資材を見せていただいたりというふうなこともあったりするのですが、できるだけ町民に、そういうふうな自衛隊のあり方を訓練の様子等を見せていければありがたいなと思います。救助訓練とかあるいは災害の時の訓練等も、みんなとまた一緒になって防災訓練等も行っていけたらというふうに考えています。

○議長(高田豊繁君) 3番、林敏治君。

○3番(林敏治君) 今までの訓練は、海上自衛隊の護衛艦そしてまた陸上自衛隊の通信隊、そして熊本第8師団の音楽隊というのが与論に来島されています。ですので、今回はまた聞くことによると、海上でのヘリの訓練をするというように私は聞いているのです。そういったこともかねて、今後の訓練の要望を強く求めたいと思いますが、総務企画課長いかがですか。

○議長(高田豊繁君) 沖島総務企画課長。

○総務企画課長(沖島範幸君) お答えいたします。

防災訓練を数年前行ったのですが、なかなか訓練に参加という形まではなっていないのですが、今回自主防災組織連絡協議会というのを立ち上げまして、11月に防災訓練を計画しています。想定としましては、沖縄トラフ西側を震源とする地震が発生したということで、これはまだあくまでも案の段階ですが、そういったことでこの訓練には第十管区の海上保安庁、第8師団の自衛隊そして警察学校、消防団、九州電力、漁協とか町全体での訓練ができないかということで、今訓練案を検討しているところであります。先般、航空自衛隊の方に行ってまいりまして、この防災訓練の今検討をしていますということで、是非こちらの方でヘリを使った訓

練ができないかということで、やはり物資のことだったりとか与論町の飛行場が使えなくなった場合の想定もして、そういった訓練も今考えて進めているところであります。

それともう一つは、防災訓練のほかに自衛隊が主体となってやる訓練なのですが、こちらの方につきましても、今海上から引き上げだったり、降下訓練だったり、そういったものを何とかこういった南西諸島のいろいろな領土問題に係る攻撃の対応というのが防衛白書の中に謳われておりまして、そういったところで与論町が空白と言いますか、そういったことにならないように、やはり与論町のこの地理的などころも見ていただいて、可能な訓練をお願いしてまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） その自衛隊をこんなに訓練訓練と言って、口やかましくお願いするということは、やはりこの与論町の緊急時の災害対応あるいはまた地域防衛ですね、そういったことを含めてやはり安心安全な島づくりをしなければいけない。そしてもう一つは、その自衛官の募集ということでもありまして、自衛官になる人が少ない。しかしながらそういった訓練を実際目で見て、感動したり将来の夢を抱く子供たちをつくってまいりたい、そういう気持ちでいつも私は質問をしているのですが、先日、鹿児島地方協力本部長や徳之島駐在事務所から、所長や広報員が来島されまして、町長室におきまして隊友会の代表者に自衛官募集の委嘱状の交付をいたしました。現在、本町は自衛官が1人入隊をしまして、計18人の自衛隊員を送り出しています。そして南3島の自衛官は今年入隊したのが18人いるというように聞いています。このことは私ども家族会にとりましても、大変誇りに思うところです。今後とも自衛隊の募集を全面的に協力をしてまいりたいと考えています。自衛隊の訓練をすることで、島全体の活性化になって、子供たちの将来の夢、そして子供たちの希望を与えながら、この災害時の対応につながっていくものではないかと思っています。そういうことも考えたときに、やはり訓練というのは欠かせない、ましてやこの小さな島々で、さっき私が申し上げたとおり南西諸島の島々、それは当然ミサイル訓練は与論町ではできないわけですから、何らかの形でその小さな訓練をしていただきたいと私は切に要望をしています。ですので、私たち家族会も一生懸命になっているのですが、今後は国の方々の国会議員にやはりお願いをして、その町長、議長を中心としてひとつ要請をしてまいりたいと思っています。ひとつ今後ともよろしくお願いいたします。

そういったことで、まずその保養地については何か難しいというふうに私も聞いていますが、しかしながらその保養地が一番重要であります。やはり与論が特に適

しているのではないかと考えています。よその保養地をみますと、温泉街に何か保養地があるというように聞いています。ところが与論には温泉がありません。しかしながら、あのすばらしい百合ヶ浜、あるいは温かい真心、まことの島、そしてまた癒やしの島、観光の島、リゾートの島。そういったことを考えますと、今後その保養地に一番適していると思っています。どうですか町長、どう思われますか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先日もその話が出て、大変与論の島の良さをPRしていただくということで、大変ありがたいなと思っていますところです。この保養地問題については、こっちに自衛隊の方が来られるたびに、そういう話を向けるわけですが、いつもそういう縮小傾向にあって予算がないんだというふうな話をいつもされて帰られるわけでありますが、先ほどありましたように、国会議員等を通して、そういう話も今後進めていければどうかなと思っていますところです。実現できるかどうかはわかりませんが、与論はそういう候補に上がっているのです、そういう気があるのですよという態度だけでも示せればと思っています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） もし保養地が与論にできたならば、私はすばらしい与論の活性化になり、そして経済効果も期待できるのではないかと思います。ですから、このことはやはり手を挙げて、自らやはり力強く要請していかないと私はできないものだと考えていますので、是非、副町長どうですか。この間自衛隊関係と一緒に懇談したわけなのですが、どう思われますか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 大変問題が大きいのではないかなと思っています。保養地、保養地とおっしゃいますが、有事に備えた例えば港とか空港の対策から一つ一つ港湾の整備をしていく中で、ただこちらで見る側まで来て遊んでくださいとかという単純な問題ではないというように考えていますので、基地としての訓練場としての魅力は、自衛隊としてはそんなに感じていないのではないかと私は感じています。後ほども出てまいります、環境の保全とまた島民の経済の維持というのいろいろ考えていくと、ただ単に自衛隊を今誘致して島おこしをしようと、宮古、石垣がそれに走りました。奄美大島もそれにいきました。ミサイルの発射の練習をするときには、赤い旗を振ります。果たして全町民がその方向でいけるのかというふうな今後考えていく必要もあるのではないかと思いますので、いろいろな方々の御意見もいただきながら、林議員さんのおっしゃることはよく理解をしているつもりです。そういった中で与論としてどういった形の誘致がいいかというのも今後また検討をしていく必要があるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） あまり期待のできないような答弁でしたが、私はそうとは思いません。別にミサイル基地をとということではなくて、私の考え方としては、何のために保養地をつくれ、訓練をなさいと、私がこれを強く言うのは、将来の与論町を発展させるためなのです。将来の夢、子供たちに与える夢を持たなければいけません。例えば港湾の問題、港の整備、それから飛行場の整備あるいは拡張、そういったものにも私は訓練によってつながっていくのではないかと考えています。ただの保養地の観光だからではないのです。やはり訓練をしながら保養地を何とか1つでも置いておけば、これはもう失礼ですが、防衛相あたりから交付金が必ず来ますよ。そういったことも期待しながら、将来経済効果というのも頭に置いてやはり推進していくべきではないかと考えて、私は強く要望しているのです。どうですか、もう副町長はいいですから、総務企画課長。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この基地の誘致とかそういう話になると、やはり与論町が国土防衛上の戦略的価値についてどうあるかというのがいろいろとあったり、町民感情ももちろんいろいろあると思います。ひとつ個人的なことで、保養地はなかなか厳しいというお話ですので、できましたら例えばですが、いろいろな駐屯地だったり全国にあるのですが、そちらに与論町に来ていただいて泊まる割引制度とか、そういったものを徐々にやって、与論町を知ってもらうということから徐々にいろいろな自衛隊とのつながりとか、その辺地理的なことも少しずつわかっていくと思いますので、そういったこともまた考えて検討していくのもいいのかなと考えています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） ありがとうございます。やはり前向きに考えていただいて、是非将来の夢を実現していただきたいと思います。

これに関連してちょっとだけ申し上げますと、防災上の緊急搬送のことでちょっと関連して申し上げたいと思いますが、先日、メッシュサポートの小型飛行機が、9日に与論から沖縄県の医療機関に患者さんを搬送されました。このことは、今後大いに利用して行ってほしいと私は思っています。ですから、このメッシュサポートの緊急搬送、これも踏まえながらいろいろな考え方で、今後安心安全なまちづくりということを考えるときに、全て合算して考えるべきではないかと考えています。町長、このことについてどう思われるかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） これは一般質問で通告制になっていますので、メッシュサポートのことについては質問されていませんから。

○3番(林 敏治君) 緊急搬送のことです。

○議長(高田豊繁君) ですから、メッシュサポートのことについては、町長は答弁できないです。自衛隊による救急搬送だったらよろしいですが。

○3番(林 敏治君) わかりました。

○議長(高田豊繁君) 3番、林敏治君。もう一度お願いします。

○3番(林 敏治君) 私は、自衛隊絡みではありませんけど、とにかく自衛隊とドクターヘリ、そしてまたメッシュサポートの小型飛行機、この3者をあわせてこの緊急医療体制を構築したいということで、是非その何とか与論の今後の未来をつくりたいという気持ちで、ただ関連質問として聞いただけであります。申しわけありません。

それでは、次にまいります。次は、役場庁舎のATMを設置してこれまでいろいろ利用されていますが、利用者、町民の方々からいろいろな意見が寄せられていますので、再度私がこれを質問したわけです。今は、信用金庫とJAの金融機関が設置していますが、いろいろな方々から聞くと、このドアの出入り口が狭くて利用しにくいということなのですね。特に、信金のATMを利用しているときは、中に入れない。奥のJAのATMは空いているんだけど、ドアを内側に開けるものだから、その信金を利用しているお客さんを押す形でないと入れないものだから、これは全く利便性が悪いというようなお客さんが多いようです。旧庁舎のときには、このATMの利用稼働率というのは、大島郡でナンバーワンだったということを聞いています。だからそれだけ利用があったわけですね。金融機関の意向を確認しながら対応しないといけないということも聞いていますが、あえて質問をしているのですが、先日JAあまみの与論支店において、総務企画課長、課長補佐そしてJAのトップの方々と協議をしてきました。JAの意見としては時間帯の延長、土日祝日の運用など、住民サービスの向上から大いに協力をしてよいという意見でございました。ところがリモート回線や職務の自動ドアの問題があって、信用金庫の同意が必要だということで、では信用金庫の方に協力してもらおうということで、総務企画課長が恐らく信用金庫で協議をされたと思っています。ここの答弁書の中にはできないということになっているのですが、いかがですか。少しは積極的にお願いしたのかどうか、そのあたりを聞いてみたいと思います。

○議長(高田豊繁君) 沖島総務企画課長。

○総務企画課長(沖島範幸君) この御質問につきましては、以前議長の方から一般質問であった内容でもあります。その当時から信金さんにはお願いをしてまいりました。また、議員の方からもそういったことでお願いに上がったというように聞いています。今回再度町民からのいろいろな要望がやはり多いので、何とかお願いでき

ないかということで信金の方にも行ってまいりました。与論町の支店の方では、その問題についてはできないので、奄美の方の本部の回答をいただいて返事しますということでありましたので待っていたのですが、先週やはりこの件に関しては難しいですという回答をいただいています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 2つの金融機関が同時に設置して、時間帯も同時にしないといけないということで、足並みを揃えないとこれはもう解決できないというようなことですが、しかしながらJAにおいては、私どもは住民サービスの向上の面からこれは是非やってもいいと、やりたいというふうにおっしゃっています。ではどうすればいいか、今のままのATMの場所でいいのか、あるいはまた外付けして外でまたプレハブで仮庁舎みたいにつくったらどうかとか、いろいろとこの間協議したと思うのですが、信用金庫ができなければ、もしJAだけでも移動して外付けでプレハブのようにつくって、100万円以上はかかると思いますが、いかかですか。そういった発想の転換というか、そういったことをJAはやりたいと言っているのですが、総務企画課長どう思いますか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この件に関しては、いろいろ設計上の点から、例えば信金さんと農協さんを分離して入り口を別にする。そうした場合、壁側を開けないといけないので、そういった構造上の問題があることから、当時の設計さんに聞いたのですが、やはり向こうの壁は柱的な役割をしているということで、それは適切でないということでした。それから、外側にもし設置をJAさんが了解いただけるのであれば、特に役場としてはそこは構わないというふうに、そこは許可できるというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） やはり何と言っても住民サービス、町民の利便性を考えると、今後これは避けて通れない問題だと思いますので、是非解決に向けて、改善に向けてひとつ早急に検討していただきたいと思います。もしできなければ、これは私の提案ですが、あのドアを反対側に移設するのです。今は押したり引いたりするドアで、内側にしか押して入れない。それを外に引っ張って開ける、こういうふうな簡単な発想をしたわけなのですが、安全面を考慮しながらということで、その入り口外のお客さんの中から押す形となってもいけないというように聞いています。そうであれば、逆にまた反対側に中に押せるように、今は前から押しています。入り口から見るとですね。そうではなくて、後ろの方、つまりお尻にぶつかるわけですね、信金さんがもしATMを使っている場合は、ちょっと押したらお尻に当たる、



そこから入っていく。そしたら後ろからゆっくり奥の方に入れます。最終的にそういう考え方もいいのではないかと私自身は思っているのですが、どうでしょうか。総務企画課長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今の場合は、押して信金さんのATMにちょっとかからないのですが、そういう開け方になっていきますけど、逆にそれをまた後ろ側からやった場合、例えば信金さんを利用しているときに、その方もやはりどかないと何かいけないような感じで、今よりはいいと思うのですが、そんなに変わらないのではないかなとちょっと考えたりもして、もともとスペースが狭いというのがある、その辺もまた検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） できれば、やはり是非改善を、町民の声が大分寄せられていますから、だからもう知らんふりをしてはいけないと私は思います。ですから、何らかの形で改善する必要がある。設置してあるものだから、これはもう住民の負託に応えることしかできない。だからそういったことも考えながら、是非今後に対応していただきたい。そして、これからやはり早期に対応するということが一番望ましいと思っています。最後に、町長の意見を聞いて終わりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、町民の利用の利便性を最優先に考えるべきだというふうな御意見でしたので、ごもっともだと思います。ただ、設計上どうなるのかということをもっと考えるわけですので、今後みんなで知恵を出し合って検討してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 以上で終わります。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食のため午後1時半より再開したいと思いますので、御参集をお願いしたいと思います。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時27分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、喜山康三君の発言を許します。

5番。

○5番（喜山康三君） 一般質問を行います。

1 畜舎からの糞尿、悪臭対策について

- (1) 集落内や隣接場所にある畜舎について一定の助成を行い、移転、団地化、集約等を推進する事業に取り組む必要があると考えるが見解を伺いたい。
- (2) 糞尿問題は堆肥盤や尿の処理問題が大きいと考える。畜舎や堆肥盤、尿処理について対策や事業を進める必要があると考えるが見解を伺いたい。

2 海浜保護と保全及び利用環境の整備について

- (1) ミナタ海岸をはじめ本町海浜は公共工事や施設建設により海浜が著しく損なわれてきている。保全事業のあり方について総合的な視点で取り組む必要があると考えるが見解を伺いたい。
- (2) 近年、海岸から採取したと思われる海砂が山積されているのを度々目撃している。海浜や海中から砂の採取が行われているのか、また、行われているとしたら町は採取を許可しているのか、現状について町長の見解を伺いたい。
- (3) 島内全ての海浜を誰でも利用でき、その景観を享受できる権利は町民だけでなく本町観光産業振興のためにも重要なことと考える。「海浜の自由な利用」のための施策、対策に取り組む必要があると考えるが見解を伺いたい。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答えをいたします。

まず最初に、畜舎の移転、団地化、集約等に関する問題です。

近年の畜産農家の大規模化、農家近郊での住宅化及び生活環境の向上などにより、畜産農家には、これまで以上に、畜舎から発生する悪臭対策や水質汚染などの対策を行い、周辺住民の理解を得ることが求められています。

畜舎環境の向上を図るため、堆肥舎の設置やこまめな清掃等により対策を講じてもなお、周辺住民の理解を得られない場合は、移転若しくは規模縮小や廃業を選択せざるを得ない状況となります。

御提案の畜産の団地化、集約等につきましては、たびたび取り上げられてきており、用地確保や集約化による移転先での新たな問題の発生、移転費用の負担など、解決しなければならない課題が多くありますが、畜産振興に係る長期的な島のあり方にも関わる問題でありますので、畜産農家の現状や意見を踏まえ、和牛改良組合、JA等関係機関と協議を継続してまいります。

次に、堆肥盤、尿処理についてであります。

家畜糞尿等の処理は、畜産農家が責任を持って適切に処理しなければならず、県

及び町は畜産経営に起因する環境汚染の防止に努めるよう指導する立場にあります。

現在、家畜糞尿や悪臭問題を軽減するため、堆肥舎建設費の一部助成や環境資材導入費の一部助成を行うとともに、畜産農家への普及啓発及び対策が図られていない農家への個別指導に取り組んでいるところです。

また、畜舎環境を良好に保つことが環境対策の基本であることから、敷料生産体制を強化するため、ラブセンターに木材を破砕する機械の導入を計画しています。

今後も、新たな環境資材の導入について検討を進め、関係機関と一体となり取り組んでまいります。

次に、海浜保全のあり方について申し上げます。

皆田海岸をはじめ海浜地には、高潮や波浪等から海岸を防護することを目的に、堤防、護岸等の海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設や漁業振興のための漁港施設を整備しています。

これら施設の整備にあたりましては、潮の流れや台風襲来による沿岸漂砂の変動、海浜地の景観に与える影響など、さまざまな面に配慮して施設整備を進めてきたものと認識しています。

漁港施設における機能向上や海岸保全施設整備等の事業導入に当たっては、高潮や津波等から人命や財産を守ることが最も重要であります。同時に自然環境の保全にも十分配慮が必要と考えますので、施設の整備及び更新にあたりましては、地元住民や専門機関とも協議を重ね、安全と保全の双方から検討を進めてまいります。

次に、海砂の問題です。

一般公共海岸等における土砂等の採取については、海岸法により原則禁止となっております。土砂等の採取、工作物等の建設などの開発行為については、海岸管理者の許可を受けなければならないとなっており、町において許可行為はしておりません。

また、海砂を含む砂利採取を行う場合は砂利採取法に基づき、県知事の登録が必要となっております。

海浜や海中からの砂の採取を行っているかの質問ですが、漁港施設における航路・泊地内に堆積している土砂等においては、漁港管理者である町において、その機能保全を図るため浚渫を行い維持管理に努めているところです。また、浚渫した砂については一時仮置きなどを行い隣接の海浜地等に養浜を行っています。

現在、本町において法令に違反するような採取が行われているとは認識しておりませんが、今後、そのような事例が発生しないよう町内の事業者への定期的な周知・啓発を行ってまいります。

次に、海浜の自由な利用についてです

与論町には多くの海浜があり、誰もがどこの浜にでも降りることができ、自由に遊泳や潮干狩りを楽しんできたところです。しかしながら、近年はプライベート化しているような、浜への出入りに不自由を感じる場所もあるように思われます。

自然豊かな与論の海の恩恵を誰もが享受できるよう、海岸や周辺土地の利用等に関しての条例整備等も視野に入れ、検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 1番ですが、これは（1）（2）がありますけど、一応総体的に質問したいと思います。ネットでこれを書いてあったのがありましたので、ちょっとこれを読んでみます。「牛はモーと鳴く。だけど、このモーにもさまざまな種類がある。雄雌でも鳴き声は違うし、その牛が求めるものによっても声は変わる。夜寝ていても牛が鳴くとすぐわかる。目をつぶりながら大体どこの牛が鳴いているのか、親なのか子牛なのか。何が原因で鳴いているのか。発情しているのか、腹が減ったのかの可能性もある。急に牛たちの大合唱が始まると、『逃げたぞ！』の大合唱がとてもうるさい。寝れないくらい。親子あわせてウォー！ンー！ゴォー！モー、ベー！んべー！などと声が混じってとにかくうるさいのだ。」これはネットで調べたらこういうのが書いてあるのですが、これは畜産農家が書いたものなのです。要するに、畜産農家でも牛小屋の隣ではこういう状況なわけですよ。そして、糞尿とか悪臭とかだけではなく、音もあるわけですよ。夜もろくに寝れない、夜も昼も鳴く、そして悪臭。牛の方はそもそも、私はそんなに臭いとはあまり感じないのですが、あれが水たまりができて腐ったときのおいし、それはまた別のにおいでとんでもない悪臭。こういうことが町内至るところに、はっきり言ってこういう状況が出ている状況ですよ。町民からも本当に事あるたびに牛の糞尿、悪臭についてはきりがいいほど寄せられると思います。庁内の行政の皆さんも聞いているのではないですか。議員の皆さんも、喜山さん、これしっかり聞いておいてくださいねとまで言われるぐらいですからね。これだけ深刻な状況だと。

お聞きしたいのですが、与論島の牛の頭数は今何頭いるのですか。そしてもう2つ、産業振興課長にお聞きしますけど、牛の頭数は何頭あるか、それから一頭当たり牛は平均どのくらいの糞尿を出すか。そして、私たち人間は一人当たりいくらぐらいのうんこを出すか。その辺ちょっと御存じでしたら教えてください。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） お答え申し上げます。

現在、畜産におきまして調査が毎年2月1日ということで、今年、令和3年2月1日につきましては、頭数は5,669頭ございます。

牛の糞尿ですが、書物によって若干異なることもありますが、親牛につきまして

は、糞尿あわせて20キロ程度、子牛につきましては7キロ程度というふうになっています。人間の糞についてはちょっとわかりません。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 5,600ということはもう6,000頭近くですね。すごい驚異的な数で、前にも南町長の時もこのことは何回も取り上げてあるのですが、与論町の図書館に畜産辞典というのがあって、厚さが7、8センチ分厚い本があるのですが、これでは牛が一头当たり成牛で30キログラムとなっていましたけど、20キログラムとしても相当な量ですよ。ところで人間が一日大体出すのが200グラムだそうです。約10倍ですよ。ということは5,669頭のうち成牛が5,000頭だとしても、やはり約5万人の人間が住んでいる格好になりますよね。糞尿の量から計算していると。5万人と今与論の人口をあわせて5万5000人の人間がいて、そのうちの5万人の人間が糞尿をそのまま垂れ流しをしていると。これが地下水とか海に影響を与えていないはずがないですよ。とんでもない汚染が進んでいるということなのですよ。これをどの程度認識しているかということなのですけど。こういう状況をずっと放置していくのか、本当にいろいろなデータが出ているのですが、公表できないのですよ。町長御存じだと思いますけど、こういう状況を今の状態でずっと続けていると。これはただごとではないです。何らかの対策を行う必要があると、そういう意味で何とかできないかなということをお願いしているのですが、町長のこの答弁書を見る限り、できない理由を並べ立てているようで、前向きにどういう方策を取ろうとかいろいろな事業提案をしていく時期に来ていると思うのですが、町長いかがですか、今の状況。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に言われるとおりに、水質汚染等については大変心配をしています。ここにも書きましたが、やはりどこにどういうふうに意見するかというその総論はみんな賛成なのですけど、各論になってくると、やはり各農家あるいはどのくらいの規模で意見をしていくようになるのかとかいろいろなことを考えると、あとは廃業をしなければならないという農家も出てくるのではないかなと思ったりするわけですし、こういうことは移転希望者が移転をする場所が見つかったときに、どのくらいの希望者がいるのか、あるいはどういう場所にどういう規模の移転団地をつくれればいいのかということにつきましては、私だけでなく、和牛改良組合とかJAの関係だとか農家の方々とやはり真剣に対策を練っていかねばならないのではないかなと思っています。今のところ、やはりお答えできるのはそのくらいかなと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 本当にかういっては何ですけど、悲しいですね。町長自らかういう姿勢では、やはり駄目ではないですかね。これはもちろん家畜排せつ物の利用促進を図るための基本方針の公表とか、農水省のホームページを見るといろいろ出ていますが、いわゆる排せつ物の処理には、もちろん御存じのように、畜産業を営む者が自らの責任において適正に処理をしなければならないというのが、家畜排せつ物の処理において基本となる考えである。その法律は法律で十分理解ができるのですよ。しかし、かといって昔から2頭、3頭飼ってきていた方々が、時代の要請で4頭なり5頭なりいろいろ大きくなって、今日に至ってきているというのは十分理解するのですよ。そういう方々に対してでも、きつく厳しく法律ではどうのこうのということを行っているわけではないのですけど、やはり今の状況というのは非常に深刻な状況に陥っているのだと、環境問題も海の家産資源の問題も御存じのとおりウンバームイ（ウニ）ももう全滅でいないですよ、御承知と思いますけど。海の中の植生態とか生物圏もものすごく大変なことになっているのですよ。そのことをどう理解するか。だからいきなり団地化しなさいとかいう話ではなくて、まず調査事業でも始めてほしいということなのです。要するに町内に何カ所の畜舎があって、そして何頭飼育しているかとか、どこの場所にあるかとか。そして集落内に例えば周りに3世帯、4世帯以上ある集落にどういふ畜舎があるかとか、行政当局がその実態をどこまで把握しているかということなのです。そして、その畜産農家がどこまでどういふ対策を講じているかという資料はあるのかどうか、産業振興課長。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） 先ほど申し上げました頭数につきまして5,669頭ですが、それに対して畜産農家戸数が今268件ほどございます。親子経営とかいろいろありまして、畜舎の状況自体が260件ほどございます。御承知のとおり与論の場合は民家が散在しているということで、ほとんど民家に接している面が多いというふうに感じています。また、代々受け継がれた畜舎を見ても、代々受け継がれた畜舎を増改築したり近くに新築したりということで、昔からあった牛舎を使ったり、新築に関してはできるだけ民家から避けるということはしていますが、避けたとしても近隣近くにやはり民家があるということで、やはり隣近所の御理解とかそういった協力が求められている状況であります。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） そういう現状であるということは、私でもある程度よく理解はできるのです。だからそういう中において、これをどういふ形でまとめていくか。例えば親子で離れていたものを、親もそろそろ歳だから集合しようではないかとか、

あるいは親戚のおばさんがやっているけど、その方もリタイアしたいけど畜舎もちゃんとあるから、知っている方にお譲りしたいと、そしてその方はいわゆる集落の近くにあると、その方をここに集約できないかとかですね、いわゆる離合集散みたいな形で、ハンドリングをして行政がそういう細かな対策を講じていただけないかということなのです。町長、そういういろいろな実態がある中で、これを事細かくできるだけ周辺に影響がないように、あるいはまた将来の発展のことを考えたなら、いつまでも周囲に迷惑をかけていては発展の可能性はないと思うのですよ。近所の人たちに迷惑をかけていて、畜産をしている人たちも心苦しいはずなわけですよ。本当に見ていて大変だろうなという反面、ああ、周囲に住んでいる人も大変だろうなと。また家主も大変だろうなと。それをできるだけ軽減していくということを私は提案しているわけなのです。知り合いや親戚間など、いところがやめているから、そこをやってその辺の方は集積しようとか、いろいろな形の集積もあると思うのですよ。そのときに対する例えば町として、いろいろな支援策を提案してしかるべき時期ではないかと思えます。是非それをやっていただきたい。もちろんこの国を見ると、何か実態をかけ離れて、いいことだらけに書いて、それから50頭、100頭、200頭の畜産農家を対象としたような法律ですよ。こういう小さな島において、何とかやりくりをしている人たちのことを考えた形の法律ではないものだから。やはりその辺のずれは強く感じるのです。それから課長にお聞きしたいのですが、畜産業の方々に、今町がいろいろな施策をやっていますよね、先ほど町長が言われたラブセンターのこととか堆肥センターのこととか、答弁書にある環境資材導入とか堆肥舎建設費とかありますよね、もちろん堆肥センターの運営もその辺ひっくるめて、どれだけの金額が畜産農家に行政的に今歳費が出されているか、トータルはありますか。

○産業振興課長（山下秀光君） 今の御質問は、堆肥センターの収支という形でのよろしいですか。

○5番（喜山康三君） とりあえず、全部ひっくるめたのが欲しいのですが、いろいろな補助とか助成とかありますよね、こういうさまざまなものを今与論町が行っている畜産農家への支援策、いくらぐらいの予算になりますかということを知っています。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） 畜産の予算に関しましては、まず畜産資材ということで、現在アースジェネターというのを軽減させるようなものを支援しています。これは、毎日牛に食べさせてから、畜産牛の糞尿臭を軽減するという、また糞が出た後に堆肥化が促進するという、アースジェネターの方に2分の1の4

200万円ほど使っています。

また、畜舎の関係ですが、先ほどから申し上げましたとおり、畜産の糞尿の処理ということで、堆肥盤建設ということで昨年度15件の農家に対応しています。そちらに対しても限度額が20万円ということで、これも15件ということで300万円ほど行っています。畜産関係については、主にそういった形ですけど、堆肥センターの歳入、歳出についてお答え申し上げます。

まず収入に関してですが、主な売上げとしましては堆肥の関係の販売ということで、完熟、中熟ということで年間3,307トンほど販売しまして、堆肥につきましては1150万円ほど。あと汚泥関係とかもろもろ入れますと1197万円ほどが収入となっていますが、支出につきましては、人件費ということで堆肥センターは今5人の任用職員がいます。そちらにつきましては1200万円ほどを出しています。もろもろランニングコスト等とか人件費とかをあわせまして、約1800万円ほどで、堆肥センターの収入としましては1197万2000円から支出もろもろ含めまして2559万円ほどございます。1361万7000円ほどの△となっていますが、そういった形の運営をさせていただいています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 計算力がないものだから足せないのですが。これだけ町の歳費を大事な予算を使ってやっているわけですよ。これが周囲に迷惑をかけるほどやりたい放題やっていて、これで町のお金をもらって、町民感情としては納得できないのですよ。それで先ほど言った例えば畜舎でも、やはりここは集落内だし周辺への迷惑が大きすぎると、そういうものは地図で浮かせて、一定の禁止区域ゾーンというのを設定すべきではないかという考えなのですよ。禁止できなかったとしても、そこへの町の補助は全部ストップかけてくださいということです。あめとむちでやらないと、こんなの駄目ですよ。やりたい放題やる一生懸命やっている農家の畜産農家も、誰も同じような条件で町費の助成ができるといたらとんでもない話です。だから、その辺についても私が言うのは、畜舎がどこにあるか周辺にどれだけの民家があるか、どういう具合になっているかなどの実態調査し、把握してほしい。それと畜舎周辺の方々からの御意見を伺ってほしい。やはり親族や親戚関係などいろいろな意味で苦しい思いを耐えているわけです。畜産農家の周りに住んでいる方は本当につらいのですよ。食事時間関係なしに悪臭が漂ってくる、ハエは飛んでくる、いくら何でもと言いたくなる時はあるはずですよ。副町長どうのお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 本当に大変難しい問題ですね、水道事業を守ったとき、ある一定地域のエリアを設けて地下水のくみ上げを抑えたという事例もありますので、



是非そういったのを現地調査も行いながら、畜舎を建ててもいいようなエリアと、そういった分けていくというのも1つの対策だというように思いますが、今のある一部の方々がこのし尿、糞尿のことを何とか自分なんかでやってみようということで、堆肥の糞に屋根をかけて雨水対策をして、極力し尿を流さないような方法というのを、今一生懸命努力をしている農家もごさいます。いつも私が畑に行きながら思うことなのですが、サトウキビを今7割以上がハーベスタの収穫をしていますので、ああいったハカマを何とかし尿と混ぜて、要するに雨水対策さえすれば何とか対応ができるのではないかと、今ラブセンターの方でも雑木あるいは廃材とかを圧搾をしまして、そのし尿の対策というのを何とかできないだろうかということで、今やっていますが、やはり島内においては近所隣、親戚いろいろなつながりがあるので、直接は面と向かって言えないというところもありますので、この問題は本当に前々から出ていますので、産業振興課あるいはJ Aの方と何とかその対応策を進めていかないと、いつまでたってもこれは解決できない問題だなと思います。

牛舎を移転させるのが安上がりなのか、民家を移転して将来的にコンパクトシティにつくり上げていった方がいいのかというのまで考えて、総合的に話し合いもしながら、今与論の農業の65%ぐらいはこの畜産業に頼っている現状もありますので、そういったのもまたみんなで御理解をしながら、また対策を講じてまいりたいというふうに考えます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 副町長、副町長は役場に入ってもう何十年ですか。私は課長にも町長にも副町長にもお願いしているのは、あなた方は政策なんでしょう、行政なのですよ。そのキビのハカマの話なんかはどうだっていい話なのですよ。行政的に施策的に、政策をどうつくるかを私は聞いているわけです。何にも政策の提案も何もないじゃないですか。取るに足らないごみみたいな枝葉の話だけをして済ませて、私はその話を聞きにここに来ているわけではないですよ。今の問題を解決するために、どういう施策とどういう方針をつくって、どういう条例をつくって、これを具現化するためのステップをどうとるかを聞いているわけですよ。何にも答えになっていないです、課長もみんな。ここに書いてあるのが、みんな次には今度何か牛の畜産農家の方々にどうのこうの、みんな放り投げているじゃないですか。この周辺住民の理解を得ることが求められていますとか、答弁書見ていて、本当にあなた方は政策なのですか、行政なのですか、訳のわからない理屈とかあることを並べ立てて、はい、それで済ませようという話ではないですよ。こんなことがずっと続いているわけ。是非、これを実現するためには、どういう会を持とうか、そしてその中で何から手を付けようかと誰がリーダーシップを取るのですか。町長、何

もないじゃないですか。町長、一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。リーダーシップを取るのは私です。町長です。関係者と協力しながら意見を戦わせて頑張ってまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 議員の皆さんもそうだと思いますけど、私はここに来て質問するというのは、何もとがめたり非難したりとかするために来ているわけではないのですよ。いろいろな島の問題点をどういう形でくみ上げて、それを政策的にどういう組み立てをしようかと、そのための情報収集、データの収集をつかさどるのが課長の仕事でしょう。政策を町長に提案してくださいよ。こういう形で解決しましょうよと。国の中にも令和12年度までの計画が出ていましたけど、その中で町の財政が足りなくて、また難しいところもあると思うのですよ。そういうところにはやはり議員が出るべきですよ。こういうことを与論の課長から提案してきたんだと。町長からこういう事業をしたいと提案してきたけど、その予算がない。該当する補助金もない。ないけどこれを何とかつくってくれないか、議長以下みんなこれを県と国へ要求してくれないかと、私たちの尻をたたくのがあなた方の仕事じゃないですかね。是非そうしてほしいわけです。そこは御理解してください。

いわゆる国の方にも農政省の方にも、2回ほど電話を入れてお聞きしたわけなのですが、やはりこういうところの実態はほとんど理解されていないというか、そんなもんだらうなという感じのお答えだったのですよ。例えば、畜舎の中で出る尿は、いわゆる敷料で全部取っているのが本土での考え方で、畜舎から出る糞尿のことは全く論外ですよという話でした。けれど、与論の実態は敷料になる材料そのものがないわけですから、ラブセンターもつくられていると思うのですよね。かといって、ラブセンターだけであの量が賄えるはずがないじゃないですか。樹種によっては牛にまた撒くと、食べたりして中毒を起こしたりいろいろなことが起きるみたいで、なかなか畜産農家もためらうところがあるようですけど、その畜舎から出る尿を一旦プールして曝気して、その後流す。いわゆる小型合併浄化槽とまでは言わないけど、ブロワーするだけでも環境負荷も相当落ちると思うのですよ。例えば尿処理においてはそういう予備タンクをつくって、一旦タンクに入れてブロワーして自然に戻す。少なくともそういう事業も考慮していただきたい。もちろん堆肥盤は堆肥盤といっても、横から雨風が打ち込むような堆肥盤がほとんどのような状況で、もう少し地域にあった堆肥盤をつくってほしいと。これは畜産農家も課長も身に染みてわかっていると思うのですよ。また面積もあんなにちゃちではなくて、もっと大きなものが欲しいという方もいらっしゃると思います。是非、その辺もあ

わせて集約あるいは離合集散、1カ所に集めるとかそういう事業を含めて、網羅的な形の政策提案みたいな事業計画書というものを是非出していただきたいですけど、町長これは約束できますか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御提案をいただきまして、今後本当に検討してまいります。約束するというのはなかなか難しいですけど、そういうふうに前向きに考えてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 前向きに検討ではなくて、すぐに取り組んでください。町民から本当にこれに対する嘆きに近い、聞くに堪えないようなことをそういうような苦しみがありますので、是非そこはくみ取って、また畜産農家もこの辺についても是非考慮していただいて努めていただきたいと、課長御指導よろしくお願いします。

では、次に移ります。海浜保護と保全についてですが、ハキビナ海岸の防波堤や前浜の防波堤の状況を町民から見られてすごいなと、もっと優しいつくり方、考慮したつくり方もないのか、もっと植栽も入れてくれなかったのかということの指摘を受けています。私もそういう指摘があって当然だなと。この辺については、何度お願いしているかわかりませんが、もう馬の耳に念仏というか、本当に情けないという状況が続いているなど、いつになったらもっと優しい公共工事ができるかなと願っているのですが、皆田海岸は漁港ということになっているのですが、これは今一部センターの方が損壊したままでありますけど、どういう理由であまなっていますか。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 皆田海岸の漁港につきましては、昭和60年代頃から県単市町村漁港整備事業ということで導入をしまして、平成13、4年頃まで整備されています。ちょっと確認したところ、平成12年頃の台風の襲来にちょっとセンター一部分の底がちょっとえぐられて、傾き始めたということで確認しています。ということで、その年その年の台風の影響にもございますが、その外側から内側に入り込んだ海流とかがやはり影響して、多少底の方がえぐられて、今傾いているという状況になっているところです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 傾いているのはよく知っているんですけど、なぜおっぼらかしているのですかということです。なぜいつまでもああいふ状況なのか。それで、百合ヶ浜の方で観光業をされている建築業者関係の社長さんから、百合ヶ浜がちょっと変わってきたと、いろいろな指摘は受けてきているのですが、私も少し潮流とか

も調べていたのですが、ああいう皆田の防波堤とかができたことによって、いわゆる北からの百合ヶ浜側への潮流の流れというものが、かなり抑えられてきている感じがするのです、専門家ではないですけど。また、麦屋漁港ができた関係で東側からの潮流が、大金久海岸へ流れ込む量が増えているような気配を感じます。要するに今までは南と北からの潮流がちょうど大金久の真ん中付近でガッチャンして、いわゆる海岸流の発生とかがあって、リーフの方の沖の方に強い海岸流が発生している、あの百合ヶ浜の青い筋が海岸流の筋なのですけど。両方からの潮流の流量というものと流速とかがいろいろ変化を起こして、かなり大金久海岸付近の漂砂に大きな影響を与えているのではないかなと私は考えているのですが、できれば、港の方でも北側には船荷上場があります。今度また新しい漁港ができていますね。海岸全てを漁業振興という名目で、埋め立てや港があれだけつくられているわけですよ。やはり何らかの形で1つに集約するとか、その辺について町長はいろいろお考えがありませんか、またどう考えますか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御意見ありがとうございます。私も向こうに行くたびにいろいろ見ながら、ああと思っているのですが、その皆田の海岸につきましては、いろいろな御意見もあるようにお伺いをしておりまして、その一つの集落あるいはまとまって、そういうふうな対策を練るといふようなところまでは、まだ私の方では考えておりませんでした。今後そういうような対応についても考えていかなければならないと思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 町民からの意見を伺うことも、今までいっぱい伺っていると思うのですが、是非町長がこの場所はこうあってしかるべきだと、こういう方向で進めたいという1つの方針を出していただいて、是非それをやっていただきたいと。是非また議会の方にも、それを示していただきたいということをお願いしておきます。

次の2なのですが、この説明では、いわゆる船荷上場とかそういう船だまりに上がった砂を、とりあえずそこの施設の維持管理のために陸揚げしているんだと。その後海に返しているんだという御答弁をいただいているのですが、そういう砂が、個人のしかも建設業者の敷地に詰まっていたら、町民はどのように感じるかということ。町民に説明も何もないわけですよ。こういう誤解を受けるような形の仕事の進め方、説明責任。さっき沖野一雄議員からも指摘されましたけど、やはり一定の説明責任があると思うのですよ。特にそういう海浜の砂を海から取るということを業者がやっているのではないか、俺たちが取って何か悪いかというような、そう

いう感じと言われるのですよね。何もわからない町民から見ればそういう目でしか見られない。それで一定の場所を借り上げて、そこに保管するなり、あるいはその時点で別の浜の方に投入するというようなことを、是非やっていただきたい。いわゆる国立公園にもなっていると思っているのですよ、ほとんどが。そこからどういう形にしる、海砂をくみ上げてそれを陸の方に一時保管するということが、これは許可はいただいているのですか、自然公園の関係で。国立公園で許可は得ていますか。そしてその砂をほかの浜に投入ということなんかも、全て許可を得ていますか、答弁は要りませんが。いずれにしても町民に誤解を与えるような事業の進め方はやめてほしい。ちゃんと説明をしていただきたい。是非その点を指摘しておきます。

それから3番目の島内の海浜をいつでも誰でも利用できるということですが、特に兼母海岸。プリシアはホテルができてから、ホテル内としても完全に遮断しているわけではありませんので、別にそんなにさしたる問題は出ていないのですが、それから南側の海浜の方には、全く出入りが拒まれているような状況にあると思っています。それについて、非常に将来の観光推進とかいろいろなことから考えても、あまり好ましいことではないと思いますので、是非これをどういう形で解決するか、その方法あるいはまた別の事業も考えていいと思うのですよ。別口から道路を新設してもいいと思うのですよね。その辺もあわせて、是非御検討いただきたい。最後になりましたが、町長お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。海沿いの件はその宇勝の漁港内に砂がたまって、あれは3年に1回ぐらい取り除いているわけですが、前はその浦口建設の砂置き場に置いていたのですど、今度は町富さんが町富建設の現場に置いているということで、あと東側の方の近くの海に埋めている、養浜しているというようなことをお聞きしています。今後もその方に行くのではないかなと思います。

それから、海浜の自由な利用については、おっしゃられるように今私が気になっているのは、兼母海岸の南の方、北のプリシアのところ、ワリバマと言うんでしょうかあの付近がなかなか行きづらいなというふうなことは思っています。今後、そういうふうにかにもプライベートの浜のような、プライベート化しているようなところは、やはり気をつけていかなければならないと思います。それから言われるように、ほかのところから行けるようにしてまいりたいと思いますし、一度そういう話で業者の方と話をしたり、きちんとコンクリートの道をつくっているんだというふうな言われ方をしましたので、そういうこともその人はその人なりに考えていらっしや

るところもあるなど思ったりするのですが、町としても誰もが行けるようなそういう浜がやはり望ましいわけですので、そういうふうにご指導してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 以上をもって一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

次は、4番、林隆壽君の発言を許します。

4番。

○4番（林 隆壽君） 一般質問を行う前に、総務厚生文教委員長として一言御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種が進行している中、日本各地においても懸命なワクチン接種対策がなされています。与論町においては医療従事者へのワクチン接種は、5月1日から始まった65歳以上の高齢者に対するワクチン接種が6月6日をもって終了し、一段落ついたことに対し、国・県との対外的なワクチン導入等の交渉をまとめていただいた町長、副町長、ワクチン接種の陣頭指揮を執って、日夜御苦勞をなされた田畑町民福祉課長並びに職員や最前線でもろもろの手続きや接種会場等の設営等を準備段階で大変御苦勞なされた保健センターの職員の皆様、ワクチン接種現場でワクチン接種業務に携わってこられた医師、看護師の皆様、そして支援要請を快く受けていただき、業務に携わっていただきました看護師の皆様方の並々ならぬ献身的な御努力と御苦勞に対し、衷心より深く感謝申し上げます。ありがとうございます。接種会場におきましては、懇切丁寧な対応とスムーズな人の流れを構築していただき、感動すら覚え感謝の至りであります。

現在日本各地においては、若い方々へのワクチン接種も進んでおり、かすかな光明が見えてまいりました。これからさらに引き続き展開される町民へのワクチン接種が控えていますが、どうぞ御健康に十分留意され、ワクチン接種業務に臨まれまますよう心よりお願いを申し上げます。

皆様方の御努力により、新型コロナウイルス戦争が早期に収束し、もとの穏やかなそして活発な経済活動が展開される与論町が一日も早く訪れることを祈念申し上げます。ただいまから一般質問を行います。

#### 1 与論町教育文化の町づくりについて

- (1) 与論町には文化・芸能に特化した施設がない中で、中央公民館が教育文化施設としての機能を果たしてきたが、建設から52年経過しており、安全性が懸念される。建て替え時期に際し、与論町教育文化芸能ホール（仮

称) 建設のためのアンケートを実施し、教育文化・芸能の振興を図る考えはないか。

2 与論町福祉の充実した町づくりについて

(1) 令和3年度施政方針の保険・福祉・医療の中で、共同墓地整備検討委員会の設置が謳われているが、委員会の構成及び委員会の開催回数並びに検討した内容について伺いたい。

3 与論町安心安全の町づくりについて

(1) 旧庁舎跡地利用の進捗状況について平成30年9月の定例会において跡地利用に係る意見の申し入れを行ってから、2年9カ月経過しているが、現在の取り組みの進捗状況について伺いたい。

(2) 商工観光課が観光浮揚の手段として、電動キックボードの導入を行っており、極めて有効な事業であると考え。しかし、町民から電動キックボードの通行に関する苦情が寄せられている現状がある。観光地として安心安全のため、独自のルールを設けて安全を確保する必要があると考えが、対策を講じる考えはないか。

以上、4点を質問いたします。

○議長(高田豊繁君) 町岡教育長。

○教育長(町岡光弘君) 与論町教育文化の町づくりについてお答えいたします。

本町の中央公民館は、県道側の施設が昭和44年3月に農村振興センターとして、役場側の施設が昭和55年4月に茶花地区公民館として建設され、本町の社会教育拠点施設として公民館教室、結婚式、講演会、展示会など多くの町民に愛され利用されていますが、現在、先に整備された県道側の施設は、数年前から老朽化によるコンクリートの爆裂、崩落による事故防止のため、一部立ち入り制限を行っている状況にあります。

また、令和2年度の社会教育施設の長寿命化計画に伴う調査結果によりますと、健全度判定の結果、大規模改修よりも建て替えが望ましいとの結果が出ています。

中央公民館や文化ホール等の施設は、社会教育拠点施設として本町「人づくり・まちづくり」に貢献する役割を持つ重要な施設と認識していますので、代替施設による運用や建て替えに向けた計画につきましては、アンケートの実施も含め第6次総合振興計画において検討を進めてまいりたいと考えています。

○議長(高田豊繁君) 町長。

○町長(山元宗君) 福祉の充実した町づくりの点で、共同墓地の問題についてお答えいたします。

今年度の施政方針において述べましたとおり、共同墓地整備検討委員会の設置に

ついて準備を進めているところでありますが、現在のところ、新型コロナウイルス感染防止対策やワクチン接種に係る対応に追われ、未だ委員会を設置できておりません。誠に申しわけないと思っています。

今後、自治公民館連絡協議会や各墓地管理組合とも協議を重ね、委員構成について検討を進めていき、委員会においてさまざまな御意見を集約して、共同墓地整備に係る中長期的計画等具体的な方向性について検討を進めてまいりたいと考えます。

次に、旧庁舎跡地利用について申し上げます。

旧役場庁舎につきましては、本年5月14日に建物解体が終了し、現在、防砂対策を含め敷地全体に芝生等による緑地帯を整備し、町民や旅行客の「憩い広場」として環境整備を進めているところです。今後の旧庁舎跡地利用計画については、一定期間、このスペースの活用状況等を見ながら、「与論町役場旧庁舎跡地利用検討委員会」において、これまでのアンケート調査結果や与論町議会からの提言なども踏まえ、「旧庁舎跡地利用基本計画」の策定を行い、整備計画を推進してまいります。

次に、電動キックボードの件です。

電動キックボードについては、今年2月から観光協会が主体となり、沖縄のリース会社から20台が導入され、宿泊施設や飲食店などの9事業者にリースされています。

電動キックボードが公道を走行する場合、現状では、原付と同じ扱いになるため、道路交通法に基づいた走行が必要となっています。そのため、観光協会において乗車上の注意点をまとめたチェックシートや動画を作成し、全ての取扱事業所において貸出時に利用者にチェックしてもらい、交通ルールを守った走行をしてもらうよう取り組んでいます。

現在、電動キックボードの利用者の交通ルールマナー等について、商工観光課や観光協会に対しては、苦情などは特に寄せられておりませんが、観光協会及びリース事業所に対しては、利用者への交通マナーの遵守、安全に利用していただくための啓発を徹底するよう、改めて指導を行ってまいります。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） それでは、一応質問については御回答いただいていますので、ああ、もうこれでいいですよということではできませんので、再度質問をさせていただきます。

与論町教育文化のまちづくりについて質問をいたします。与論町民憲章に風格のある文化のまちづくりと謳われています。建築物や外見等で風格のある文化のまちづくりができるとは必ずしも私も思っていませんが、町民の文化芸能への振興に対



する啓蒙は、文化のシンボリック的象徴があるとないとでは、町民の文化芸能に対する意識が異なると考えています。私が伺った限りでの町民の意見は、スポーツ関係の施設はよくつくるが、文化芸能に関わる施設については全く無関心であるという御意見をよく聞きます。少子高齢化を言い訳にしても、マイナス思考をするのではなく、これからの与論を支えていく子供たちの未来を見据えたまちづくりを、積極的に展開していくべきであると考えますが、教育長にお聞きします。文化芸能ホール建設についてのアンケート実施並びに建設計画を将来の子供たちへのメッセージとして、是非実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。教育長並びに町長の見解をお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。文化についての予算が少ないとか、どうも文化振興についてはというのを伺いし、残念に思いながら取り組んでいる面も多々ございます。またこの施設につきましては、給食センター設置の関係から、今後の文化施設のことも何回かお話をしながら、まだ給食センターの方が決定はしていないのですが、今年中に設置の場所をはっきりさせる中でもこの公民館施設をどうしていくかという話が出ます。その段階であと6年前後は使える、それを壊していくのかというのもありまして、おっしゃられるとおもったくないので使っておくという段階で、今のところは置いているところです。文化芸能ホールについて、今後の移転先、それから集約について、給食センター設置場所検討委員会の中でも話題になると思いますので、想定の中にしっかり入れて、必要な関係のアンケート採りにについても、どういう形で採るか、又、次の文化ホール、そういったものと今ある砂美地来館の建設年度と今後の建て替え年度を含め、町人口を考えて先を見た形での設置ができればという思いは持っています。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。文化という名前の付いたホールがないというのは、大変残念に思っていますが、考えてみますと砂美地来館に文化的なものを抱き合わせたり、あるいは与論町の伝統的な文化財の十五夜踊り保存館のところ、それからサザンクロスとか、考えてみますと文化的なものもやはりあるというふうなことを考えていかなければならないと思います。ですから、私たちが本当に今教育長からありましたように、文化ホールなるものをやはり町のシンボルとして、今後建設していく必要があるなと思っていますし、またどこにどういうふうに決めていくかというのは町で計画を立てて、検討していく必要があるとつくづく感じていますので、やってまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 前向きな御回答ありがとうございます。実際私だけの考えですが、中央公民館を利用した文化的な催し、あるいは砂美地来館を利用した文化的・芸術的な催しというのは、ついでにやっているというそういう感情しか起こりません。

これから観光を充実させて、いろいろな方々を呼んで、例えばセレブの方々を呼んだりとか大衆的な一般家庭単位で呼んだりとかという、そういうこれから事業展開をする中において、ああいう田舎くさいようなそういう文化ホールなんかじゃ、ちょっと私は見栄えがよろしくないのではないかなと思います。ただお金がかかりますので、やはり皆さん方大変だと思いますが、ですからこそ、今のうちから町民の意向を聞き、どういうものをすればいいか今のうちから計画をして、何年後にはつくろうという前向きな姿勢が私は欲しいと思いますので、是非それを真剣に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、続いていきます。与論町福祉の充実した町づくりについてということで、町民との何気ない会話の中に、共同墓地の話題が最近はよく出てきます。お墓について、個々が置かれた生活環境やさまざまな状況によって、将来への不安をお持ちの町民が多くなってきているように私は感じています。与論に移住された方々は、お墓がないために、仕方なく海への散骨を考えていらっしゃる方もおられます。実際にまかれた方もいると私はお聞きしています。このような状況を踏まえると、この問題は喫緊の課題ではないかと思うところであります。後回しにするような問題ではないのではないかなと、私は思います。IターンやUターンなど推進しながら後々のフォローがないのでは、事業自体の進展がないのと同じようなことではないでしょうか。また、現在満足をしている方が、子供や孫の時代になったときが心配などという将来の心配をされている声が聞こえてきます。このような意見や将来への心配など、また移住者の方々は切実な御心配をされておられます。このような状況を正しく察知し、真剣に取り組んでいただくことを強く要望いたします。この共同墓地について、いかなるお考えをお持ちであるか町長にお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。共同墓地というのに対しましては、今後重ねて検討していく必要があると思っています。結局どういう人たちが共同墓地を必要としているのか、今現在ある墓地をどうするのか、どこにどれくらいの墓地をつくるのか、あるいは集落単位とするのか全島を1つにするのか、いろいろな問題が出てくるように思います。それはやはり検討委員会を立ち上げて、各集落の方々の代表の方々に集まっていただいて御意見を伺ったり、それから若い人たちの

意見を伺ったりしながら検討してまいりたいと思います。ただ、早くすればよかつたのですが、今のところ、コロナウイルスの方に振り回されまして、町民福祉課の方がなかなか手が回らないわけです。やってまいりたいというふうには思います。よろしく申し上げます。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。実際、散骨をされる方、これからどうしようもないから仕方ないから海にまこうという方もいらっしゃると思います。私は直接は聞いておりませんのでわかりませんが、そういうふう聞いています。状況を考えると、やはりこれは安穩としてはおられないのではないかと思います。ただ、最初から大きな施設をつくるという計画ではなくて、やはりこの問題というのは長期的に考えて、段階を踏んで少しずつ少しずつ対応するという、時代にあわせた対応というのが必要であろうかと思います。先ほども言いましたように、今もう満足をしているお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、納骨堂があるから心配ないよという方も、うちの子供や孫が鹿児島、東京、大阪にいるんだけど、あとあとこれを見てくれるのかしら、掃除してくれるのかしら、どうなるんだろうかということはおっしゃっています。現在いいからと言って将来来るべき危機を見逃しては、やはり行政としては怠慢ではないかなと私は思いますので、これは是非真剣に取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは続きまして、3番目の与論町安心安全の町づくりについてお伺いします。平成30年3月定例議会において、議会の意見として議長より町長へ申し入れを行っています。この旧庁舎跡地利用検討計画について基本的な方向性として、1、島内における茶花市街地の占める位置付けを十分考慮し、島全体の経済活性化の起爆剤となり得る機能を持たせること。2、茶花商店街は多種多様な経営形態で成り立っており、地域の連携が重要であることから一体化した経済活動が展開できる利用体形を図り、現在の商店街の経営経済活動を阻害せず、衰退化に陥らない機能を持たせること。3、あらゆる人々に利用される場所として公益性があり、将来を担う島の子供たちが夢を描ける場所であること。このように申し入れを行っています。それで、本町の将来を見据えた取り組みを是非お願いをしたいと思います。これについても町長の方針なり、考え方なりというのをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。この旧庁舎は本当に素晴らしいロケーションでございまして、あの跡地をどのように利用していくかというようなことは、前にも町民のアンケートを採ったりして皆さんの意見を聞いているわけですが、中

に公園にしてほしいという御意見が非常に多数を占めましたので、そのことを考えながら、今のところ暫くは芝生を植えて憩いの場にしたいというふうに思っていますが、ただ、非常にすばらしいところですので、その後いろいろなところから、あそこだったらこういうふうに活用したいとか、こんなふうに活用したいなという御意見もあろうかと思っているわけです。半分はそれを待ったりしているわけですので、PPPとかTPPとかそういうふうなことも考えながら、町の人たちが本当に活用できる、満足できるようなそういうものを建設できればなということで、希望的に今のところは芝生を植えて待っていたいということです。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 確かに今町長がおっしゃられるようにだと思います。津波を念頭に置いた津波対策も考慮しながら、将来今の子供たちが大きくなって、与論でいろいろな仕事をしながらやっていくときに、この旧庁舎の利用はすごくよかったねと、また私たちの言う希望をかなえてもらってねと、そういうような考えができるようなそういう希望のある、まさに憩いの広場あるいはまた希望の広場ということを考えていただいて頑張っていたいただきたいと思います。これは要望です。よろしく願いいたします。

続きまして、安心安全の町づくりの2、電動キックボードの独自のルールづくりについてということで御質問いたします。唐突な質問で戸惑っておられると思いますが、町民からの苦情電話がありました。当局にはないのですが、これが当局に出るということは多数のそういうトラブルがあるということです。そういうふうに当局に連絡があったときには、もう遅い。今私が1、2件そういうことを聞いておりましたので、今から申し述べたいと思います。

ある日、茶花の通りを軽トラックで走行していると、音もなく後ろから追い越し、前の車の前方に現れたそうであります。その方は、その際驚き急ハンドルを切り、ガードレールにぶつかりそうになったということであります。その方は3月の議会だよりの表紙に載っている電動キックボードを御覧になり、町が率先して推進している事柄について、事故が起こった場合はどのような責任を負うのかとただしてこられましたので、私は50ccの原付バイクと同じ扱いの道路交通法で規制されていると説明いたしますと、町が推進しているので無関係ではないだろうということでは言われました。これは1つの観光振興において、あらゆる安心安全な対策を考える上で、1つの示唆を与えていただいたのではないかというふうに思い直しまして、唐突な質問をしたわけであります。お隣の韓国では、電動キックスケーターとして町中の至るところでレンタルできることになっていて、すごくはやっています。また、はやっているが故に事故が多発している現状があります。交通事故で800件

以上、死亡事故が10件ほど発生しているとニュースでありました。今年の5月13日から韓国では規制強化が始まっています。日本は逆に規制を緩和して、ヘルメットや運転免許証は不要とするルール緩和が検討されています。田舎特有の高齢者が運転する原付バイクが多く行き交う与論町では、思いもかけない事故やトラブルなどが発生する可能性を含んでいると考えます。町独自のルールを制定し、高齢ドライバーに対する安心安全運転の啓蒙や周知徹底など、考え得る限りの安心安全の対策をしっかりと講じていただきたいと思います。これについて、町長と商工観光課長にお伺いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今言われるように、最初電動キックボードをこの庁舎の前で試乗をするときに、私も乗ってみましたが乗ることはできませんでした。大変難しかったです。それで公道を走るときには、やはり大変だなと思ったりもしたわけですが、話を聞きますと、これは原動機付自転車と同じだと原付の免許で同じようなルールであるんだと、だから大丈夫だということでしたので、それだったら警察の範囲かなと思ったりもしているわけです。観光の島として本当に気軽に乗れるというふうなことで、大変与論を売り出すにはいい材料ではないかなと思って大変嬉しく思ったのですが、気軽に乗れることで事故が起こらないかなと今までひやひやはしていましたが、そういう御意見があることを初めて聞きましたので、また今後その観光協会等あるいは貸し出しをしている9件の店等も集まっていただいて、対策を考えてまいりたいと思います。詳しいことは、商工観光課長の方でお答えします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） こちらの方に相談がなかったものですから、今日はそういう苦情が来たということで大変勉強になりました。ありがとうございます。こちらの問題は、最終的にはやはり乗る方の考え方だと思いますので、そこら辺はまたレンタルする観光協会やその業者の方々へ、ちゃんと指導するようにしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 確かにこれは道路交通法で定められたり、警察の範疇であります。しかし、これからまた恐らくはやってくるであろう、特に若い人たちはここで借りなくても自分たちで持ってくるであろうということが考えられます。また、ネットで調べてみますと、15キロ未満であったら免許証も要らない、ヘルメットも要らないというルールに変えようという、警視庁のそういう会合があるようです。そうするとますます気軽に与論に持ち込んだり、いろいろな問題が出てきます。私が心配するのは、与論町ではお年寄りの多くの方が原付を乗っていらっしゃいます

よね。そういう方々に対して、ものすごく私は心配をしているところであります。15キロといっても結構速いですよね。ラクターは6キロですからね、3倍ぐらいに速さで行きます。そうすると現在お年寄りの方々は、両足を地に付き引きずりながら行くという、危なっかしい運転者もたくさんおられます。そういう方々が、前を横をそっと通過したときには恐らく転倒するのではないかなということを考えてときに、やはり与論町独自の交通事情があります。危ないところは何キロ以下に落としてくださいとか、そういう道路交通法とは別に与論町独自で安全対策を考えるようなそういう工夫も必要ではないかなということで、質問したわけです。どうかこれをやはり警察の仕事であるからということで済ませないで、やはり真剣に考えていただきたいと思います。

以上で簡単であります、最後にコロナウイルス騒動が早期に収束し、平穏なゆんぬの島が訪れますよう、最後まで油断のなきよう対処していただくことを強く要望し、本日質問した質問事項については玉虫色の回答をいただきましたが、与論町の発展が未来永劫続いていくための布石になればと考えて質問をいたしました。質問内容を真摯に受け止め真剣な対応をお願いし、質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は15時5分から始めたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

-----○-----

休憩 午後2時52分

再開 午後3時05分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、2番、原栄徳君の発言を許します。

2番。

○2番（原 栄徳君） 一般質問を行います。

1 脱炭素社会に向けて循環型社会の形成の推進に向けての与論町の考え方について

- (1) 環境省が再生可能エネルギー発電の導入状況を（見える化）するため、各市町村が掲げている目標や実績、潜在的な導入可能量などを一覧できる形でまとめて今年度末にも公開し、また、導入状況をランキングで示すことも検討しているとあるが、与論町としての脱炭素社会、循環型社会の形成推進に向けてどのように考えているか。

(2) 現在、牛の飼養頭数の増加による糞尿処理問題、悪臭問題、糞尿の地下浸透による地下水の汚染や、潮の干満差により地下水が海岸沿いに流れ出し内海の汚染も懸念されている。牛糞尿や生ごみ汚泥等を活用したバイオガスプラント導入による再生可能エネルギーを活用することで、公共施設での電力利用、熱源を利用した園芸施設、魚介類の稚魚養殖等、農業・漁業生産力の向上やさまざまな地域産業活性化につながると思われるが導入する考えはないか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答え申し上げます。

まず最初に、町としての脱炭素社会それから循環型社会の形成の推進についてどうするかということです。

本町においては、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、平成20年度から与論町地球温暖化対策実行計画を策定し、5年ごとに見直しを行っています。

具体的な取り組みとしては、クールビズ、公共施設のLED照明導入やごみのリサイクル等を行ってまいりましたが、残念ながら目に見えた効果は表れていないのが現状です。

しかし、昨今の地球の環境問題をみますと大変深刻な状況にあり、与論町としてもなお一層のごみの減量化を進めるとともに、町民の環境問題に対する意識の啓発に努め、脱炭素社会、循環型社会の形成推進に向けてより効果のある方策について、町全体で取り組む必要があると考えています。

2点目、バイオガスプラントの導入についてです。

これまで、畜産の糞尿処理に関連する問題については、農協などの関連機関とも連携し個別指導や対策を行っているところですが、依然として畜舎関連の整備が不十分な農家が散見され、環境改善、糞尿処理に関する対策が求められています。

バイオガスプラント導入につきましては、施設活用の可能性について情報収集に努めているところですが、発生するバイオガスの利活用が継続的に行えてはじめて施設としての費用対効果が得られるため、活用先の基盤整備の充実が図られていない現状を踏まえると、エネルギーの供給・活用を行うための条件等周辺環境整備も必要となります。

バイオガスプラント導入の可能性を含めた糞尿処理問題については、農協のほか関連機関、各種組合の意見や先進地事例なども参考に、今後取り入れていく施策も含め、環境に配慮した畜産業の振興が図れるよう包括的に取り組んでまいります。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 後ろのページはお読みにならないようですので、いいです。

（1）と（2）は関連したことなので、再質問をさせていただきます。

まず最初に（1）の答弁に関して、本当にちょっと残念に思いました。平成20年度からこの年度計画で、5年ごとに見直して進めてきているわけですけど、10年以上は経っているということですよ。それで、クールビズ、LEDの照明導入、またリサイクル等を行っている、これはもう当たり前のことです。こういうことを堂々とやっているというのが、まず答弁に書いてあるというのが、ちょっとおかしいなと僕自身が思うことです。皆さんはどう思われているか知らないけど、もう少し夢のあるような興味を持つような前向きな答弁をしていただきたいなと思っています。本年度も今後10年間の与論町の計画を立てていくわけなのですが、また同じようなことの繰り返しです。下に、ごみの減量化を進める、意識の啓発に努めると書いてあります。これはもう当たり前のことです、これを10年間続けるのですか。僕は、この辺に非常に行政としての、執行部としての、与論町に対しての本当の愛が感じられない。これは、今後非常に大事なことなのです。脱炭素社会とって、国際的にも国内的にも企業的にも、今全体で進めようとしていることなのです。企業にも相当な負荷を与えられています。いろいろな企業です。二酸化炭素を出さない企業、例えば銀行であったりとか、例えばこの役場であったり、二酸化炭素を出しているわけではない。でも二酸化炭素を出す企業に対して協力をするというようなことも、協力の一部になっているということなのです。そういう方向で今世の中は進んでいるわけです。

そこで、僕が一番懸念するのは、先ほど喜山議員からもし尿処理の問題、これは最終的には地下水汚染の問題になってきます。水の問題です。水は我々の命ですので、最初、始まりなのです。汚染されたら与論は終わりなのです。例えば、メディアが与論の水は汚染されているそうなのですよということを一筆でも書けば、もう与論に来るお客さんは一人もいません。いくら頑張っても観光事業をいくら推進しても来ません。その前に目に見えない地下のこと、地上のことは目に見えて、今糞尿処理も何とか頑張ろうということになっていますけど、問題は目に見えない地下のことなのです。それをいかに進めていくか、そういうことを真剣に考えないと、もう与論に住む人はいません。

そこで、僕は去年の9月に水の調査をしてくださいということをお願いしました。まず水道課、調査はされているのですか。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 原水につきましては、前回9月におっしゃられてから10月が毎年の検査日ですので、10月の全項目検査を与論町の水道課が使っています



全水源に関してやっています。

それから、毎月やっている上水の検査と年に4回する検査も行っています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。結果はどうでしたか。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 水質基準には何ら抵触することはなく、大丈夫な状態でした。特に悪くなってきているという数字も最近ではございませんので、今のところは大丈夫かと思えます。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） その基準を公表するという事はできますか。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 水質基準につきましては、もう公表されています。ホームページにも与論町の水質を公表していますのでよろしくお願いたします。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。これを聞いて町民が調べることもできるということですので、そのために聞きをしています。

あと、水源を持つ耕地課、そして環境課も何かいろいろ調べますよね、その辺順次お答えをいただきたいと思えます。調べたか調べていないか、そして状況はどうだったのかお願いします。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） 環境課の方でも最終処分場の周り3カ所を年に2回調査しています。例年から変わった数字は特に出してはしません。以上です。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） 産業振興課におきましては、以前ため池等がありまして、そこに表面水とかいろいろなものが流れてきているということで調査を行って東与舎とかですが、それから汚泥とかいろいろたまりすぎたというのが原因で、一旦水を抜いて汚泥とかを出した処理を行っているところです。以上です。

○2番（原 栄徳君） あと耕地課も水源がありますよね。水源は産業振興課、あのくみ取りのコイン式の。

○産業振興課長（山下秀光君） コイン給水器に対しては、水質調査は行っておりません。

○2番（原 栄徳君） それは、結果は大丈夫なのですか。

○産業振興課長（山下秀光君） 結果についても、いろいろ問題とかは聞いておりませんが、数字的には出しておりません。

- 議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。
- 2番（原 栄徳君） ありがとうございます。毎年調査をする企業というのは一緒ですか。今お答えになった4者。
- 議長（高田豊繁君） まず、水道課長の方から委託先を。
- 水道課長（仁禮和男君） 水道課の方では、毎年環境技術協会の方が今のところやっています。年度初めに指名願いのある業者に指名をしまして、それで入札をかけて実施しています。
- 議長（高田豊繁君） 次に、朝岡環境課長。
- 環境課長（朝岡芳正君） 環境課の方でも入札をしております、大体同じところが取っているような状況です。
- 議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。
- 産業振興課長（山下秀光君） 産業課の方は行っておりません。
- 議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。
- 2番（原 栄徳君） 調査というのは、例えば同じ業者が毎年毎年すると、結果は同じなのです。同じ基準で調査をするわけだから。だからたまには業者を変えて調査をする必要が僕はあると思うのですが、その辺はどうですか。
- 議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。
- 水道課長（仁禮和男君） 一応、指名競争入札でやっている状況ですので、そこら辺については私たちの方から言うことではないかと思えます。
- 議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。
- 2番（原 栄徳君） それで、同じ業者がいつもやっているということですか。
- 議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。
- 水道課長（仁禮和男君） 例年同じ業者になっています。
- 議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。
- 2番（原 栄徳君） それは指名競争入札とは言わない、それはもう随時契約のようなもので。そうすると、調査というのはあくまでも付度ではないけど、そういうふうになってくる可能性がある。だから絶えず調査というのは非常に大事だと思うのです。目に見えないから、こう言っちゃちょっと言い方悪いかもしれないけど、適当に誰も見えないわけだから、数字も詳しい人がいないわけだから、だからその辺はやはり公平にして、ちゃんとたまには業者を変えるとかそういうことも必要ではないかと思えます。できれば、そういうふうにしていただきたいなと思っています。
- それともう一つ、その環境のことですので、水の問題が一番大事なので1つ聞いておきたいと思えます。現在、与論町に飲料水として、飲料水でもほかのお茶どとかほかの飲料水ではなくて、水の部分が年間どれだけ入ってきているか。これは非

常に水道事業にも関連してくると思います。もう水道課が一生懸命水を送っても、風呂の水かトイレの水か、あとは雑用か。その辺に変わりつつあるのではないかと思うのです。飲む飲料水は、ほとんど買って飲む。我が家も水道から水を飲む者は一人もいない。それは贅沢をしているわけではない。安全、安心、信用がないからです。後ろで笑っているけど、小さな子供を持つ親なんかは特にそうだと思います。水道水をじゃあっと出してミルクをつくる人は誰もいませんよ。だからそれだけ水は重要ですので、わかる範囲でいいです、どれだけ年間にこの与論島に飲料水として水が入ってきているか。もしわからなかったらこれから調べれば、各商店や飲料水店、そういう方に調べれば大体わかると思います。その辺はどうですか。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 今おっしゃられたとおり、現状としてはたくさん入っていることは認識しているのですが、数量の把握をしたことはございません。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。できれば水道課ですから、水を提供しているわけだから、よそからどれぐらいの水が入ってきているか。それはこれからの水道事業にも関連してくると思います。飲んでいなかったら、そんなにきれいな水をつくる必要はないのではないかと。トイレ、風呂、あとは雑用、車洗う、それぐらいだったらそれに金をかける必要はない。そんなにたくさん水を与論で使用しているんだったら、タンカーで運んで来て配ればいいのですよ。それぐらい水は非常に大事なものだと思います。

そういうことで、今地下水の汚染の問題、先ほども喜山議員からいろいろあったように、私も非常に地下水の汚染、見えないところの汚染が、今汚染はありませんというけど必ず4、5年後とか来ますよ。さっきも牛の糞尿は一日いくら出しますかと、産業振興課長は20リットルぐらいと言った。僕が調べたのでは平均一日27リットルぐらいです、子牛も入れてみんな。さっき喜山議員が言ったのは、ネットで調べたら30リットルぐらいと。産業振興課長の方が正しいのかもしれないけど、大体27リットル、さっき計算をしていたけど100倍したら5万6000いくらか言ったけど、100倍ですよ。人は200グラムしか出していないと、一日20リットルだったら100倍じゃないの。5,000人の100倍だったら50万でしょう、5万人ではないのですよ。それぐらいすごい量を出しているということです。それがあと何年続いたら大変なことです。早急にそういう対策をするために、手を打たないといけない。ごみの減量を進めるとかという意識の啓発では、もうとてもではないが間に合わないです。そういう面において、私はしっかりしていただきたいなと思います。

そこで、最初の質問の答弁が僕の質問に答えていない。私は環境省が、これは今年の4月の新聞にちゃんと載っているのですよ、嘘だと思ったら調べてみてください。再生可能エネルギーの発電量導入状況ということで、島は太陽光は無理、面積もないし。地熱も無理、地下もないし。じゃあ何をするかということ、今問題になっている糞尿だとかバイオマスだとか活用できるのはいっぱいある。一番町長が読んでくれなかった最後に、この可燃ごみの中に生ごみだけでなく紙類やプラスチック類、衣類等の異物が多く含まれているため、単純に生ごみだけの集約、再利用は困難であると考えていますと書いてあります。誰もこれをしなさいとは言っていない。最初の答弁で、僕はこの実績、潜在的な導入可能量などを一覧できる形でまとめて今年度末にも公開し、また、導入状況をランキングで示すことも検討していると、これは国が出しているわけです。与論町はその辺をどういうふう考えているかという質問をしたのに、クールビズやLED、リサイクル、僕はそういう答弁は求めているのです。今考えていただいている範囲でもいいですので、わかる人でいいです、ちょっと答えてください。下の答弁は、僕が求めている答弁じゃない、こんなのは小学生の答弁じゃないの。誰か答弁してください。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） 今こちらに答弁したのは、国の方から各市町村のエネルギーの話が出ているのですが、与論町は各市町村はまだ出していないところが多くあるのではないかと思います。与論町の場合、地球温暖化対策実行計画というのは、県を通して国の方に出しています。その中でどのようなことを実行するのかという報告しているのが、このクールビズだったりLEDだったり、これを報告しているものですからこちらに数値としてではなく、こういうことを報告しているということでこれは書かせていただきました。

あと、ごみの減量化、意識の啓発というのは、今それを計画の最初でも啓発しているのですが、それが進められていないということで当たり前だということが、まだ皆さんに周知できていないのではないかとということで、再度書かせていただきまして、これからもまた常時これは忘れることなく進めてまいりたい、そういうことで書かせていただきました。以上です。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 僕からすると、県の方もあまり好意的に見られるような内容ではないです。これは普通ではないの。これは目標にするレベルの話ではないのではないの、与論町として。これは個人のレベルだよ。町全体としてどういうふうこの与論町をやっていくかという話であって、ごみの減量化とか意識啓発というのは個人レベルの話ではないか。もう少し先を見据えて、今後の子や孫がどういった社

会に住んでほしいかということを考えながら進めるべきであって、これは現状のごとくクールビズ、LED導入、これは簡単な話ではないか、電気を替えるだけだから。ごみのリサイクル、これもやっている。もう少し先を見据えて先進的な考え方、そういう方向に持って行ってほしい。こういう考え方だったら、与論は残念、沈没するよ、これは。誰も期待しないよ。幸せな島づくりと言っても、これは幸せになれない。クールビズやLEDを替えるだけじゃ、だからその辺ちょっと考えていただきたいなと思います。

そこで、提案です。やりなさいということでもない、導入してくださいということでもない、そういうことで(2)を僕は質問をしたわけなのですが、(1)と絡めて、もう少し高度なハイテクな目標を掲げたらどうかということで提案です。せんだって、ヒアリングを産業振興課長も副町長も一緒になってされていると思いますが、現在銀行さんとかいろいろな企業、全く炭素を出していない企業です。銀行さんでも炭素を出していないわけです。炭素を出してつくった紙で1万円札はつくっているはずだけど、実際は出していないわけだから、銀行なんて金貸しなのですよ。だからそういう銀行も脱炭素社会に協力しなさいと。どういうことで協力するのか、どういう部分で協力するのか、こちらは炭素を出していないから大丈夫だと。いや違うのです。私たちはその脱炭素社会を目指している企業だとか、目指しているプロジェクトにアイデアを提供するんだと、そのアイデアを提供した額、例えば、10億円のバイオマスプラントにいろいろ協力をしたということになると、10億円分の炭素を削減したということで評価を受けるわけです。そういう企業評価のために、全く炭素を出すような企業ではない企業が協力をするわけです。それで企業価値がこれから上がるわけです。そういった面で現在名前を出していると思うけど、鹿児島銀行さんがそういう脱炭素社会、持続可能な社会に協力をするということで、いろいろなアイデアを出してきていただいています。金を貸すのではない、おまえたち金を貸しに来たのかと僕は最初そういう話で冗談で言いましたけど、いや、違うのですよと。アイデアを提供して、アイデアを私たちは売っているのですと。それで私たちは脱炭素社会に協力をしているんだということで、ああ、なるほどということで理解をしましたが、その鹿児島銀行さんが今おっしゃることに、与論はこういう小さな島だと、山も川もないと。僕は地下水は近々大変な時期が来るのですよという話をしたら、その牛は何頭いるのかということで、もう人口よりはるかに多いですとこの話をしたら、そのバイオマスプラントの話を持ってきたのです。それはどうやって国に計画を上げるかと言ったら、全部私たちがしますと。与論町の予算は1円も使いませんと、そういう企業があって、そういう協力をする企業がいるのです。その企業はそれを協力したことによって、点数が上がる

わけだから。だからそのプログラム、プロジェクトだけ了承すれば、私たちがつくって国の方に上げますと。そして国が今申しているのが、国全体で100件、そのモデル事業を国の責任で進めるということで、100件選ぶんだということ、今気付いた市町村はそれに向けて今いろいろプロジェクトを申請しているところなのです。そういったプロジェクトを与論町も上げて、与論町は将来的にこういうことをやっていきますよということを公表したらどうかと。隣の沖永良部も今いろいろな面で頑張っている。2030年までとか2050年までとか目標を持って頑張っているのですよ。だから、今言うように、クールビズやLEDのレベルではなくて、それをしなさいとかこれをやろうという話ではなくて、将来的にはこういう具合に持っていきたいのですという形で、そのプロジェクトを上げるということで、僕が聞いた中では非常にいいことだなと。将来的に与論のためになると。じゃあ今までそうだけど、つくっただけでは後の維持管理、維持経費もいる、この回答にもあるように。もうこれはつくってもどうにもならんよというマイナス思考な答弁でしたが、そうではなくて、今困っている園芸、畜産、漁業、商工業、そしてこの庁舎電力も補っていきましょうと。そういうエコアイランドを目指してやっていく、こんな小さな島ですよ。幸い沖永良部、与論、喜界は世界遺産から外れました。僕はよかったなと思います。陸に見るものはないから、山もないし、川もないし。ハブがないから世界遺産は外れたかなと僕は思っているのですけどね。この3町はハブがない。やはり恐ろしいのがないと世界遺産にはならないみたいで。だからそういうのも機会に、その間にいい島がありますよ、エコを大事にし、エコアイランドとしてのすごくいい取り組みをしている島があるのですよと言えば、みんな見に来るのですよ。島の水かおいしいってね。島は安心安全だと、見るものも何もないんだから、百合ヶ浜で泳ぐぐらいです。だから是非こういった形で進めていただきたいというのが本音だったけど、訳のわからないクールビズとかLEDがね、何回も言うけどごみの減量化を進めるって。これを5年、10年やっても、どうですか皆さん。島は本当に良くなるのかね。僕はそう思いません。島自体が夢とビジョンを持って、島づくりをしていかないと。後世に本当に迷惑だと思います。私たちの先輩は何をしていたかと思われる。その辺をちょっと無駄話が長くなったけど、町長、僕の我がままな意見に対して答弁をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。大変参考になりました。また私たちも一緒に話を聞いたのですが、本当にやはり維持経費の問題、後の問題というふうなことが頭に来てしまって、なかなか取り組めなかったということで反省をしています。今後皆さんと一緒に、島の未来を見据えて取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 是非本当に夢の持てる島づくりをしていただきたい。執行部の方々は目先のやりくりで大変でしょうけど、やりくりと夢は違うんだから、すぐやりなさいということではない。ビジョンを持って計画を立てれば、必ずそこに向かって達成できる可能性はあるのですよ。真剣にやればね、適当ではなくて。それとその10年計画を、例えば本当に島の執行部の皆さんもこうありたいんだと、多分どこかのコンサルに丸投げをしてお願いをしているのではないかと思うのですが、あれはよその人が考えることだから、とんでもないところにとんでもないものをつくってみたり、それはできるはずはないのです。だから、町民が主体となってやはり執行部が主体となって、本当にこの部分はよくしたい、この部分で島は活性化するんだということで、是非進めていっていただきたいと思います。

さっきから僕は水の問題とずっと言っていますけど、是非この水の問題は大変ですよ。1回汚染されると取り返しがつかない。是非、無い知恵も絞って、是非水の問題をクリアではなくて水を守っていくような方向で進めていただきたいと、今一番問題なのは牛のし尿処理ですね。一部経済がどんどん発展するのはいいかもしれないけど、やはり足元もちゃんとしっかりして進めていっていただきたい。これから牛舎を建設する方々にもいろいろ協力を得ながら、モデル化するような方向性でどんどん今からつくっていくわけですよ、若いのが。産業振興課の方でいろいろ指導もしていただいて、隣の人が、あっ、これいいねって、真似していくようななるべく経費コストがかからないような方向、そういう方向も同時に進めながら、最終的にはこういう完全な完璧なやはり島づくりをしていくという方向に持っていきたい。もうあと10年私たち、後ろの人はいないかもしれないし、皆さんも大して変わらないから、是非私たちの時代で足掛かりをつけていくような方向で進めていっていただきたいと思っています。

この問題はもうこれで終わります。そこで、ちょっとこの問題とは違うのですが、昨年9月に質問をした件なのですけど、通告しなくても答えられると思います。教育長に一言お答えをいただきたい。9月に110番の件で、教育長に島の教育の現状を伝え、是非島の教育の振興のために、何か御協力いただけませんかというふうな110番をしていただけませんかという話をしました。覚えていますか。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。これは一般質問ですので、予算委員会とは違いますから、今回通告していなものは突然持ち出されたら困りますので、やはり論議というのは、本当に調べ尽くした内容で議員の質問に答える必要がありますので、調査も何もない状態で答弁はちょっとできないと思いますので、それはお取り下げ

をお願いしたいと思います。

○2番（原 栄徳君） 答弁というより、昨年やりますといった話ですよ。その返事を聞きたいだけの話。検証するのも我々の仕事ではないですか。言いつばなしではなくて。

○議長（高田豊繁君） 再三になりますが、これを一般質問ですから、例えば後ほど補正予算が出ますが、そういった予算の審議の中で関連付けておっしゃるのは差し支えないと思いますが、ということです。

○2番（原 栄徳君） わかりました。そのときにお伺いしたいと思いますので、今日は早いようですが、この環境問題、水問題、是非前向きに取り組んでいただきたいと思っています。以上で終わります。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君の一般質問を終わります。

次は、7番、大田英勝君の発言を許します。

7番。

○7番（大田英勝君） 皆さんこんにちは。最後になりましたが、よろしく願いいたします。

本町におけるワクチンの接種が、多くの皆さんの御苦勞のたまもので順調に推移していることに対し、関係各位に心から敬意を表したいと存じます。また、本町の観光動画「ウェルカム・トゥ・パラダイス」が、ドイツの国際観光映像祭「ザ・ゴールドンシティー・ゲート」の観光誘客の地域部門で最優秀賞に輝いたことは、まさに快挙であります。国際大会での映像関係の受賞もこれで3回目となりました。これは、与論の自然や文化が、素材として世界的にみても超一級の魅力的なものであるということが証明されたこととなります。映像作成に関わった全ての皆様に、心から敬意を表したいと存じます。是非ともこれらの映像を有効活用し、コロナ収束後の観光客のV字回復につなげてほしいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、令和3年第2回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

#### 1 与論空港に愛称を付けることについて

- (1) 全国各地の空港で、空港のイメージアップや集客向上を図るため、空港に愛称を付けるところが増えている。沖縄・鹿児島の場合でも、新石垣空港の「南ぬ島石垣」、種子島空港の「コスモポート種子島」、大島郡内でも徳之島空港の「徳之島子宝」、沖永良部空港の「えらぶゆりの島」などがある。全国的にも多くの空港がユニークな愛称を付け、宣伝効果を上げている。与論空港にも、与論にふさわしい愛称を付けることが望ましいと考えるが、町長の見解を伺いたい。



## 2 住宅用火災警報器の交換について

- (1) 住宅用火災警報器の設置が義務付けられて去る6月1日で10年が経過した。町民の安心安全を守るため、住宅用火災警報器は重要と思われる。そこで、現在の本町における火災警報器の設置率を町として把握しているか。また、火災警報器は電子部品の劣化などを考慮し、交換時期を10年としているものが多く、交換時期が迫っていると思われる。沖永良部与論地区広域事務組合に交換の呼び掛け強化を働き掛ける必要があると考えるが、町長の見解を伺いたい。

## 3 カラスの撲滅対策について

- (1) 本町にカラスが出現して久しくなるが、これまで撲滅のためにどのような取り組みをしてきたのか。そして、現状はどのようになっているのか。また、これ以上カラスが増えると撲滅は叶わなくなると危惧するが、今後どのように取り組んでいくのか伺いたい。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） まず、与論空港の愛称についてです。

御指摘のとおり、近年、知名度や利用客を増やすために親しみやすくユニークな愛称を付ける空港が増えています。

これまで本町の観光推進戦略においては、「与論島」を「ヨロン島」とカタカナ表記することで、「ヨロン」という名前をPRすることに努めてきたところであり、その意味においては、与論空港という島の名前が付いていることが、そのままPRにつながっているということもあるかと思っています。

また、幸いにもヨロン島観光PR動画が世界的な場においても高く評価を受けており、「ヨロン」という名称と島の持つ自然・文化の魅力を全世界へ発信できたものと感じています。

今後、どのような空港の名称が島のPRにより効果があるかということについて、観光協会とも協議を重ね検討してまいりたいと考えています。

次に、住宅用火災警報器の交換についてです。

住宅用火災警報器の設置が義務化されて10年が経過し、電池の寿命や電子部品等の劣化が進んでいる可能性があり、本体機器の交換時期がピークを迎えているところです。このことから、町民への機器交換の啓発について、与論分遣所と連携して対策強化を図ってまいりたいと存じます。啓発方法として、沖永良部与論地区広域事務組合において作成されたパンフレットの町内全世帯への配布や週報・ホームページ等による広報を行ってまいりたいと存じます。

なお、御質問の本町住宅用火災警報器の設置率は、現在86%となっています。付け加えますと、先日の町内放送でも消防署の方から交換のことが出ておりました。

次に、カラスの撲滅対策についてです。

これまでカラスの駆除活動については、町の猟友会及び島外の猟友会に依頼し、銃器を使った駆除を行っています。

これまでの駆除活動により、過去5年間で20羽を駆除していますが、現在のところ、昨年の秋に20羽以上が1カ所に集まっているところの確認されています。

今後の取り組みについては、引き続き、町の猟友会の協力を得ながら、新たな駆除体制や駆除方法を整備してまいります。

また、カラスは人目に付かない高く茂った木に巣をつくることから、町民の皆様からも広く情報提供をいただき、巣の撤去にも取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 空港に付けられた愛称というのは、先に述べられた以外にも地域になじみの深い動物や花にちなんだもので、たんちょう釧路空港、コウノトリ但馬空港、対馬やまねこ空港、五島つばき空港、宮崎ブーゲンビリア空港などがあります。また、近隣の有名な地名や観光地にちなんだものが、阿蘇くまもと空港、オホーツク紋別空港、富士山静岡空港、信州まつもと空港、岩国錦帯橋空港などがあります。そして、漫画の作者にちなんだものでは、鳥取砂丘コナン空港、米子鬼太郎空港などがあります。その他、人物にちなんだものが、高知龍馬空港や岡山桃太郎空港、祭りにちなんだものが徳島阿波おどり空港などがあります。また、出雲大社が縁結びの神様を祀ることから出雲縁結び空港となり、隠岐がユネスコ世界ジオパークに認定されているということで、隠岐世界ジオパーク空港というものもあります。珍しいものでは、北海道の中央付近にあるということで、北海道のまん中・旭川空港、富山きときと空港というのがあります。きときとは、富山弁で新鮮とか、いきいきとかいう意味があり、富山の新鮮な海の幸を宣伝することを目的にした全国初の方言の愛称となっています。

また、山形にはおいしい山形空港、おいしい庄内空港というのがあり、公募した応募の中には、さくらんぼやお米のつや姫、芋煮、吟醸酒、米沢牛など食に関するものが多かったそうです。また、食以外でも蔵王や月山、最上川などの雄大な景色、花笠踊りなどの祭り、全ての市町村に湧き出る温泉など、たくさんの応募があったとのことであります。そこで、おいしいという言葉には味が良いという意味だけではなく、好ましいとか優れているとか、見事だとかいう意味もあるということで、食・景色・祭り・温泉など、全てがおいしいという思いを込めておいしい山形空港、

おいしい庄内空港ということで、山形県の二つの空港を同時に愛称の決定をしたということでもあります。ちなみにそのときの公募は県内外から3,741通の応募があったそうです。このように全国各地であの手この手で知名度アップ、集客向上ということで、いろいろな形で頑張っておいでです。

先ほど与論空港という名前が「ヨロン」という言葉を地域のこの名称を使っているので、もうすでにPRになっているのではないかという答弁もありましたが、それプラスアルファで付加価値を付けて、もっともっと効果を上げるためにということでお願いをしているところでもあります。我が与論空港にもできるだけ早く、町の方でそういった空港の名前を付ける方向で取り組んでいってほしいのですが、町長の決意をお願いいたしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。全国にいろいろな空港があるという、名前に愛称を付けている空港があるということは承知をしていますが、私はできれば簡単なほうがいいと思っていたものですから、ただし、それも私の意見ではなくて、やはりみんなと協議をして考えていかなければならないというふうに改めて思うことです。観光協会とも話をしながら、また皆さんの御意見を拝聴しながら検討してまいりたいと思います。言われるように、本当に与論の島を将来にわたってPRするにはどういう名称がいいのか、どういう基準でまた進んでいくのかというようなことですね。それから公募の方法はどうするのかということの具体的な話し合いをしていかなければならなくなるのではないかなと思いますので、そういう点もまた検討してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） やはり与論にふさわしい与論らしさ、なるほどと思われるような名前を付けるのでなければ、ただ単に名前を付けただけだったら、もともともう付けないほうがいいと思います。ああ、なるほどどうまいこと考えたな、これだったらちょっといいなと、いろいろな人に多くの人に感じてもらえるような名称をいかにして付けるかというのがまたこれからの課題だと思いますが、ひとつそういう思いを込めて、是非とも早急に取り組んでいただきたいと思います。やはり観光PRというのは、先ほどの動画もありますが、ああいったのも大いに活用する、いろいろな形でいろいろなことにみんなが何か惹かれて、そこに行くというようなことがあると思いますので、是非ともそういう名前の面でも与論に本当にマッチしたようなものを見つけ出して、是非とも取り組んでいってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に移りたいと思います。令和2年7月1日現在での住宅用火災警報器

の設置率は、全国平均で82.6%だったそうです。都道府県別では第1位が福井県の94.8%、第2位が宮城県の92.1%、第3位が鹿児島県の91.1%であります。ここで言う設置率とは、条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、1カ所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合がこの設置率という数値だそうです。設置率が70%を切っているのは、第46位の佐賀県の68.1%、最下位沖縄県の57.5%であります。一方、条例で設置が義務付けられている部分全てに設置されている世帯を指す、条例適合率という数値があるのですが、これで見ると全国平均が68.3%、第1位は同じく福井県の87.0%、第2位が石川県の84.1%、第3位は我が鹿児島県の81.8%となっています。このように鹿児島県は全国的にみても設置率、条例適合率とも高い水準にあり、喜ばしいことでもあります。しかしながら、我が沖永良部与論地区広域事務組合消防本部は、従来から設置率、条例適合率とも低く、令和元年6月の調査では設置率が60%、条例適合率が30%と極端に低くなっており、全国にある726消防本部の中でも沖永良部与論地区より低いところは二十数カ所しかないという低さでありました。1年経って、昨年7月の調査では、設置率が79%、条例適合率が55%と大幅に伸びてきています。大幅に伸びたと言ってもまだまだ全国的に見ると、さほどの位置ではありませんが、とにかく非常に伸びたことは伸びています。これは毎年調査があるのかわかりませんが、恐らく令和元年が6月1日付け、それから昨年が7月1日付けの調査となっていますので、まもなく今年の数値も出るのではないかと思います。この令和元年から令和2年にかけて、設置率が非常に沖永良部与論地区で大きく伸びたのですが、その要因がどういうところにあったか、もし把握しておられるのであれば教えていただきたいと思えます。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

この住宅用火災警報器の設置につきましては、沖永良部与論地区の火災予防条例に基づく業務となっております。その設置状況の調査の方法というのが明記されています。調査を実施する世帯を無作為抽出により決定し、調査員により訪問調査を基本とするということをやっているようです。各年度で島全体を調査することではなくて、例えば平成27年度は何々集落、その次の年度は何々集落、そういったところで訪問をして調査をされているということで、それを順次合算して、10集落だったら÷10とかというふうに出しているようです。そういったところで平成27年度から令和2年度までの調査した結果をいただいておりますが、極端に70%台ということでの報告ではなくて、80%以上になっているようです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） その80%以上というのが、先ほどの答弁の中にあつた設置率の86%ということですよ。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 平成27年度に、叶15世帯、それから平成28年度に朝戸10世帯、平成29年度に茶花20世帯、平成30年度に那間、平成31年度に西区、令和2年度立長、令和3年度古里といったことで、調査世帯数を回ってその全体の世帯数の設置した住戸、それを案分と言いますか割って出した数値が80%というふうになっているようです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） わかりました。この調査結果の資料の発表の中にも、抽出調査ということで若干の誤差があるということを含んだ形の発表だったと記憶しています。設置率が86%だったのですが、条例適合率についてもおわかりでしたら。設置すべき箇所全部を設置された家庭という。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この調査については、立ち入りはできない調査でして、訪問をして聞き取り調査をされているようです。実際、住宅用火災警報器を設置する箇所が定められています。例えば寝室とか階段の上とか、それが1つの家に何カ所かあるわけですね。それを全部把握している住人についても、それがどれだけというのがよく理解されていない部分もあるかと思いますが、そういったところで調査自体は、完全に86%確実にやっているというのはちょっと言い難いかなとは思っています。

それと設置基準に満たされているかどうかというのは、私もちょっと勉強不足でお答えできないところです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 住宅用火災警報器の設置が義務化されて、その後の火災発生件数は明らかに減少しています。また、警報器を設置していると、万一火災が発生してもボヤ程度で済むことが多く、半焼や全焼になることも少なくなっているというデータも出ています。火災による死者も明らかに減少しています。このように住宅用火災警報器は町民の生命、身体、財産を守るためにも重要な機器でありますので、今後も設置の推進とか点検、交換の呼び掛けを強化するよう、町の方からも消防本部に強く要請をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に移りたいと思います。カラスの件なのですが、皆さんも御承知のとおり、カラスはとても賢い鳥だと聞いており、私も高校時代、大島の山の中ですぐ近くにカラスがいたので、石でも取ってちょっとぶつけてみようかなと思ったら、

向かったときにはすでにいない、私よりはずっと賢かったという話がありまして、なるほどやはりカラスは賢いのだなということを実感したところなのですが、そして今日またカラスの撲滅について質問しようかなと思っていたら、今日6時頃ちょっと目が覚めたときに、カア、カアと2回、まだ起きないうちに目が覚めて布団の中でしたが、そんな感じで、あれ、もうすでにわかっているんだなということ、やはり三歩ぐらい先を進んでいるなということで、これはちょっと撲滅は難しいのかなと一瞬思ったのですが、いや、本当の話なのです。最近、与論小学校の付近にも電線にカラスが1羽とか2羽とかよく来てとまって、カア、カアと私を何かおちよくなるような感じでいたのですが、最近ずっといなかったのですよね。それが今日この質問の当日に、目が覚めるとその程度じゃ駄目だぞと言われているみたいなき感じだったので、それぐらいカラスの撲滅は厳しいのかなと実感しているところです。

それで、20羽ぐらいの1カ所に集まっているところが確認されているということで、何か以前は10羽とか12羽とかいう話を聞いたのが私は最後だったので、何だこれは減っているのではなくて増えているなということで、非常に心配しているのですが、この辺の担当は産業振興課ですか。どんなですか、少し撲滅の可能性あたり、皆さんの感触としてはいかがなものでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） カラスにつきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、すごく頭がいい鳥で、例えば猟友会にお願いした場合には、最初の1、2羽とかはいいようですが、あとはやはり人を覚えたり、車を覚えたり、車の音を覚えたり、服装を覚えたりということで、カラスから聞いたわけではないのですが、猟友会の方々がやはりそういった形でものを覚えるということで、なかなか撲滅が進まないというのも1つはあります。通常狩猟期間は11月15日から2月15日ということになってはいますが、やはり撲滅しないといけない、狩猟期間を延ばさないといけないということで、令和2年度から協議会を設置したら狩猟期間外でも打てるということでしたので、令和2年度に設置して猟への幅を広げた処置をしています。現在猟友会の方々とかいろいろお願いしているのですが、実際猟友会の方々が持つる銃器に関しましては、ほとんどが空気銃ということで、飛距離とかそういったものが伸びないということで、なかなかキジを打つものに関しては、キジは狙ったら座り込むものですから、キジに関してはいいのですが、カラスに関しては近づくと飛んでいくとか、そういったのでなかなか駆除が進まないということも1つ原因のようであります。ですから、やはり銃器にしても1基当たり30万円から70万円ということで高額で、やはり銃の質、ガス銃とかになってきますと75万

円という高額なのですが、現在与論の方とゆかりのある徳之島の方とかにお願いをして、いろいろカラスを呼ぶ呼び笛とか、そういったのをうまく使って、実績とかありますので、こういった方々もお願いをしながら撲滅に努めているところです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 今答弁されたのが、新たな駆除体制や駆除方法の説明だったのですかね。もしほかにも新たな駆除体制、駆除方法、法整備というところで漏れがあったら教えてください。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） 新たな駆除体制と申しますと、この鳥獣害を駆除するに当たりまして防止計画というのを作成します。平成30年度防止計画を策定しまして、平成31年、32年、33年と、今年が防止計画の見直しになっています。その中に新しくカラスの駆除とか卵を取るというような形で明記しまして、先ほど答弁の中にもございましたが、巢の駆除もあわせてまいりたいと思います。キジの場合はすでに卵の採取ということで設けてありますので、こちらも結構な効果を得られていることもありますので、なるべく銃器も使いながらそういった形で努めるには、カラスに繁殖をさせないというそういった項目も入れたり、あとは箱網というのがありますが、与論以外の数の多いところでは箱網でおびき寄せて獲るといった形があります。与論の方でも以前そういった箱網を使っているのですが、なかなか駆除には至っていませんが、専門家の意見も聞きながら、そういったある資材を使いながら、同時にそういった方法で取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 意欲的にその駆除の対策も練っているようですので、まだ諦めたわけではないですよ。そろそろこれ以上増えるともう無理ではないかなというような感触が私なんかにもあるわけなのですが、是非とも諦めずに、もうちょっと一気呵成に短期集中で何とか頑張ってください、何とか朗報が聞こえるように頑張ってくださいと思います。ひとつよろしくお願いたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

-----○-----

#### 日程第5 議案第29号 与論町新型コロナウイルス感染症対策基金条例

○議長（高田豊繁君） 日程第5、議案第29号「与論町新型コロナウイルス感染症対策基金条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第29号、与論町新型コロナウイルス感染症対策基金条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、全国的に感染拡大の傾向が続いている新型コロナウイルス感染症に対し、本町の実施する感染症拡大防止策、感染の影響を受けた地域経済の回復及び町民生活の支援などに係る各種施策の財源として、本町の予算で定める額及び全国の方々から賜った寄附金を本基金へ積み立てることにより、感染症対応策の安定的かつ機動的な推進を目的とするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第29号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号、与論町新型コロナウイルス感染症対策基金条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、与論町新型コロナウイルス感染症対策基金条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第30号 与論町税条例等の一部を改正する条例



○議長（高田豊繁君） 日程第6、議案第30号「与論町税条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第30号、与論町税条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）が令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日（地方税法施行令の一部を改正する政令は原則として令和5年4月1日、地方税法施行規則の一部を改正する省令は原則として令和6年1月1日）から施行することになりました。

これに伴い、所要の改正、規定の整備等を行うため、与論町税条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、与論町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、与論町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第31号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第7、議案第31号「与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第31号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、支給対象期間を令和3年9月30日へ改めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第32号 令和3年度与論町一般会計補正予算（第3号）

○議長（高田豊繁君） 日程第8、議案第32号「令和3年度与論町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第32号、令和3年度与論町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、財政調整基金繰入金5,568万円、繰越金1億6,750万円などを追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費1,590万6000円、水産振興費1,068万9000円、住宅管理費2,813万3000円、学校校舎等建築促進基金への積立金に7,500万円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ3億166万9000円を追加し、一般会計予算総額47億5,807万7000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 歳入なのですが、8ページの死亡獣畜処理センター運営費負担金が約1100万円入っていますね。それと同じ8ページの子育て世帯生活支援特別給付事業補助金475万円、それともう1点、9ページの奄美群島成長戦略推進交付金が1000万円ちょっと余っていますが、この3点について御説明をいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） それでは、歳入の農林水産業費負担金、山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） お答えいたします。

こちらにつきましては、死亡獣畜処理センターにかかる歳入です。こちらの内訳としましては、今年度4月1日に条例が制定されたということでございまして、今

まで農協の方で令和2年の9月競りから令和3年の5月までの競り分の770万8500円の分と、今年度7月、9月、11月、1月、3月ということで5回ほど競りがございます。そちらから1頭当たり1,500円ということで337万5000円を計画しておりまして、農家の積立金ということで1108万3000円を計画しているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 次に、民生費国庫補助金、田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） これは、ひとり親世帯に対しましては県の方から直接振り込みとかございますが、それ以外町の方で進めるものがございまして、児童手当とか特別児童扶養手当等をもっている子供さんの中で、住民税が非課税の世帯に対しまして、対象児童一人につき5万円の支給がございまして、あと18歳以下の特別扶養、障がいを持っているお子さんであったり、また障がいがなくともこの3月1日以降に収入がすごく減少した世帯、それは県の方の示した数字の中で、一応概算として475万円を計算してございまして、これがまた實際上申請する部分とか今後変動はあると思っております、今のところ概算請求の中で475万円を計上させていただいております。

○議長（高田豊繁君） 次に9ページの総務費県補助金ですが、山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） こちらにおきましては、令和3年度奄美群島水産業活力向上プロジェクトということで、3.5トンほどの漁船の導入計画をしています。こちらにおきましては、組合員6人ということで若い漁業者の育成とか研修の受け入れ可能な漁船とかを一応整備されるということで、年間2件から3件ほど島外から与論の方で漁業をしたいということで申されましたが、今までそういったものの受け入れがないということで、今回この事業で6人の方々が導入していただくということでして、あとそれに通信費を加えまして1054万円ほどの歳入を計画しています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 続いて、新型コロナウイルス対策利子補給事業、沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

新型コロナウイルス対策利子補給事業につきましてですが、これは奄美群島広域事務組合が利子補給の交付要綱の現在要綱案を作成しまして、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響を受けた中小企業それから組合等、そういった方々の借り入れに対して与論町が利子を補給していくということです。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

1番、南有隆君。

○1番（南有隆君） 歳出の16ページ、負担金、補助及び交付金です。民生費の9

番、子ども食堂もポイントアップ！元気度アップ！推進事業費とあるのですが、子ども食堂は実際何か運営されたのか教えてください。

それと、22ページのヨロン特産品支援センター運営費です。その中で気象観測サーバ使用料とあるのですが、これは特産品と何の関係があるのか教えていただきたいと思います。

それと最後に24ページ、マイナポイント事業費54万4000円とあるのですが、実際与論町において、マイナポイントはどの程度利用されているのか教えてください。お願いします。

○議長（高田豊繁君） それでは、質問の最初の部分の16ページの民生費、社会福祉費の中の子ども食堂もポイントアップ！元気度アップ！推進事業費について、田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 子ども食堂もポイントアップ！元気度アップ！推進事業というところで、昨年度まであったのですが、その子ども食堂ということでは実績は上げていないのですが、今年はこの名前を変えまして、高齢者地域支え合いグループポイント事業というところで、そちらの方に名前が変わりまして、こちらの方に14万7000円補正を上げています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 続きまして、22ページ農業費の17ヨロン特産品支援センター運営費の中の気象観測サーバ使用料、山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下秀光君） お答えいたします。

こちらにおきましては、ヨロン特産品センターをつくる際に、向こうの方に気象観測ということを一括してサーバを入れて、向こうで日夜町民の方も見られるということで気象観測を入れた関係上、ヨロン特産品センターに設けているものです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 24ページの商工費、目16マイナポイント事業費の説明、松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） こちらについて御説明いたします。

こちらのマイナポイント事業につきましては、マイナンバーカードをつくった方が対象になっていますが、ちょっとまだ人数の方の統計はとっておりません。大変申しわけございません。以上です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 27ページの海洋教育推進事業費、この前年度精算返納金というのがあるのですが、これの説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） この返納金につきましては、令和2年度分でご

ざいまして、コロナの影響によりまして出張や研修が中止になった、そのような研修費または講師を呼んで研修会を開くときの報償費、または需用費等がこの返納金となっています。ほとんど旅費の228万円が一番大きな返納金というふうになっています。それが最大の理由です。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） これはどこに返納するのですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） この予算は100%日本財団からいただいて運用しています予算でございまして、そちらの方に残ったものは返すということになっておりまして、返納するということになります。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） これに関連して質問させていただきたいと思います。総務企画課長、実はこの金額に対しての質問ではないのですが、指定管理で今SCの皆さんに5000万円以上の指定管理費を払って管理させていますよね。B&Gとか艇庫とか中央公民館とかやっていますよね。そしてその件に関連して申しわけないのですが、たくさん質問しませんから、参考までに言わせてください。本当は委員会でしたかったんだが、本会議でしたほうが一番ベターだと思って質問します。聞かせてください。

実はですね、今変なうわさが聞こえているのですよ。というのはどういうことかと言いますと、今大金久海岸の方にSC、いわゆるこの日本財団からのあれで渚の交番というものをつくらうとしていますよね。それに対してSCの方で、全面的にどこの業者にもう入札をさせるということで今話が進んでいるみたいなのです。これは、与論町があるから日本財団もこの事業をさせるわけであって、ましてや与論町から5000万円以上の金をその委託金として指定管理費として出しているわけですよね。そうした場合には、これはほかの業者から何か言われたら、いわゆる建設業者から言われたらおかしくなるのではないかと、それが一番心配なのです。だからそれで何が言いたいかと言いますと、これだけ与論町のお金を指定管理費に使ってこの事業をしようとしているグループが、この自分の好きな業者に仕事を持って行って、そのままさせるとしたらおかしくなるのではないかと。もしも、ほかの業者から突っ込まれたら、これは大変な問題が起きるのではないかと、私はそれが心配なのです。だから、まだ入札も済んでいませんから、そういううわさが聞こえるから、これは役場として例えば担当課の総務企画課長として、指導助言をすることはできるのですか、できないのですか、どうですか。知っている範囲で、できるかできないか聞かせてください。

○議長（高田豊繁君） ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時35分

再開 午後4時37分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑に入りたいと思います。

2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 16ページの民生費の10番の在宅支援人材育成事業費150万円、これは業務委託料ということで載っていますが、これはどこに業務委託をして、どういった人材を育成するのか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） これは、当初予算の中で600万円の人材育成事業ということで御説明した件なのですが、社会福祉協議会の方に委託をいたしまして、こちらの方でお一方、看護師として大変スキルの高い方をお入れいたしまして2年間を予定しているのですが、与論町内の医療機関、介護施設、障害者支援施設等の現状と課題を分析いたしまして、そういった中で在宅支援を行う施設等の新設のための後方支援、人材の育成確保、在宅介護サービスの充実を図るための研修会組織等を立ち上げていくということで始めた事業です。それで当初その方の人件費等だけを考えていたものですから、その後やはり社会保険とかちょっとまともろもろの経費が必要となってまいったものですから、その補正として150万円を計上させていただきます。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） もうその方は4月1日から入っているのですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） はい、入っていらっしゃいます。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） いろいろな支援をする方だということで今聞きましたが、どういった方というわけではないが、その県のどこからどういう方を紹介してあるのか。そしてどういう内容で、2年間で在宅医療の充実ということで、開設とか今言っておられましたが、2年間でその方向で在宅支援介護施設をつくるということなのか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 与論町での看護師の方々がなかなか島外に行って研修

会ができないので、高度な看護技術の研修会ができないものですから、そのスキルアップができないという点もある中で、その人材育成をしながら、そしてまた在宅支援がどうしても支援が少ないという点もございまして、将来的に看護ステーションを立ち上げることによって、そこで看護ステーションの中で看護師の方々が医師の指示をもらって各家庭を回って、在宅の中でも看護、介護ができていくような形をつくってまいりたいということで、与論町の場合は施設に在所で入っていらっしゃる方は結構割合は高いのですが、在宅の中での支援サービスの方が非常に低いものですから、そういった在宅においても、介護ができる看護ができるそういった体制をつくってまいりたいということで、この在宅支援人材育成事業を始めたものです。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） そしたら、その2年間を目途にしているということで、3年後にはもうそういったサービスが受けられるということですか。それとも、まだ3年後もいろいろこういう形で支援事業をしていくとか、そういったことになるのか。2年間終えて、3年目からは在宅医療が充実していくということでもいいのですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） できるだけ早めに、そういった在宅事業所を立ち上げられるように努力してまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） それは、福祉センターの方ということなのですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 福祉センターの方も当初考えたのですが、やはり社会福祉協議会としては、看護よりも介護に特化したいという考えがあるものですから、看護は看護で別の事務所を立ち上げる形になると思っています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） わかりました。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 20ページの塵芥処理費、町単独備品購入費、クリーンセンター2トンダンプとなっていますけど、これは今あるやつを廃車して、この車を入れるということですか。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） 今、実は2トンダンプはもう去年のうちに廃車しております、今はリサイクルセンターのものを交互にといいますか、空いたときに持つてくるとかいう感じで使っております、両方の施設に不具合が生じていますので、



去年購入予定だったみたいなのですが予算がつかなくて、今年またこういう形でお願している形です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 関連してですけど、このクリーンセンターのいわゆるバックヤードというのですか、いろいろな備品庫がやはり狭い感じがするのですよね。現場の方に聞いても、やはりいわゆるごみでも屋根があったところにあつたら、もっとリサイクルもできるし、その辺もあるので、今後事業の中に取り組んでほしいなということと、もし前に消防組合の方でも1回提案したことがあって、救急車とかを廃車したときに、廃車したら廃車手数料とかいろいろお金がかかりますが、競売して処分したらどうかということをご提案したら、与論の分遣所の方の救急車もそれで入札して処分したのですよ。本来はお金を出して処分しなくてはいけないものを、少しプラスアルファで処分できるということもあったもので、今から町のいろいろな備品とか設備とか、学校のロッカーとかなんかも処分しているみたいですけど、そういうことに関しては一定のオークション、与論町だけでもいいから何かそういう仕組みをつくったらいいなという感じがするのですけど、以上、提案ということでよろしくお願します。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 新庁舎を建てる際に、旧仮庁舎の方でオークションとこのをやりまして、多くの机とか椅子とか応接セットとか、そういったことをやってまいりました。今後どうしても使えないというのは、もう廃棄になるかと思いますが、使用ができる内容については、またそういった形でできるだけ手数料等が要らないように、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、令和3年度与論町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、令和3年度与論町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第33号 令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（高田豊繁君） 日程第9、議案第33号「令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第33号、令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、県支出金県補助金38万9000円を追加しています。

歳出の補正としまして、総務費レセプト点検費3万9000円、保険給付費傷病手当金35万円を追加しています

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第33号、令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、令和3年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第34号 令和3年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）

○議長（高田豊繁君） 日程第10、議案第34号「令和3年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第34号、令和3年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、一般会計繰入金10万円を追加しています。

次に、歳出の補正としまして、業務委託料10万円を追加しています。

これは、と畜場の衛生管理に国際規格の新しいハサップ（HACCP）システムを導入することとなったことから、衛生管理責任者及び作業衛生責任者の業務委託料を計上するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、令和3年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、令和3年度与論町と畜場特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、6月18日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時30分に繰り下げて開くこととします。

定刻まで御参集お願いいたしたいと思います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後5時05分

# 令和3年第2回与論町議会定例会

第 2 日

令和3年6月18日

**令和3年第2回与論町議会定例会会議録**  
令和3年6月18日（金曜日）午後3時29分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

- 第1 議案第35号 塵芥収集車（4t車）購入に係る物品売買契約の締結について
- 第2 陳情第2号 真正地区東部道（仮称）の整備について（環境経済建設常任委員長報告）
- 第3 陳情第3号 南増木名地区農道（仮称）の舗装整備について
- 第4 陳情第5号 古里地区中水溜農道（仮称）の舗装整備について
- 第5 陳情第4号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務厚生文教常任委員会）
- 第6 発議第1号 与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件について（林隆壽議員ほか3人提出）
- 第7 発議第2号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人提出）
- 第8 議員派遣の件
- 第9 閉会中の継続審査・調査について  
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 1番 南 有 隆 君   | 2番 原 栄 徳 君     |
| 3番 林 敏 治 君   | 4番 林 隆 壽 君     |
| 5番 喜 山 康 三 君 | 6番 福 地 元 一 郎 君 |
| 7番 大 田 英 勝 君 | 8番 野 口 靖 夫 君   |
| 9番 沖 野 一 雄 君 | 10番 高 田 豊 繁 君  |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町 長	山 元 宗 君	副 町 長	久 留 満 博 君
教 育 長	町 岡 光 弘 君	総務企画課長	沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長	大 角 周 治 君	税 務 課 長	武 東 真 奈 美 君
町民福祉課長	田 畑 文 成 君	環 境 課 長	朝 岡 芳 正 君
農業委員会事務局長	久 野 泰 司 君	産 業 振 興 課 長	山 下 秀 光 君
商工観光課長	松 村 靖 志 君	建 設 課 長	町 本 和 義 君
教育委員会事務局長	田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長	川 上 嘉 久 君
水 道 課 長	仁 禮 和 男 君	与論こども園長	富 士 川 智 恵 美 君
茶花こども園長	富 千 加 代 君	児童発達支援センター長	龍 野 勝 志 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長	町 健 司 郎 君	書 記	池 田 レ ミ 君
---------	-----------	-----	-----------

開議 午後3時29分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第35号 塵芥収集車（4t車）購入に係る物品売買契約の締結について

○議長（高田豊繁君） 日程第1、議案第35号「塵芥収集車（4t車）購入に係る物品売買契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君） 議案第35号、塵芥収集車（4t車）購入に係る物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

塵芥収集車（4t車）購入について、指名競争入札により決定した落札者と物品売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） この塵芥収集車の契約ですが、指名競争入札ということで何者が入札されたのでしょうか、お尋ねをします。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） お答えします。

12者中4者が入札しています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） わかりました。

次の質問は、議決には直接関係しないのですが、参考資料として出させていただきました物品売買契約書の体裁について少し確認をさせてください。議決には影響しないのですが、まず1点目、収入印紙がついていますよね、つけてもらったのですよね。通常の商品売買には収入印紙は貼らなくてもいいのですが、これは貼らなくてはならない理由があるということですよ。その説明をまず求めたいと思います。

あと契約書としての体裁があまりきれいではないものですから、通常であればこ



の契約書はカットしたのかわかりませんが、仮契約日、本契約日あるいは契約担当者、契約者、そういったのを一番下あたりに持ってくるのが通常の形だと思うのですが、そういった体裁も含めて。また、後で議決することに気付いて慌てて入れたのか、本文の中で「この契約は仮契約とし、与論町議会承認後に本契約とする。」というのがここに書いてあるのですが、この「貳拾伍字挿入」となっていますが、ちょっと細かいところを申し上げれば、通常契約書をつくったりする場合、この文字の数は句読点も普通は入るのですよね。そこで「貳拾七字挿入」であれば正しいと思うのですが。細かいところですが、あと受付印も令和3年だと思うのですが、令和の「令」「令和」がないし、2003年なのか、そこをしっかりとこういう細かいところの体裁をきれいにしていただきたいというのが印象として受けるのですが、そのあたりあわせて説明を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） それでは、まず印紙の貼り付けは不要だということで、朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） すみません、御指摘のとおり、単なる物品売買の場合は印紙は必要がなかったと思います。申しわけありません。

あと、ほかの指摘に関しましては、今後例えば受付印とかそういうのは間違いなくはっきり見えるような形で、きれいに体裁を揃えてやりたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 一番最初の収入印紙のところの説明が、ちょっと説明不足かなと思うのですが、収入印紙を貼らなくてはいけないという理由は、例えば消防自動車みたいに特殊車両とかを買うときには、結局物品売買、売買契約ということでなくて、印紙税法にありますけど単なる物品の売買ということではなくて、製造の請負という理解になっていて、2号文書と7号文書というのがあるのですよ、印紙税法の中にですね。それで、この場合は特殊な車だということで、製造請負契約にあたるということで、収入印紙1万円貼り付けていると思うのですが、ちょっとその説明がなかったのですが、そういう理解でよろしいか確認させてください。

○議長（高田豊繁君） 朝岡環境課長。

○環境課長（朝岡芳正君） はい、そのとおりでいいかと思います。

○9番（沖野一雄君） 以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、塵芥収集車（4t車）購入に係る物品売買契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、塵芥収集車（4t車）購入に係る物品売買契約の締結については、可決されました。

-----○-----

日程第2 陳情第2号 真正地区東部道（仮称）の整備について（環境経済建設常任委員長報告）

日程第3 陳情第3号 南増木名地区農道（仮称）の舗装整備について

日程第4 陳情第5号 古里地区中水溜農道（仮称）の舗装整備について

○議長（高田豊繁君） 日程第2、陳情第2号「真正地区東部道（仮称）の整備について」から日程第4、陳情第5号「古里地区中水溜農道（仮称）の舗装整備について」までの3件を一括議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第2号、真正地区東部道（仮称）の整備について」「陳情第3号、南増木名地区農道（仮称）の舗装整備について」「陳情第5号、古里地区中水溜農道（仮称）の舗装整備について」の審査の経過と結果を御報告をいたします。

当委員会は、6月15日火曜日、午前9時から全委員出席のもと開催し、執行部から建設課長、産業振興課課長補佐の参与を求めて現地調査を行い、その後委員会室において審査いたしました。

「陳情第2号」から調査結果を申し上げます。本陳情は、畑地帯総合整備事業以前、農用生活路線として住民の往来に広く利用されていたとのことです。一帯の大規模な基盤整備が行われ、畑地としての環境整備はされてきたものの、集落道については、地区外ということで、整備が見送られていた経緯があります。

近年、農業の近代化に伴い、農業機械の大型化が進み、農業振興の観点から農用路線として、また生活路線としての重要度が増しています。本路線は新設ですが、陳情沿線の全ての地権者からの同意も得られています。

「陳情第3号」「陳情第5号」の調査の結果について申し上げます。両陳情とも畑地帯総合整備事業により、幅員4メートルの砂利道で整備され、長い年月が経過しています。沿線で農業を営む集落以外の土地利用者をはじめ、生活道路としても地域住民に広く利用されています。陳情書の中にも記載されていますが、近年、通行車両の大型化と経年劣化等が相まって、路面の凹凸で降雨時に水溜まりが多く、二輪車での通行時には転倒の危険性もあるなど、営農及び日常生活に支障を来しているとのことです。よって、農家の意欲と生産性の向上を図るとともに、利用者の利便性を図る観点から、舗装整備の早期実現を要望するものです。

採決の結果、3陳情とも早期の整備実現こそが地域の生産性向上と住民生活の利便性を促進させるために重要であるとのことから、陳情者の趣旨に賛同できるとして、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） 環境経済建設常任委員長報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第2号、真正地区東部道（仮称）の整備について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第2号、真正地区東部道（仮称）の整備についてを採決します。この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、真正地区東部道（仮称）の整備については、採択することに決定しました。

次に、陳情第3号、南増木名地区農道（仮称）の舗装整備について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号、南増木名地区農道（仮称）の舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、南増木名地区農道（仮称）の舗装整備については、採択することに決定しました。

次に、陳情第5号、古里地区中水溜農道（仮称）の舗装整備について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号、古里地区中水溜農道（仮称）の舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号、古里地区中水溜農道（仮称）の舗装整備については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第5 陳情第4号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務厚生文教常任委員会）

○議長（高田豊繁君） 日程第5、陳情第4号「義務教育費国庫負担率の引き上げをは

かるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

4番。林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第4号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月15日火曜日、午前9時から全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、改正義務標準法が成立し、小学校の学校編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられ、今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要であり、さらに、きめ細やかな教育をするためには、30人学級の実現が不可欠であるとした一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあることから、自治体間の教育格差が生じることは問題であり、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担率を引き上げることは必要であり、その旨を国に対し意見書を提出することとして、全会一致で本件を採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） 総務厚生文教常任委員長報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第4号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第6 発議第1号 与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件について  
(林隆壽議員ほか3人提出)

○議長（高田豊繁君） 日程第6、発議第1号「与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 発議第1号、提出者、与論町議会議員、林隆壽。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫、同じく喜山康三、同じく大田英勝。

「与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由を申し上げます。

議員活動と家庭生活との両立支援をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。

なお、附則において、この規則は公布の日から施行しようとするものです。

議員各位の御賛同方をよろしく願います。

○議長（高田豊繁君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号、与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「与論町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 発議第2号 義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出について（林隆壽議員ほか2人提出）

○議長（高田豊繁君） 日程第7、発議第2号「義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出について」を議題とします。  
本案について、趣旨説明を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 発議第2号、提出者、与論町議会議員、林隆壽。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫、同じく与論町議会議員、大田英勝。

「義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出について」を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子供たちが全国どこに住んでいても、一定の水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

豊かな子供の学びを保障するための条件整備として、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることが不可欠です。

このため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものです。

よろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号、義務教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「教育費国庫負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第8 議員派遣の件

○議長（高田豊繁君） 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定し



ました。

-----○-----

#### 日程第9 閉会中の継続審査・調査について

○議長（高田豊繁君） 日程第9、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回与論町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時59分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高田豊繁

与論町議会議員 林 隆壽

与論町議会議員 大田英勝